

# 研 究 紀 要

## 第 2 集

### 目 次

- 自由民権運動と朝鮮問題  
——とくに大阪事件について—— .....中 塚 明 ( 1 )
- 「家庭経営」の指導にあたって.....清 水 歌 ( 18 )
- 理科における実験・観察技能の評価について.....次 田 吉 次 ( 25 )  
佐 藤 宗 雄  
渡 辺 仁 治  
森 井 実  
竹 村 咏 子
- 「山城国謡歌九番」について  
——中世末期歌謡の一考察—— .....橘 健 二 ( 1 )
- ジョン・L・チャイルズの教育思想  
——「教育と道徳」を中心に—— .....三 鼓 慶 藏 ( 8 )

1 9 5 9

---

奈良女子大学文学部  
附属中学校・高等学校

表紙目次 正 誤 表

次田吉次 中世末期歌謡の一考察 三鼓慶藏(8)	誤
次田吉治 中世末期歌謡の一考察 三鼓慶藏(27)	正

「山城国踊歌九番」について

橋 健 二

頁	段	行	誤	正
1	下	17	おられる。	おられる。(注5)
2	上	1	和東	和東
3	上	1	るう	りうる
"	"	24	句数現形態	句数形態
7	上	9	間もなやの。	間もなやの。(隆達小歌集七六)
"	"	18	三重県一志郡童謡	(三重県一志郡童謡)
8	上	23	(宗安小歌集)	(宗安小歌集一四四)
20	上	22	②	節
21	下	1	宗安小歌集	宗安小歌集一一五
23	下	11	(注)	(注3)
"	"	13	(注3)	(注4)
26	上	1	鳥帽子	鳥帽子

# 自由民権運動と朝鮮問題

— とくに大阪事件について —

中 塚 明

## 1. 自由民権運動と朝鮮問題 ——序論として——

植民地支配の問題は近代日本史における民主主義の発達のうで、重大なひとつのつまずきの石であった。民主主義的政治家といわれる人であっても、支配者として、あるいは指導者として朝鮮や中国にたちむかうとき、その国内における民主主義的な主張を最後までつらぬくことができなかつた。何故ならば、朝鮮や中国に対して支配者たる限りにおいて、少くとも基本的には、日本の国家権力との対立は解消するからである。このことは、逆の面からいえば国内において民主主義的な課題の実現に真正面からたちむかい、これが実現に真実努力しているかぎりにおいては、日本による朝鮮や中国の従属化という政治的な関心は殆ど問題にならないし、ある場合にはかかる政策に反対である場合すらもあるということである。

日本のブルジョア民主主義革命運動といわれる、自由民権運動においてもこのことは例外ではない。自由民権運動の思想に国権的な主張がつよくみられるということがしばしばいわれるが、国権的主張は運動の昂揚や退潮という、運動の夫々の段階とともにそのあらわれ方もかなり異つていることに注意すべきであろう。

自由民権運動と国権的主張のあらわれ方を論じるとき、つぎの三つの時期にわけて論じることができると考える。

第一の時期は1874（明治7）年民権議院設立建白が板垣ら下野参議を中心に行われ、運動の火ぶたがきっておとされるときから、1877（明治10）年立志社の政府弾劾の建白書がだされる頃までである。この時期は自由民権の思想が急速に国民に滲透していきながらも、まだ広汎な国民を組織しておらず、運動の指導権が士族出身のインテリゲンチヤににぎられていた時期である。

第二の時期は運動がたかまり、1878（明治11）年愛国社が再興され、全国の政社の連合ができ、国会開設という政治目標に向つて広汎な国民が結集され、自由党がその指導政党として1881（明治14）年10月誕生し発展した時期である。（この時期は自由民権運動がもっとも組織的に行われ、国内の民主主義的課題に真正面からとりくんだ時期であると考えられる。）

第三の時期は自由党の幹部が保守的になり1882（明治15）年11月黨員たちの反対をよそに幹部らが外遊することで、指導政党としての資質をかき、運動が分裂し、一連の激化事件が起つてそれが政府によって弾圧され、自由民権運動が退潮していく時期である。

この三つの時期区分は自由民権運動の時期区分としても適當であると考えられるし、同時にこれは自由民権運動と朝鮮問題に関する歴史においても当然対応する時期区分でもある。

即ち、第一の時期においては運動の指導権は士族出身のインテリゲンチヤににぎられ、したがつて対外問題に関しても、封建的排外主義、領土拡張、国権拡張の主張が強い。この時

期の終り頃、運動の指導者が広汎な国民とのむすびつきを得はじめるともなおその残存がみられる。この時期の代表的な言論機関であった『評論新聞』紙上にあらわれた「琉球可伐論」<sup>9)</sup>や社説としてかかげられた「征韓論」<sup>10)</sup>などに当時の代表的主張をみることができる。就中33号の社説「征韓論」は評論新聞の40号頃まで全巻にわたって展開された朝鮮征服論の集大成ともみなされるものである。彼らの征韓論の目標は卑屈頹迷な朝鮮を日本の領土にし、そのことによって欧米列強に比肩することであった<sup>11)</sup>。かかる傾向はこの時期の末期、その主張に政府の保護をうけずに、自力で発展しようとする産業ブルジョアジーや、農民の要求を反映しているとみられる、1877(明治10)年6月の片岡健吉らの「立志社建白書」でもなお残存してみられる。この建白書では政府弾劾の八項をあげ、その一つに外国干渉の処分をあやまったことを指摘している。その中で政府が台湾征伐・江華島事件をおこしたことをなじりつつも、1873(明治6)年の征韓論を擁護していることなどがそれを証拠だてるであろう<sup>12)</sup>。

しかし第二の時期になると事情は大きく変化してくる。この時期に国権的主張を前面におしたてた条約改正の建白を行おうとした福岡共愛会の説をしりぞけ、国会の開設こそ急務であって、人民に参政権を与え、世論を作興することなしに条約改正のことも不可能であるとのべ、運動の向うべき目標を国会開設に定めることに成功した愛国社の第三回大会のひとつまは著名な事実である<sup>13)</sup>。こうした民主主義的課題の実現と、そのうえに立つ民族的な主張という論理が行われている時期には、封建的な排外主義、領土・国権の拡張の要求は殆ど影をひそめてしまうのは当然であろう。愛国社の理論的な指導的雑誌であった、『愛国志林』・『愛国新誌』の全巻に朝鮮問題に関心を示した記事が見当たらないのは偶然ではない。彼らの間では「我邦ノ国権ヲ振起スルハ、之ヲ条理ニ照スモ国会ヲ起シテ人民ト共議セザル可ラス、又威力ニ頼ルモ国会ヲ開設シテ以テ人民ト一致協和ヲ計ラザル可ラス、嗚呼、目今ノ急務ハ国会ヲ起スヨリ先ナルハ莫シ」<sup>14)</sup>という主張が支配的であつた。したがって亜細亜諸国の有士の交際をひらき、東洋諸邦を興起奮振せしめることを説き、かたわら国内の民権を抑圧しても可なりというような主張に対しては、「内国人民ノ自由権利ヲ抑シテ亜細亜振興ヲ謀ラントスルハ根ヲ絶テ花ヲ求ムルガ如シ」<sup>15)</sup>という明快にして痛烈な反論を加えることができたわけである。また自由民権運動と朝鮮問題との関係を調べる上で一つの大切な事件である1882(明治15)年7月の朝鮮の壬午事変に際しても、1884(明治17)年の甲申事変におけるときは異り、自由民権派の反応も慎重で穩健であつた。ことに自由党の機関新聞『自由新聞』は、日本政府が朝鮮の内政に干渉することには反対である旨をのべた<sup>16)</sup>。こうしたことは、自由党が自由民権運動の指導政党として、また国内の民主主義的課題にとりくんでいた時期における対外問題に対する態度を示すうえで興味ある事実であると思われる。

第三の時期に至り、自由民権運動の戦列に分裂がおこり、政府の弾圧も加わって運動が行詰ってくると、第二の時期にみられた民権と国権の正しい統一の理論は崩れ去っていく。板垣退助や後藤象二郎がフランスのうしろだてで、朝鮮に干渉を計画するものこの時期になってからである。わたしが本稿でのべようとする自由党大阪事件は、1885(明治18)年にひきおこされたものである。

大阪事件については従来、さまざまな意見がのべられているが、わたしは以上のべた自由民権運動に関する歴史的な見通しの上に立ってこの事件を論じたいと思う<sup>17)</sup>。

## 2. 大阪事件をめぐる従来の諸見解

大井憲太郎を中心とした朝鮮内政改革運動として知られている、所謂大阪事件については『自由党史』をはじめ『東隣民権史』などにも記述されている。1933（昭和8）年には石川諒一氏によって『自由党大阪事件』という単行本さえかかされている。また『大阪弁護士史稿』（下巻、1937年刊）は大阪事件について、1887（明治20）年大阪重罪裁判所での大井らの裁判の公訴状、公判廷の訊問記録、判決書を収載している。これは事件の内容を詳細にしるうえで極めて貴重な史料である。

しかし大阪事件を自由民権史上、あるいはもっと大きく日本近代史上に位置づけ一定の歴史的意義を明らかにしたのは、平野義太郎氏の『馬城大井憲太郎伝』（1938年刊）がはじめてである。そして戦後民権運動史の研究が盛になったが、大阪事件を直接とりあげた研究はまだあられせず、その一部として事件にふれた著作がみられるだけである。

本論に入るまえに従来の諸説の簡単な紹介をしておこう。まず平野氏であるが、氏は前掲書において、朝鮮での1882（明治15）年の壬午事変から1884（明治17）年の甲申事変にいたるわが国官野の朝鮮改革運動についてのべ、さらに1885（明治18）年の大井らの朝鮮改革運動にいたる経過を概略明らかにしたのち、つぎのようにのべている。「此処に特筆さるべきことはこの経過で小林権雄を中心として展開され来たにも拘らず、曩に後藤象二郎・板垣退助が仏国の水師提督クールベと諮り、仏国銀行より資を得て朝鮮改革を為さんとする方向と、首領大井・副首領新井が朝鮮独立を支援せんとする、この自由党左派の大阪事件の方向とは対蹠をなすことである」<sup>100</sup>とのべ、第一審裁判所での大井の弁論によりつつ事件をつぎのように意義づける。「一言以て尽せば清国の干渉に対する復讐・復仇主義に非ず、韓国に対する侵略主義に非ず、『東洋政略』といふも決して朝鮮を餌に使うものに非ず、欧米二三の強国の意を迎へる退嬰外交を攻撃しつつ、その番兵たることに甘んずるを非とし、又普通の戦争の如く其の国に対するものではなく、況んや其の人民に対するものでは更でない。其の目的は朝鮮の独立安全を望み、國民大衆の心に出たるに非る時の支配者事大党を殲し、独立党に政權を掃せしめ因って民庶の自由平等を招来し、日本、朝鮮衆民彼我の間、兄弟の如く同情相隣み、艱難相救ひ、朝鮮の安寧幸福を図ると同時にこの同じ自由平等経綸によって日本国内の政治を改良し、随つて又、この日本国策経綸の基礎の上にも大連細谷改良の指導原理を樹立するに在る」<sup>101</sup>と。言葉の微妙な響きに1938（昭和13）年当時の日本の社会的諸事情に対する配慮を伺うことができるが、この見解は戦後にもひきつがれて変っていない。即ち大阪事件は「東洋諸民族の解放と日本の民主革命を同時的に行おうとするものであり、東洋社会の近代化・ブルジョア民主主義運動においてアジア諸民族と日本の交互的な連帯性を示したものである」<sup>102</sup>と戦前の見解はさらに発展させられている。

こうした見解に三つの点をあげて反論したのは井上清氏である。即ち第一に大井が朝鮮の独立を維持するのに欧州諸強国、就中フランスの保護をあおがなければならないと考えていたこと。第二に専制政治への反対はなく、結果的には政府の軍国主義を強化すること。第三に清国を敵視していたことの三点である。そして大阪事件は国内の革命が退潮期に入り、他方では西欧資本主義国の東亜侵略が激しくなって、日本の最良の民主主義者もその民族主義の限界の故に、東洋の被圧迫民族の連帯を失い、日本は東洋の覇者たるべしとすることにいたる過渡期、また専制政府との闘争の場を民主か専制かではなく、対外硬か軟かにもとめていく第

一步であったと平野氏らの見解と全く正反対の意見をのべた。<sup>13)</sup>

わたしは従来の諸研究に教えられながら、いままであまり利用されることのなかった記録なども利用して、大政事件をつぎの三つの点にとくに力点をおいて論じてみたいと思う。その第一は、事件の指導者たちが朝鮮をどのようにして独立させようとしていたかということ。第二は、そのために事件参加者がどのような組織性と計画性をもっていったかという点。第三に事件の参加者は国内の民主主義運動について、どう考えそれを遂行しようとしていたかという三点である。

### 3. 朝鮮の独立をどうして維持するか ー指導者たちの論理ー

さて、大井憲太郎や小林樟雄などによって朝鮮改革運動が準備・計画されはじめたのは、1885(明治18)年3月頃であった。もっとも彼らは少くとも1884(明治17)年の自由党の解党が行われたころ、自由党の中で朝鮮改革のための動きが行われていたことを知ってはいたが、彼らの中で自主的に計画を進めたのは、その翌年の春になってからである<sup>14)</sup>。その間には朝鮮で甲申事変(1884年12月4日)が起り、その処理を行った漢城条約が締結され(1885年1月9日調印)、更に伊藤博文と李鴻章との間に天津条約の交渉が始められ(1885年4月18日調印、5月27日公示)、また6月頃にかけて前年から続いていた清仏戦争も落ち着いた(1885年6月9日天津で李バトノートル条約成る)<sup>15)</sup>。

こういうアジアをめぐる状況の中で、わが国では甲申事変の責任が清国にあるとして清国及び朝鮮の政府に対する憤りが広まり、かつ漢城・天津両条約では日本政府が、清国の責任を不問にしたとあって、政府の外交政策が「退嬰姑息」であると政府を非難する空気が強まっていた。ところが1883(明治16)年の秋から金玉均らと謀り、朝鮮の「改革」を行おうと画策していた後藤象二郎や板垣退助はかかる朝鮮並にアジアの状況の変化によって、その計画から手をひいていった。その際、彼らが手をひいた理由の一つに、清仏戦争の終結ということがあったらしいことは特徴的なことである。そこでかつて後藤・板垣と仏公使館の間を通訳としてとり結んでいた小林樟雄によって大阪事件の端緒がつくられるわけである。

「清仏の案件は平和に局を結びたれば何分志の如くならざること有りて、其時日の空しく経過することになりたるなれども、是非此志(=朝鮮を独立させるという)をば遂げんと欲し、其後は我国若干の義心ある人と結び朝鮮に押渡り事を遂ぐる積り」<sup>16)</sup>になって小林から大井へ、更に有一館の幹事である磯山清兵衛へと拡がり、事件の指導部が形成される。そして彼らの中で渡韓実行者の首領に磯山、内地にあって金策に従事するものに大井・小林という任務分担が略々完了、更に7月20日には新井章吾が渡韓実行者の副首領格として指導部に加わっている。それから11月23日の大井らの大阪での逮捕、新井らの長崎での逮捕にいたる檄文起草・渡韓壮士の募集・爆薬製造・資金集めなどの過程についての詳細は「大阪弁護士史稿」によって知ることができる。それで事件の具体的内容については、行論中論旨に必要な限りでのべるとして事件の概略をここでかくことは省略する。ここでは先にあげた三点のうち、第一の点、即ちこれらの指導者が朝鮮の独立をどのようにして達成しようとしていたか、ということについて考えてみたい。彼らの運動の目的は『自由党史』によれば次の如くである。「其意に謂へらく、朝鮮の孤弱を扶翼し、其独立を完ふせんには宜しく清国干涉の跡を絶たざるべからず、而して之を為さんには先ず政柄を掌握せる事大党の首領を登し、之を一掃することを勉め、朴、金一派の独立党をして要路に立たしめざるべからず。然る時は一に

は以て我国旗及び我國民の被りし侮辱を雪ぐを得べく、一には以て日清韓三国の葛藤を惹起し、世局大に變じ、我人心自ら奮起すべく、政府狼狽の余、事を輿論に藉らざるを得ざるに至らん、内治改良の端、手に唾して挙ぐべし、外は以て義に仗り朝鮮の独立を輔け、内は以て政弊を掃蕩し、立憲責任の政治を創始するに足らむ、洵に一挙兩全の策なりと」<sup>90</sup>。そして『自由党史』の表現をかりるならば、この計画は「後藤の計画を踏襲」するものであった。何故ならば板垣も後藤も、亜細亜の半島に新立憲國を建造せんと欲していたし、そうすることによって清國干涉の免るべからざる状態を出現させるであろうし、そうなればそれに応ずる策をたてると共に同時に國論を挑起して内政刷新の機を促して、一挙に議院開設を執行しようと考えていたからである。<sup>91</sup>しかし、先にみたように平野氏らによると大井らの計画は、後藤らのその踏襲ではなく、まさに反対の方向であったということである。即ち、板垣・後藤が侵略的「自由の友」としてのフランス資本主義の走狗となつたのに反し、大井らの計画は真実、朝鮮の独立を助けようとしたものであるという。<sup>92</sup>

たしかに第一審裁判所における大井の弁論<sup>93</sup>を読めば、平野氏らのいわれるように、朝鮮に対する復讐主義、侵略主義の意圖を大井はもっていなかったかのようである。小林すらも「朝鮮國民の我國民に対して加へたる汚辱を雪がんとする気持は、最初より自分の胸中に浮び出でざることであつた」<sup>94</sup>と陳述している。

しかし、この運動の目的の最も肝心の朝鮮の独立ということについて、どうしてそれを達成しようとするか、という点で彼らの論理は、後藤らと果して異つていただろうか。この点は井上清氏も疑問を提出し、否定的な見解を明らかにしたが、少し詳細に指導者たちの論理を追ってみよう。

まず事件の端緒を作つた小林樟雄であるが、彼は計画の任務分視について裁判長が問うたのに対し「大井及び自分は内地にありて金策に従事し、又金玉均に謀ることもありて露仏の有志に謀るべきこともありしなり」<sup>95</sup>と答えている。また警察での第10回調査で「朝鮮の独立を図るに就ては、朝鮮政府を顛覆して独立黨に政権を執らしめ外國の力を以て之を保護するに在り、露は常に朝鮮に垂涎するを以て其野心を利用して支那の朝鮮に対する暴力を牽制せしめんと欲す、又仏に謀り、朝鮮の独立を維持せしむる計画をなすときは支那は如何ともなす能はざるべし、是の故に朝鮮の独立を回るは万全の良策にして決して輕率に非ずと信ぜり」<sup>96</sup>とのべているし、更に「事大黨を殲すとも朝鮮は直ちに独立せず、独立黨に政権を取らしむれば支那は怒りて兵を差しむるやも知れず、事此に至らば我々は露に結び若くは仏に謀ることもあるべく、東洋の大事件となるべければ、東洋自由の旗掲げと申して然るべし」<sup>97</sup>とのべている。後藤・板垣とともに朝鮮改革運動を計画した小林であるから、この言葉があるのは当然であるかも知れない。しかし、「それは被告及び大井、磯山、新井等の目的なりや、被告一人の目的なりや」との間に答えて、「詳細に話したることなけれども、平日の語気より推察すれば、大井、新井の兩名は先ず大同小異ならん、磯山は平生沈黙家なれば、其主義其目的は得て知るべからず、但彼もヤルと云ひ居たり」<sup>98</sup>とのべている。

われわれは大井憲太郎の弁論や陳述を子細に読んでみると、多少のニュアンスはあれ、小林のいうように、彼らの論理は大同小異であることを見出すのである。即ち、大井は「之（＝朝鮮）を独立せしめ歐洲諸國の『プロテクション』を受けしむれば其各國競争をなし諸強國の権力を均うするの<sup>(77)</sup>上に於て其の独立を維持するを得べし」<sup>99</sup>とのべているし、更に「日清に葛藤を生ずれば支那が朝鮮に対することは自然跡廻は必至にて日本に向ふに相違なし。左

すれば我國は支那の進撃を受くること必定なれば其の間に於て支那を拒ぎ歐洲諸強國中仏國に依て保護をうけ、其獨立を維持するを得べし』<sup>㉓</sup>ともいっている。また、警察の調書に於ても「呉の孫權が赤壁の戦に黄蓋をして偽りて曹操に降らしめ遂に大勝利を得たる如く、朝鮮人を露西亜に遣り、勢援を求むるときは魯は飲んでこれを容れ……」<sup>㉔</sup>とのべている。これからわかるように、大井の論理は小林のそれとはほぼ同様であった。

また運動の指導者の一人であり、のちにみるようにすぐれた専制政府攻撃の理論家であった新井章吾も、こと朝鮮に対する政策では前二者と何ら変るところがない。即ちいう、「支那は日本人が朝鮮の獨立を助けたりと聞かば、一も二もなく直ちに日本に向つて戦を挑むなるべく、若し左なくとも、自分は獨立黨の一人をして詐りて支那に訴へさせる積りでありました。……左すれば日支互に相争ひ、又朝鮮に拘りて居る訳には参りませんから、自然朝鮮に対する支那の処置は、寃になりて参ります。其間に我々は機を四方に飛ばして、大いに義勇兵を募り、又自由の爲に戦うという彼の義勇なる仏國と謀り、精銳なる軍艦、銃砲等の器械を以て事に従へば、支那は一方には日本を引受け、又一方には朝鮮を引受けることに相成りますから、假令三面六臂ありとも遂に力屈して、朝鮮の獨立を認むるに至りましようから、其獨立は必然出来るに相違御座りません。自分は今一つ考へて置いた方策が御座ります。其れは右の策は万一其の通りに行かなかつた時には、自分は各國公使の間に周旋して仲役を仰ぐ積りでありました……」<sup>㉕</sup>と朝鮮の獨立の方策をのべているのである。

いまみたように大阪事件の指導者たちが、その目的の最も肝心の朝鮮の獨立をどうして維持するかということについては、第一に清國の勢力を朝鮮から追出すこと、そして第二に歐洲列國一統中、露仏兩國の保護をうけることによってそれが可能であると共通して考えていたことが明らかになった。

かつて板垣・後藤が朝鮮改革の計画を考へていた時、板垣が仏公使にその資金を借りる交渉を行つてこう語っている。「(この運動は)秘密運動に属するの故を以て、其資を募るの便を欠く。而して予密かに貴國の爲に謀るに、今や独逸は既に朝鮮に顧問を派し、其勢力を扶植せるも、貴國は他國に比して一籌を輸するものあり。幸にして貴國の力により貸すに百万円の資金を以てせらるれば、貴國は奮に東洋に於いて自由の友たるの名譽を博することを得るのみならず、其交際を開くや遅くして、而かも其勢力を植ゆること却て他國に勝るものあらん」<sup>㉖</sup>と。そして彼らは資金と軍艦二隻を供給される約束を得たのである。

この板垣の考へと、大井ら三人との考へを比較してみれば、後者には確かに、フランスのために謀つて朝鮮改革運動をやろうとはしていなかつたとはいえる。しかし、大井らの方向が、板垣らのそれと反対の方向であつたといつたり、東亞諸民族の解放を行おうとするものであつたという評價を下すならば、それは大いに疑問である。

何故ならば、第一に彼らは清國を非常に敵視していただけではなく、清國に対する公然たる侵略的意図をさえもつていたからである。即ち、大井は、法廷で次のようにのべている。

(戊) 如此計画は何時の頃より今日に至るまで継続したるや有形の主意に於ては清仏交渉に原因し、無形計画は今日に継続しているか。被告が予審第一回の調書中に福州に兵を出すの談判をなしたり云々と謂うことがあるが之に相違ないか。

(大) 如何にも談判を致しましたに相違はありません。

(裁) 被告の予審第5回の調書中に事を仏人に計り、福州を占領するの計画をなし被告は率先して同意者を募らんことを尽力し云々とあり之に相違ないか。

(大) ハイ、専ら之に尽力致しましたけれども、中途にして事発覚に及び実に残念でござります<sup>90</sup>。とのべ、清仏戦争に乘じ、福建省の占領を仏人と計画していたし、而も大阪事件の時にもなお計画は放棄されていない<sup>91</sup>。また指導部も含めて事件の参加者が公然と清国の領土に攻め込み満洲を占領し、北京を攻略しようと考えていた<sup>92</sup>。こういう事実は主観的には清国の近代的な改造を望んでいたとしても、客観的には歐洲列強の中國分割をたすけ、また、清國からの独立という名目で朝鮮に進出しようとしていた、天皇制政府の政策と重なりあうものではなからうか。

第二に、朝鮮の独立ということが、たとえ仏国のために謀ることではなかったとしても、列國の勢力均衡の上にもその独立をはかるといふことが、果して本当の独立になるのだろうかという点である。指導者たちの論理には、右にのべた清國に対する激しい敵意を誦みとすることは出来ても、英獨露仏などの歐洲列強に対する反対は勿論、これらの諸國がアジア諸民族に及ぼしている民族的抑圧に対する批判をすら殆どみとめることが出来ないのは特徴的なことである。元來、我國の民権派の諸新聞はアジアに対する英露の進出に深い考慮をはらっており、就中、露の朝鮮政策には憂慮の念を持って見守っていたし、また大阪事件が準備されている最中に、英露の対立から、英の巨文島占領事件—朝鮮の領土の占領である—すらが起っている。かかる状況下で朝鮮の独立を「米國の獨立したるが如く、瑞西の歐羅巴に存立するが如く、朝鮮は貧弱と雖も国力平衡の術を以て之を助くるときは、必ず成らざるの理なきを信ぜり<sup>93</sup>」と考えるのは、著しく観念的な歴史的類推であり、結果的には列國の勢力均衡による朝鮮の分割にはなっても、およそ朝鮮の独立とは縁遠いことになるのは明らかではないだろうか。身を朝鮮人の地位において、この運動を計画したという大井たちにとっては、あまりにも國際政治にうとく、その政策の観念的性格が指摘されなければならない。

以上、要するに大阪事件の指導者たちが、朝鮮の独立にどういふ方策をもっていたかという点についていえば、われわれは後藤や板垣のそれとは反対の方向を指摘することは不可能なばかりか、客観的には天皇制政府が甲申事變の責任を専ら清國並に韓國政府におしつけようとして、國內の排外主義的宣伝を強化したことにきまつたと思ふ。これをアジア諸民族と日本の交互連帯性を示したものとしたり、國際主義に進んだ民族主義のあらわれであるといったりする前述の平野氏や遠山氏の評価は、言葉の誇張をとおりこして明らかに間違つた評価を下したものである。

#### 4. 大阪事件の計画性・組織性

次にわれわれは、事件の参加者が実際に事をおこすに當つてどのような組織性・計画性をもっていたかという点について検討してみよう。従來、大阪事件について論議する場合この事件が、どれ程の組織性・計画性をもっていたか、ということは殆ど論じられたことがない。いままたよみにこの朝鮮改革運動は最も基本的な点において、著しく観念的性格を持っていたが、たとえ平野氏のような評価を行つたとしても、實際にその目的にふさわしい組織性・計画性を持たないならば、その計画は絵にかいた餅のようなものであつて、現実的な力を發揮することは出来ない。従つて事件の評価は、目的、手段、そのための組織といった点全体を統一的に理解して始めて正当になりうると考える。わたくしが、ここで事件の計画性・組織性について述べようと思ふのはそういう意図からである。

以下法廷における事實審理から、その点にふれてみよう。

1887（明治20）年6月2日の第6回公判で裁判長は「事件に関する経費は幾何の予算にて人を募るには、如何なる手段を用いるということは、目的を達する上に於て必要と思はるるが……」<sup>292</sup>と、順次、人員の集め方、その数の決定、資金の募集方法、渡韓後の手段について問を発している。それに対し、大井はつぎのように答えている。

人員は初め小林と協議して40～50名と決めた。そして30名や40名を募ることは易々たることで、たとえ50名にするも容易であるが、のち資金の都合で（先述した福州出兵の計画があった時、人員は集ったが、資金不足で目的を達することができなかつたのにこりて）人員を30～40名ときめた。そしてどういう人を朝鮮につれていくかについては、渡韓責任者である磯山の意思を牽制するのはよくないと思って別に何事もいわなかつたという。<sup>293</sup>

しかも、渡韓実行者のみならず、大阪事件に参加したものの参加の仕方は決して目的意識的に参加したものではなかつた。その理由については、次節で国内の民主主義革命運動との連関で考えたいと思うが、ここでは法廷での大井の発言から、それを証拠だてる材料をあげておきたいと思う。即ち彼はいう。

「段々に御訊もあること故 總て関係を有する者と其関係を起したる所以とを申し上げん。此計画の同意者として決して之を募りしには非ず、此らの関係者は……皆以心伝心ともいふべきものにて、謂ゆる意気投合して出来たるものなり、是の故に我は斯様のことを計画せり同意しては如何と募りしにも非ず大井や小林が何か計画している様子だからとて誰いうとなく招かず募らず出て来るもの、即ち今回の関係者なり」<sup>294</sup>と。この大井の発言は事件の参加者が漠然と集ってきたものであるとのべ、その間に有形的な約束のなかつたことを陳述したものであるが、これは決して裁判所に事実を隠蔽するためにとられた策ではないと考えられる。彼は翌日の公判で「我々は事此に至り何を苦しみて事実の隠蔽をなさんや」とのべて、自ら立ってもう一度、その組織が一に無形の良心を頼みとしたものであり、当時流行の社則とか規約とかいうが如き、鎖をもって結合したものでないとして力説している。<sup>295</sup>

こうした朝鮮改革運動を起すに当つての人々の非組織的な結合の仕方は、また実際に朝鮮に渡つてからどのように活動するかという点についても殆ど討論らしい討論も行はれず、行きあたりばつたりのものにならざるを得なかつた。法廷における小林の答弁はこの点を証拠だてる上で興味深いから少し引用してみよう。

（裁）分任後権限内のことは決して他と協議せざるか、又事重大ならば相談するか。

（小）我々の團結は有形的規則などに成りたるものに非ず、無形の熱心をもって自然に成立したる有志の結合なれば、一旦心に約したることは決して違えざる積りなるをもって、別に議する必要なし、但し権限内のことに附協議せんとするは其人の勝手なり。…（中略）…

（裁）併し実行者に附ては器具人数、又は費用等のことを予定せざれば実行者も困るべく、内地に居る者も困るべければ何とか此辺の予約なかるべからず。

（小）それは実行者に任せしことにて、例へば刺客を随へるか砲手を用いるか、其人の見込次第にて器具なども其人に任せしなり。

（裁）目的は既に聞きしが、方法は如何、漠然として解し難きにあらずや。

（小）初めより相談せず、また相談すとも蛇足なりと思ひしなり。

……（そして事大党をたおす手段についても）

（小）遊説（即ち必ずしも事大党の主だった者を殺さずとも、自由の主義を遊説して感服させれば目的を達するという方法）は当初の考えにありたれども、必ず腕力にてやることと

し朝鮮は世界各国の注目する所なれば、にぎやかにしつかり遣つて呉れといひぬ。

(裁) 相手の如何なるを知るべからざるに、にぎやかにしつかり杯とは、云はれぬことならずや。

(小) 相手は現政府に立つ事大党なれば相当の人員を用ゐるべきは勿論、ては世界の耳目を聳動すべきことなれば、はれやかに遣れと云ひしなり。

(裁) されば日本義徒とでも書したる大旗を押立てざるべからず、暗夜暗殺などすればはれやかに非ず。

(小) 方法は別段に相談せず。<sup>39)</sup>

このような小林の陳述からうかがえることは、朝鮮に行つてからの行動の仕方については事件参加者の間に、夢にもにた考えが漠然とあつただけで、具体的な方策については何ら決められていないばかりか、討議さえも行われなかつたことである。勿論「実施に行ふ所の手段方法の如きは時と所と敵とによりて変すべきものなれば、機に臨み変に依じて宜しきを制するものである」<sup>40)</sup>ということはいえる。しかしたおそうとする相手は、現に政權を握つてゐる勢力であり、而も日本の政府もその当時においては、一時的に朝鮮から後退している時期であつたという事情を考えれば、實際に朝鮮に行つてからどうするかということは、最も真剣に考えられなければならなかつたはずである。朝鮮における政治勢力の分析、そしてそこからどういう勢力と結んで事を運ぶか、そして更に實際に事を起す前後に生ずるであろう様々な可能性のまゝもつての考慮などのことぐらひは当然論議されてよいことである。

南多摩の豪農であつた村野常右衛門がこの計画に参画し、大井にあつて「渡韓の計画は誠に以て丈夫快心の一大壮舉である。なれどもその名正しからずんば、或は事の成らざらんことを惧れるのであるが、就ては、壮心ひとたび跌いて、今しも我国に亡命せる独立党の首領、金玉均を擁して、韓土に入るを可とすると自分は存するが」との大井の賛成はえたが、小林は「彼れ金玉均は輕率の男で、嘗ては、後藤の雄図を破つてゐる。しかるに今彼れを擁することは危険も甚だしくおまけにそれに要する巨額の費用に堪へ得られぬ」とその提議を拒否した<sup>41)</sup>。そしてその小林に別段反論、或は他の手段でもつてしても朝鮮の独立党の人々と結ぼうとする対案も村野からもだされず、小林の言はもつともとされ、指導部を含めて、そういう考慮はついぞなされなかつたようである。

このような事実は、大阪事件には粗雑という以上に、殆ど計画らしい計画がなかつたこと、また組織だつた秩序を殆ど持つことがなかつたことを示している。

渡韓実行者の責任者であつた磯山清兵衛が、壯士をひきいて愈々出発という時期になつて居所をくらまし、この計画からたもとをわかつていったことも、相互の感情のもつれや、資金の不足という事情があつたにしても、基本的には右にのべたような非計画的な計画、非組織性に基くところの実行責任者としての自信の喪失にその原因があつたのではなからうかと考えられる。

以上のべたように、大阪事件はその計画性・組織性からみても、すぎ去つた自由民権運動のいわゆる激化諸事件一なかでも福島・秩父・飯田などの諸事件一とくらべて一段とおとつていて、その進歩性や革命性を云々することは出来ないものとする。

## 5. 国内の民主主義革命との関連

いままでわれわれは大阪事件がその基本的政策からいつても、その計画性・組織性からい

でも、著しい観念的性格を持っていたことを明らかにしてきた。それでは、こういう性格がどんな原因に基いているのであろうか、ということが次に問題になる。われわれがこの問題に答えることは、同時に大阪事件の他の側面、即ち朝鮮の改革運動を起すことにより、同時に遂行しようとしていたといわれる、「内治改良」(=日本の民主主義革命の遂行)という側面にも光をあて、その姿を明らかにすることにもなると考える。

大阪事件の指導者を含めて参加者の多くが、おおかれ少かれ、朝鮮改革運動を起すことによって日清間の葛藤を生じ、内治改良の目的を達することができるであろうと考えていたことは前述のとおりである。そしてそのような戦略が国内の民主主義運動を遂行する立場からいえば、明らかに混乱したものであることは戦後の諸研究が指摘するところである。しかしここではまず事件の参加者の多くが、彼らなりに論理的にはあれ、或は非論理的にはあれ、その差は多様にあったとしても主観的には真実明治の専制政府の政策に不満をもち、それを打倒ないしは改良しようと考えていた事実から出発しよう。

いま、別表に示した1887(明治20)年9月24日大阪重罪裁判所で判決をうけた58人(他に獄中で病死したものをいれると62人になる)の事件関係者を、事件に関係した行動様式から大別するとほぼ次の四つに分類されよう。

第一は指導部の4人は勿論、かなり事件の枢機に積極的に参画し、資金の募集の中心になったり、渡韓壯士の監督にあたりたりしたもの(Aグループと名ずけておく)。第二は同じく事件の積極的参加者であるが、渡韓壯士を含めた直接行動派とでも名づけられるようなグループで、資金をえるために強盗をはたらいたのもこのグループの一部である(Bグループ)。第三は事件の受動的参加者であって、二、三の例外を除いて資金の供給者である(Cグループ)。第四はもと神風連の乱にくみしたといわれる日下部正一をはじめ、磯山の離反と関係がある4人である(Dグループ)。このDグループは大阪事件とはいはば直接の関係のなかったものであって、したがって拙稿でもこのグループについてふれることは省略する。

このグループを前歴、或は当時の生活様式からみると、〔A〕は11人の中9人は『明治14年、17年自由党员名簿』<sup>10)</sup>にはっきりその名前を確認することができ、残る二人のうち波越四郎も恐らく党员と思われる。<sup>11)</sup>したがってこのグループは、かなり有力な旧自由党员が中心になっていて、しかも出身階層からいっても(個々にわたり詳細は確認できないが)地方の名望家(豪農・地方銀行経営者など)が多い。

これに対し、〔B〕は27人(病死した4人はこのグループに入り、それをいれると31人)中、名簿で旧自由党员と確認できるのは6人であり、Aといちじろしい対称をなしている。しかし他にも大抵過去の自由民権運動(福島・加波山・秩父の激化事件ほか)と関係をもっているか、あるいはAの中の個々人と相識しているか、あるいは有一館生であるか—そういう事情で自由党とのつながりをもっていたと思われる。彼らはAとことなり年令も極めて若く、諸事件に連累したり、或は元軍人、小学校教師などで、社会的に生活のあまり安定しなかった層の出身者が多い。〔C〕は16人中、4人が旧自由党员であり、他は自由党との関係を詳かにできないが、Aと個人的な知り合いの関係があったと思われ、Aの依頼に応じ多額の資金を供給していて、階層からいえば地方の名望家(県会議員・戸長・銀行頭取など)が多い。

各人の大阪事件までの活動の詳細な状態はいまわたしの明らかにすることができることではない。しかし、右にみたみようなA・B・Cのグループの行動様式・前歴・生活状態の組合せは、大阪事件を自由民権運動史上でとらえるとき興味ある素材を提供しているといえよ

う。即ち、大阪事件は1884（明治17）年の一連の激化事件には積極的に参加せず、かえってそれから身をひいたと考えられるAグループ（しかも彼らは自由党の主流とは異っている）が甲申事変後、朝鮮問題を中心の一つのまとまりをみせ、激化事件の連累者や、新聞記者として政府の弾圧を直接経験したり、或は有一館生として壮士的な政客たらんとしていた青年達（＝彼らは地方の農民と結合する生活基盤をすでに欠いていることから、勢いその信条は志士的な悲憤慷慨をでないものであったであろうと推察される）の行動性を振り所として、地方の名望家から資金をえて、朝鮮改革の画策を行ったものであるといえる。その際事件の積極的な推進者であったA・Bグループが、殆ど旧自由党員ないし自由党とつながりがあったということは、一連の激化事件の弾圧と敗北を見聞したり、或は直接経験したりした直後であり、主観的にはなおつよく反政府的な考えをもっていたことを思わせるものである。

当時の社会の基本的な階級関係からいってもAグループ、或はCグループの多くは、階級分化の中で、或は地方のブルジョアジー・地主として成長し、やがて貧農・小作人層と対立する関係になっていくとしても一そしてそういう傾向を当時深めつつあったであろうとしても一なお彼らは、政府の特権にあずからぬ地方のブルジョアジー、或は地主として政府に対する矛盾を大きいものとしてもっていたと考えられる。大井が第一審裁判所の弁論の一部で、華族について、或は商業の偏護について論じ、天賦の幸福を享受せしむる立場から、一部の人間や一部の商人を政府が偏護するのを論難していることや、或は次のように同様な意見を、更に明解にのべている新井の立場は、A・Bグループの階級的立場を表明したものといえよう。

新井章吾は1888（明治21）年9月、名古屋で在獄中、「余ノ主義目的ヲ掲ゲ、併セテ該件（大阪事件）計画ノ発端ヨリ、獄中ノ概況ニ至ル迄ヲ略記シ、以テ子孫ニ遺ス」という目的で『回天記事』という著述をものした。<sup>44</sup> 内容の紹介をかねて少しこれについてのべると、その前半は、○専制政体ハ同等自由ヲ害スルヲ論ズ○代議政体ノ同等自由ヲ保護スルヲ論ズ○宰相ニ責任ナキヲ論ズ○私党内閣ナルヲ論ズ○内閣更迭ナキヲ論ズ○海陸軍ヲ論ズ○華族ヲ論ズ○三権ノ独立セザルヲ論ズ○言論ノ自由ヲ論ズ○工業ニ干渉スルヲ論ズ○教育ノ干渉ヲ論ズ、という順序で自由主義的立場から天皇制政府をその軍備に至るまでに攻撃している。その中の「工業ニ干渉スルヲ論ズ」において新井は「我政府ハ百般ノ工業ニ干渉シ、或ハ某製造ヲ奨励シ、或ハ某商業ヲ保護シ、甚シキニ至リテハ、某会社ニ二年ノ保護金ヲ与ヘテ一千万円ノ多キニ至レリ……（そして政府はこれを国家殷富の策であるというが、それは大きな謬見であるといひ）……政府ノ工業、益々盛大ナレバ、人民ノ私業益々衰微スルハ、数ノ免レザル所ナリ……」<sup>45</sup>とのべている。

こういう主張が行われることは、広汎な地方のブルジョアジーと政府の対立がなお大きいものであったことを示している。われわれは『回天記事』の中に政府の保護にあずからぬ非特権的ブルジョアジーの立場からする非常に適切な政府攻撃の論理を見出すことができる。

こうした論理とBグループの半ば絶望的な悲憤慷慨的な志士的な行動様式は反専制政府という点では結びつく。したがって大阪事件の参加者の多くは論理的にせよ、非論理的にせよ各々の立場から専制政府を打倒、ないし改良する機会をなおつかもうと考えていたことは、事実としてみとめねばならないだろうと考える。

さてそれでは政府打倒の機会はどうしてつかむことができるであろうか。（Bグループにはその論理的なつかみ方を可能にする思考が欠けていると思われる。）新井の論理にしたがえ

ばこうである。

前述の『回天記事』の項目は次のようにつづく。○以上ノ弊害ヲ除カンニハ政府ノ組織ヲ変更セザルベカラザルヲ論ズ○専制政体ヲ改革センニハ、之ニ不適當ナル時勢ヲ造出スベキヲ論ズ（以下、大阪事件の叙述につづくまで、○字内ノ大勢ヲ論ズ○細細亜ノ大勢ヲ觀察シテ支那ノ改造スベキヲ論ズ○朝鮮ノ支那ノ干涉ヲ蒙ルヲ論ズ、という項目がつづく。）その「専制政体ヲ改革センニハ之ニ不適當ナル時勢ヲ造出スベキヲ論ズ」の中で新井はこうのべている。「余ノ専制政府ヲ改革セント欲スルヤ久シ矣。然レドモ未ダ時ヲ得ズ……蓋シ压制盛ナル時ハ法令嚴ニ管束密ニシテ軍士警官モ手足ノ如ク之ガ用ヲ為スヲ以テ、秋毫モ罅ノ乗ズベキモノナシ……故ニ今我専制政府ヲ改革セントセバ、先ツ宜シク専制政府ニ不適當ナル時勢ヲ造出シ、政府ヲシテ自ラ改革セントスル念ヲ發セシムベシ、此ノ如キ時勢一トタビ到レバ恰モ万里ノ堤防ヲ決スルガ如ク誰カ能ク之ヲ禦ガン。然リト雖モ此ノ如キ時勢ヲ造出セズ、直チニ干戈ヲ執テ政府ヲ顛覆セント欲セバ、當ニ功ヲ奏セザルノミナラズ、適々以テ政府ヲ鞏固ナラシムルニ足ルノミ。」<sup>40</sup>これが新井の政府打倒の機会をつかもうとした論理である。

われわれは大阪事件後、約3年をへてかかれた『回天記事』を読む場合、事件を起した理由を彼なりにあとになって論理づけようと努力し、必ずしも事件が準備、計画されていた時、このように論理的に考えていたかどうかについては一考をばらう必要はある。そして更にこうした論理をAグループのすべてが持っていたというように考えるのはおそらくまちがいであろう。

しかしながら、1881（明治14）年末から岳南自由党を組織し、1883（明治16）年には自由党の常議員となり、同年9月弼王をうけ向う一年間全国何処をとわず政談演説をなすことを禁じられ、そのうち官吏侮辱 集会条例違反にとわれて下獄、1885（明治18）年2月出獄してみると「是の時加波山の一挙を経て、新井が平素臂を把て談論せし所の交友、多くは囹圄に幽せられ、又は四方に離散して鴻爪を留めず、歳月の久しからざるに、形象一変、触目感憤の種子ならざるなし」<sup>41</sup>という状態であってみれば、新井が上述のように考えたとしても、あなたがまちがいでないだろうし、新井がそう考えたのも無理からぬことであつたといえよう。

またよく知られているように、大井が秩父事件に際し、蜂起しようとする農民を制止したという事実を考えてみたとき、大井にはこの新井の論理とある程度にかよつたものがあつたのではないだろうか。大井の秩父事件に際しての行動を、下部組織内の革命的エネルギーに怯えていた行為、或は優れて革命的な組織を見殺しにして多くの革命的な大衆を絶対主義政府の手に渡したものと一という評価がある<sup>42</sup>。客観的にそういうことがいえても、大井の身になってみればこの評価はやや酷にすぎないであらうか。大井としては蜂起するならば鎮圧されるにきまつていると考えられたのであろうし、そうであれば、制止以外にどのような仕方があつただろうか。しかしこう考えても、それでは大井は他にどのような方向を目指していたのかという問題が残る。推察することができるのは、おそらく大井が秩父の蜂起を制止したとき、鎮圧されるということだけは解っていたけれど、他に有効な道を考えだすことができなかったのであろうということである。混迷と模索がつづいたと思はれる。大井たちが自由党の解党に反対ではなかつたのはその象徴である。おそらくAグループの多くはそういう状態にあつたのではなかつたか。そして混迷という点ではBグループもおそらく同じであつたろうと思はれる。

こういう蜂起と敗北、それにつづく革命運動の後退と行詰りの時期に甲申事変が起り、彼

らもっている国権主義的意識が急速に運動の主流に指導的な原理となって登場する。しかも政府に反抗しようとしている彼らであるから、その国権主義的主張は政府の所謂軟弱外交の攻撃=政府改革という論理をとって表われる。従って主観的には反政府的であっても、ここでとられた方針は国内の革命運動の困難にあって、できたものであり大きな混乱が内包されざるをえなかった。

「自分は其(=自由党)幹事に選れ、後解党するの已むを得ざるに至りしも、自分共の宿志は消滅せず、却って益々盛なり、然れど他の刺戟も一刷劇しくなりたるを以て自分は其窮屈になりたるに忍びず、思を外交に転ずることとなりぬ」<sup>10)</sup>と小林が大阪事件企図にいたる経過をのべたとき、明らかに主観的には反政府的であっても、窮屈になった国内の民主主義革命の遂行を考え、そのための勢力を組織する政策はすでに放棄されてしまっている。また前に引用した新井の言葉の中にも、更に「此ノ事ヲ挙グルニ至レバ勢ヒ日、清、韓ノ間ニ葛藤ヲ生シ我邦国事多端トナリ、為メニ専制政府ヲ維持スルコト能ハズ、政府自ラ事ヲ輿論ニ詢ヒ、自ラ政府改革ノ時勢到ルベシ、是レ実ニ千載不遇ノ好機ナリ」<sup>11)</sup>といっているが、ここにはありうべからざる専制政府への希望的な観測があつて、そのあまさが指摘されよう。

このように個人的には様々のニュアンスをもちつつ、国内で革命の方向を見失い、かつなお反政府的な情熱にもえる旧自由党员、或はそれと深い関係をもつ人々が結果される。大井が40名や50名の人員を集めることはいとやすいとのべた時、こういう志をえない旧自由党员、乃至その関係者が散在している状態であつてみれば、それはもっともなことであつた。しかしながら、国内の民主主義革命を組織的に遂行する方途をすでに見失っている彼らであるから、集つたのは「以心伝心」によつてであり、そこに組織性を期待することは最早不可能であつた。

さきに見た朝鮮改革運動の非組織性・非計画性によつてくる所以は、実にこの国内の民主主義運動とときはなされた彼らの状態から説明されるし、また外国の資本主義列強に対する正当な評価をうしなうのもここに理由がある。

大井は第一審の弁論において、内治干渉政略の爲に人々の自治精神は殆ど消滅し、また愛国などということは殆ど日本人には皆無なりと思われるといい、一般普通の人たちの間では国事などとはどんなことか少にもみたことはない状態である。さらに租税軽減などのことは国事の美事なるに、そういうことを論議する集会をかたつぱしから禁止されてしまつている状態を嘆いている。しかし、大井の論理はかかる言論や、集会を封殺する専制政府の攻撃には向かないで、「此の如く腐敗せる状態を救はんと欲すれば、先ず人民の脳髓を新にせざるべからず、之を一新するは時世も造り換るにありて、社会の改良即ち一大改革を行はざるべからず。……此れが漸行をなさんとすれば須く社会に活動力を与えざるべからず。社会に活動の力を与へんとするには、外患等を惹起すは殊に良手段にして此際に於て実に始めて人民に真正の愛国心と云ふものが起るべきなり」<sup>12)</sup>というようになるのである。そして「一朝外患の起るときは国の貴を知り如何に卑屈の人民と雖も愛国心を誘起すべし、既に国を受するの心起れば国は弥々重くなり、身は益々軽くなり、即ち死んでも何でも構はないという決心も起る」<sup>13)</sup>だろつとのべている。ここには、民主主義的な権利の自由な行使こそが、国民の活動を活潑にするものであるにも拘らず、そういう権利の獲得のための運動の方向は見失われ、政治的活動の沈滞の原因は専ら、人民への不信と結合していて排外的な熱狂が国民の政治的活動の活潑化と混同されてしまつている。

したがって「活潑なる社会を作出するには衆と共に團結して此有様を變ぜざる可からざることなれども、其の方法より生ずる結果は極めて大切なれば、臨機応変の策を施さざる可からず併し此丈は断言せず取除け置くべし」<sup>90</sup>と民主主義革命運動のために自分はある方策をもっているが、裁判所ではそんなことはいわないのだ、と思わせるような言葉を大井がのべているが、その方策がどれほど正しく国内の民主主義革命運動の道にそうものであったか、そのような方策を大井が果してもちあわせていたかは甚だ疑問である。

大井・小林・新井らが獄中であって、大同團結運動の昂揚化を弁護人からきき、「窃ニ以爲ラク、我政府ノ運命已ニ尽キタリ矣。数月ヲ出ズシテ、顛覆ノ功ヲ奏スベシ、此ノ如ク切迫ノ時勢ニ際会シ、一事ヲ為スコトナク、徒ニ獄窓ノ下ニ呻吟スルハ、大丈夫ノ為スベキ所ニ非ズ」<sup>91</sup>と思いたって大審院に上告し、保釈を願出て、一時出獄せんとした。（その目的は達せられず、罪はかえって重く重懲役9年に処せられることになったが）このことに、彼らの反専制政府の変らぬ姿勢をうかがうことができる。しかし、彼らの主観的意図はどうあれ、大阪事件にみられた方向は、彼らのいうところから国内の民主主義革命の遂行とは大きくちがっていたものであったということが出来る。<sup>92</sup>

1889（明治22）年、大日本帝国憲法の発布に伴う大赦で大井らは出獄するが、同月21日大阪での出獄歓迎宴の席上、大井は「大阪事件は更に世に益なく唯だ志士を煩し世人の笑草となりしまでなるに、此盛宴を開き饗応せらるるは実に慚愧の至りなり」とのべたと『明治政史』は伝えている。<sup>93</sup>この言葉は史料的にもどれだけ信頼できるか疑問であるし、かつこの言葉が民主主義運動にとって、大阪事件がもつ意味にたいする反省的な言葉であるかどうか、いろいろ解釈のしようのある言葉であるが、とに角大井は出獄後、大同協和会から再興自由党、更に立憲自由党に参加、1892（明治25）年には東洋自由党を結成、自由党の主流にたえず批判的な道をあゆむことになる。大阪事件関係者の中でも稲垣示、小久保喜七らが東洋自由党に行をともにするが、それがどういう意味をもっているかについてはわたしは別に論じたことがあるのでここでは省くことにする。<sup>94</sup>

## 6. 結 論

以上、われわれは大阪事件の指導者たちが、朝鮮の独立をどうして維持するかという方策、そしてそのための計画的・組織性、更に事件の他の側面＝内治改良ということが実際どのようなものであったか、という点に力点をおいて大阪事件を論じてきた。その結果、事件参加者の主観的意図はともあれ、客観的には朝鮮を日本を含めた列国の侵略にさらすことになり、かつ清国に対する彼らの政策は、天皇制政府の対朝鮮政策に国民を動員する結果になった。なおその上に国内の民主主義的諸権利のための運動をおろそかにし、反対に対外戦争の危機を助長することにより国民に元気を与えんとすることによって、それは近代日本史をつらぬくいまわしい対外侵略に呼応する第一歩になったときえいいうる。

近代日本史において「アジア人のアジア」というスローガンが進歩的な響きをもって語られるとするならば、そこにはアジアに対する西欧諸列強の抑圧に反対するだけでなく、日本の天皇制政府のアジア一統中、朝鮮・中国に対する帝国主義的政策にも批判・反対することがなければならない。それなしに、「アジア人のアジア」というスローガンを強調することは日本のアジアに対する帝国主義的政策をおしこくすることになるだけである。大阪事件の指導者たちがこのことに気づかなかつたのは、彼らがブルジョア民主主義者として、その民族

政策が他民族の従属・抑圧を伴うものであったことから当然である。

しかし、われわれはいま日本近代史をふりかえり、近代日本の歴史が日本の朝鮮や中国への政策を除いては考えることができないことを知るかぎり、これを歴史的に正しく批判的に見なおすことが必要であろう。徹底的な歴史的批判なしにすまずことは許されない。それなしには新しい朝鮮観も中国観もアジア観も力あるものにはなりえないからである。<sup>40)</sup>

〔註〕

- ① 評論新聞・14号(1875.6) 投書。
- ② 同上・33号(1875.11) 社説。
- ③ 詳細は「自由民権思想・上」(青木文庫)に収載の「征韓論」ならびに同書の後藤靖氏の解説参照のこと。
- ④ 自由党史(岩波文庫)上, 208頁, ならびに井上清・鈴木正四「日本近代史」(上) 97-98頁参照のこと。
- ⑤ 自由党史(同上) 261-265頁。
- ⑥ 永田一二・国会論〔第九篇・外交ノ事〕(新版明治文化全集, 第14巻, 自由民権篇・続, 25頁)。
- ⑦ 愛国新誌・第6号(新版明治文化全集, 第14巻, 自由民権篇・続, 79-80頁)。
- ⑧ 田中直吉, 日鮮関係の一断面(日本国際政治学会編, 日本外交史研究, 明治時代・所収)を参照されたい。
- ⑨ この序論的のべた部分はまだ充分当時の新聞・雑誌などを網羅的に検討した結果ではなく、一応の作業仮説の域にとどまるものである。今後の研究で詳細にしたいと思うので種々御教示をえれば幸いである。
- ⑩ 平野義太郎, 馬城大井憲太郎伝, 85頁。
- ⑪ 同上, 85-86頁。
- ⑫ 平野義太郎, 日本ブルジョア民主主義運動史(東洋文化, 2号, 107-108頁)。平野氏はこのほか「馬城大井憲太郎伝」の抜粋で「民権運動の発軀」(1948年刊)の序文でも同様の見解を表明している。こういう平野氏の主張の有力な根拠の一つに、朝鮮改革運動をおこすにあたって、小林が山本憲にかかせた「告朝鮮自主撤」がある(平野, 馬城大井憲太郎伝, 93-94頁所収)。しかし、撤文にかかれたことから事件の性質を論ずることは、方法的にみてあやまりであると思う。政治的な事件、或は政治的な集団の性質を論じるとき、そのいつていることではなく、その実際にやつている行動によつてのみ、真の性質を明らかにできると思うからである。なお、平野氏と同様に大阪事件に対し、民主主義革命の線上にある事件として、その進歩的役割を認めている見解には鈴木安蔵氏「自由民権・憲法発布」(1939年刊)、「自由民権」(1948年刊)があり、また遠山茂樹氏も大井らの意図に戦略上の混乱があつたと平野・鈴木両氏にはなかつた点を指摘しつつも、大阪事件は「民主主義を基礎とし国際主義に進んだ民族主義のあらわれであつた」(「尊王攘夷思想とナショナリズム」, 尊攘思想と絶対主義, 1948年刊所収)と基本的に前二者の見解をうけついでいる。
- ⑬ 井上清, 条約改正(岩波新書)1955年刊, 第3章, 4節参照。なおこれより先、平野氏らの見解に疑問をさしはさみ、この事件に國権が民権を抑えてしまう姿を感じとつたものに田中惣五郎, 「日本の自由民権」(1947年刊)がある。その他、1884年頃の自由党の内情と一連の激化事件との関連から間接的に平野氏らの説に否定的な見解をのべたものに長谷川昇, 「明治17年の自由党」(歴史評論, 62号)があり、また後藤靖氏も青木文庫版「自由党史」第3冊解説において同様の見解を明らかにした。ただし、後藤靖氏は近著「自由民権運動」(1958年刊)において大阪事件を「日本における革命戦線の結果を見わすれてしまう決定的誤りをおかしていた」(同書191頁)とのべつつ、大井を1840-60年代のコシヤの革命的民主主義者になぞらえ、土地革命を基礎とするブルジョア民主主義革命の完遂こそが大井の基本理論であり、彼を日本の革命的民主主義派のイデオログとして位置づけている。明

治20年代の「あづま新聞」発刊当時の大井の活動を革命的民主主義の遺産と見、幸徳秋水などへの橋渡しであつたとする同氏の所説には「寧楽史苑」(第7号)の拙稿「東洋自由党論」においても疑問を提出しておいたが、果して土地革命を基礎とするブルジョア民主主義革命を基本理論とする大井が国内の革命戦線の結果を見わすれるという革命運動からの原則的な逸脱をやるのはどうしてであろうか。「時事要論」にのべた大井の土地平均法からだけではなく、彼の全政治生活から考えてみると彼をロシアの革命的民主主義者に比定するのは誤りではないかと考える。ここでは疑問を提出するにとどめ日本の革命的民主主義については別の機会に論じたいと思う。

- ⑭ 大阪重罪裁判所での小林樟雄の陳述。以下……の陳述と略す。(大阪弁護士稿・下、1266頁)
- ⑮ 甲申事変から天津条約については、朝鮮總督府中樞院発行「近代日韓関係の研究・上巻」を参照されたい。
- ⑯ 山本憲の陳述、(高梨光司「大阪事件と山本憲」明治文化研究、5)。
- ⑰ 自由党史(岩波文庫)下、133頁。
- ⑱ 同上、127—128頁参照。
- ⑲ 平野義太郎、民権運動の発展、序、7頁。
- ⑳ これは大阪弁護士史稿にはなく、平野氏の「馬城大井憲太郎伝」「民権運動の発展」に全文収められている。
- ㉑ 大阪弁護士史稿、1266頁
- ㉒ 同上、1268頁
- ㉓ 同上、1270頁
- ㉔ 同上、1267頁
- ㉕ 同上、1267—8頁
- ㉖ 平野義太郎、馬城大井憲太郎伝、163頁
- ㉗ 同上、163頁
- ㉘ 同上、108頁。
- ㉙ 野島幾太郎、新井章吾先生、174頁。なお磯山については、私は今迄、法廷の陳述、或はそれにかわるべき彼の朝鮮独立維持の策についてのべた記録をまだみることができないでいる。しかし、小林の陳述や、指導者の多数の論理が右のようなものであつたことから判断して、磯山一人が特異な論理を持つていたと考えることはできないであろうと思われる。
- ㉚ 自由党史(岩波文庫)下、127頁。
- ㉛ 平野義太郎、馬城大井憲太郎伝、100—101頁
- ㉜ 同上、106頁。ついでにいつておくと、1884年10月16日の時事新報は、清国の列国による分割の未来記=予想図を掲載しているが、その中で、日本が領有するべきものとして台湾全島と福建省の一部をあげ、殊に福建・浙江沿海は明代末葉、日本兵が侵略した所であつて、其旧地に日章旗をひるがえすことは日本国民に満足を与えるだろうとのべている(岩波版、福沢諭吉伝、3巻、308頁)。
- ㉝ 平野、同上110—111頁にてでくる氏家直国、吉村大次郎予審調書、野島、新井章吾先生、175頁参照。
- ㉞ 小林の陳述、(大阪弁護士史稿、1269—1270頁)
- ㉟ 大阪弁護士史稿、1243頁
- ㊱ 同上、1243—44頁
- ㊲ 同上、1253頁
- ㊳ 同上、1258頁。この公判での大井の弁明には裁判所に対し事件関係者の組織を隠蔽するためのものであつて、事件の真実にふれてはいない、従つて裁判の記録を史料として用いることは事件の真相を明らかにするには適当な方法でない、という批判が、加えられるかもしれない。勿論、公判の資料のみが事実を充分明らかにするとは私も考えないが、少くとも、大阪事件関係者が一定の目的のもとに、

(別表) 大阪事件被起訴者一覽表

グループ	氏名	住所	族籍	職業	1885年11月の年齢	入党年月日	事件参加の内容	(4) 1審判決	前歴
A	大井憲太郎	東京府下谷区練馬町	平	代官人衆	42.4	1882.12.6	全体的指導者, 金策, その他	a	党常議員, 秩父事件制止
A	磯山清兵衛	茨城県行方郡潮来村	平	無職	33.10	(1)不明	全体的指導者, 渡輪首領	a	豪農, 酒造業, 有一館幹事
A	小林輝雄	岡山県岡山区船頭町	士	無職	29.2	(1)不明	全体的指導者, 金策, その他	a	完幹事, 板垣・後藤らと朝鮮改革運動を計画, 栃木県会議員, 1884年6月官吏侮辱, 集会条例違反で入獄
A	新井章吾	栃木県都賀郡吹上村	平	無職	29.10	1882.8.15	全体的指導者, 渡輪副首領, のち首領	b	豪農(のち東洋自由党代議士)
A	稲垣示	富山県射水郡田村	平	無職	36.4	1884.5.22	資金提供, 岡山監督, 有一館維持に奔走	b	信州盛徳社の中心, 布施銀行取締役
A	石塚重平	長野県北佐久郡小諸町	平	農	30.2	1882.10.20	有一館同様の壮士養成所設立, 計画強盗教唆	d	加波山事件に連累
A	館野芳之助	茨城県西葛飾郡小堤村	平	農	25.7	1883.6.24	資金提供, 募集	d	もと愛甲郡書記, 中萩野村戸長
A	天野政立	神奈川県豊甲郡中萩野村	士	農	31.9		資金募集, 同志をつれ来阪	d	高知県書記
A	波島四郎	高知県土佐郡江ノ口村	士	無職	22.2	(2)不明	資金提供, 実践計画につき進言, のち自首	d	豪農, 石坂昌孝と知友
A	村野常右衛門	神奈川県南多摩郡野津田村	平	農	26.5	1882.7.30	資金提供, 中仙道株券売却資金作製	k	新潟県会議員
A	山際七司	新潟県西蒲原郡木場村	平	農	36.11	1884.10.22	渡輪壮士, 爆発物製造	c	福島事件に連累, 加波山事件の三浦, 小針らと相識有一館に入る
B	田代季吉	福島県耶麻郡山都村	平	農	35.7		渡輪壮士	c	医者たらんとしたが転じて有一館生
B	魚住清	富山県射水郡小白石村	士	農	27.7		渡輪壮士	c	稲垣示と親交あり
B	井山惟鶴	石川県石川郡成村	平	農	18.0		渡輪壮士	c	上毛新聞, 輸入自由新聞に関係強説禁止を命ぜらる新井章吾, 植田奥造と親交, 加波山事件に連累, 釈放後有一館生
B	久野初太郎	群馬県東群馬郡前橋曲輪町	士	無職	25.2	1883.2.27	渡輪壮士	c	稲垣示と親交, 自由新誌, 自由新論で筆禍二度下獄
B	橋本政治郎	群馬県赤川郡中里村	平	無職	21.6		渡輪壮士	c	有一館生
B	窪田常吉	石川県金沢区高岡町	士	無職	21.0		渡輪壮士	c	有一館生
B	川村謙	富山県射水郡打出本郷村	平	農	27.6		渡輪壮士	c	有一館生
B	赤羽根利助	栃木県下都賀郡安塚村	平	農	19.8		渡輪壮士	c	有一館生, 医師希望して政客に転ず
B	武藤角之助	神奈川県高座郡本郷川村	平	無職	19.0		渡輪壮士	c	示の弟, 有一館生, 最年少者
B	稲垣良之助	富山県射水郡田村	平	農	17.1		渡輪壮士	c	
B	田崎定四郎	茨城県行方郡潮来村	平	無職	19.5		渡輪壮士	c	加波山事件の玉水喜一の弟, のち破獄脱走
B	玉水常治	茨城県真壁郡下館町	士	無職	23.2		渡輪壮士	c	
B	長坂喜作	岡山県岡山区野田屋町	士	無職	20.2		資金募集, 爆発物輸送, のち渡輪通信分担	d	蒸紅学会閉鎖され東上婦人の唯一の参加者
B	山本与七	山梨県北巨摩郡穴山村	平	農	27.2		強盗資金奪取	e	
B	山本与七	神奈川県高座郡座間村	平	農	28.0	不明	強盗資金奪取	f	
B	菊田三郎	神奈川県高座郡座間村	平	農	25.0	1883.4.6	強盗資金奪取	g	
B	大矢正夫	神奈川県高座郡西森村	平	農	22.1		渡輪壮士, 強盗資金奪取	b	小学教師をすて有一館に入る
B	佐伯十三郎	千葉県武射郡松尾村	士	無職	20.7	(3)不明	強盗資金奪取	h	
B	難波春吉	神奈川県豊甲郡下萩野村	平	無職	21.8		強盗資金奪取	h	
R	内藤六四郎	愛知県豊田郡牛田村	士	農	25.1	1882.10.15	渡輪壮士, 強盗資金奪取	i	もと愛知で活躍, 有一館生
B	氏家直国	宮城県志田郡塚田村	士	無職	31.2		強盗資金奪取	i	もと軍人(近衛軍曹), 大井の命で秩父事件を制止
B	山本鹿造	鳥取県邑美郡吉方村	平	無職	30.8		強盗資金奪取	i	
B	落合寅市	埼玉縣秩父郡下吉田村	平	無職	35.9	1884.9.23	渡輪壮士, 強盗資金奪取	j	秩父事件の中心人物の1人, 逃亡中有一館にかくまわれる
B	加納卯平	富山県射水郡鶴島村	平	無職	28.2		渡輪壮士, 強盗資金奪取	i	逃亡してとらえられず
B	吉村大次郎	大阪府十市郡竹田村	平	農	21.2		渡輪壮士, 強盗資金奪取	i	のち破獄脱走
B	窪田幸次郎	神奈川県西多摩郡五日市町	士	小学助教	22.7		強盗資金奪取	k	加波山事件に参加せんとして逃獄
B	稲島幸次郎	神奈川県豊甲郡飯山村	平	農	17.8		田代のもとで爆発製造	k	
C	山本憲	大阪府東区谷町	平	私塾教師	33.10		機文起草	d	岡山稚児新聞主幹, 大阪で党務に従事したという
C	飯田喜太郎	千葉県香取郡佐原村	平	農	34.9		刀剣, 爆発交附	d	加波山事件前より磯山と相知る
C	安東久次郎	大阪府東区今橋	平	無職	28.0	1882.11.9	爆発物あずかる	d	
C	寺島松右衛門	富山県射水郡野寺村	平	農	39.4		資金提供(→稲垣示) 爆発秘蔵	k	
C	南磯一郎	富山県射水郡西藤平蔵村	平	農	32.0		資金提供(→稲垣示)	k	
C	野崎栄太郎	富山県射水郡佐野村	平	農	30.9		資金提供(→稲垣示)	k	
C	瓜松覚平	富山県婦負郡松本村	平	農	40.6	1884.5.22	資金提供(→稲垣示)	k	富山県会議員
C	釜田喜作	富山県射水郡戸波村	平	無職	26.11	1884.5.22	資金提供(→稲垣示)	k	
C	島省左右	富山県射水郡十二町島村	平	農	31.4		資金提供(→稲垣示)	k	
C	金武中央	富山県射水郡中川村	平	農	29.1		資金提供(→稲垣示)	k	射水郡中川村戸長
C	小松大	長野県北佐久郡布施村	平	医	37.11		資金提供(→石塚)	k	布施銀行頭取
C	久保財三郎	愛媛県三木郡牟礼村	平	農	36.10		資金提供(→波島)	k	
C	藤井繁治	愛媛県香川郡南亀井村	士	無職	35.0		資金提供(→波島)	k	
C	山川市郎	神奈川県豊甲郡飯山村	平	農	42.3		資金提供(→天野)	k	
C	福岡駒吉	茨城県葛飾郡古河台町	平	農	21.2		資金提供(→館野)	k	
C	小久保喜七	茨城県葛飾郡中田町	平	貸座敷業	20.9	1883.9.22	資金提供(→館野)	k	加波山事件に容疑拘留
D	日下部正一	熊本県鹿田郡上立田村	平	農	23.0		磯山の離反勧告者, 江口一三らと対朝鮮計画あり	k	もと神風連の乱にくみすという
D	井村智宗	兵庫県印南郡伊保崎村	平	僧侶	27.2		磯山離反後一時かくまった僧	k	真淨寺住職
D	遠藤福寿	福島県栲葉郡上川内村	平	無職	22.9		磯山と知りあい同謀者となる	k	井村の従弟
D	中村龍雄	熊本県鹿田郡保田郷村	士	無職	22.2		山本憲より爆発物輸送	k	もと京都府巡査

I) この表は「大阪弁護士史稿」下, 所収の大阪重罪裁判所第一審判決書, 石川諒一「自由党大阪事件」渡辺欽城「三多摩政戦史料」明治史料連絡会刊「自由党員名簿」を参照してつくった。明らかに誤植と思われるものは訂正した。II) グループ分けは, 本文でのべた様に事件参加の中での行動様式にもとづいて行った。不当な分け方があれば御教示願えれば幸いである。III) 空欄は詳細不明なものである。IV) 被起訴者は, この他に土屋市助, 山崎重五郎, 川北寅之助, 加藤宗七(いずれも渡輪壮士で獄中で病死)の4人, 江口一三, 前田鈴吉(軍法会議), その他, 大阪重罪裁判所の公判に附された伊賀我何人ら4人がある。V) 表中の( )数字は註の番号を示す。

【註】(1) 明治14年自由党員名簿に記載あり。(2) 「自由党大阪事件」61頁の記載によるも詳細不明。(3) 佐藤謙三氏「明治17年5月の自由党員名簿について」(歴史学研究 No. 178)によれば1881年10月-82年11月入党者のグループに入っているとされているが, 「名簿」では未確認, 御教示ありたい。(4) 処刑の別は次の様である。a-一輕禁錮6年, b-一輕禁錮5年, 監視2年, c-一輕禁錮2年監視1年, d-一輕禁錮1年, 監視10ヵ月, (以上外患罪), e-一有期徒刑12年, f-一輕懲役8年, g-一輕懲役7年, h-一輕懲役6年(以上強盗罪), i-一重禁錮2年, 罰金30円, j-1886年9月重懲役10年に処せられているから余罪論せず, (以上, 制縛罪), k-一無罪放免

組織だつて集められ、行動したものでないことは、次のような事件関係者の事実としてあらわれた行動からも充分証明されるものとする。即ち資金募集のうえでみられた、強盗などによるアナキーな方法、更に、事件関係者の一人である景山（福田）英子の自叙伝「妾の半生涯」にのべられているような、集められた資金が渡韓直前においてすら、遊廓において何ら反省することなく当然のこととして消費されたという事実（岩波文庫版、福田英子、「妾の半生涯」33, 36, 40, 42頁には景山英子の憤懣やる方なき筆致でその事実がかきとめられている）は事件関係者の行動がまったく組織だつたものでないことを充分傍証するものである。

- ㉑ 大阪弁護士史稿, 1268-69頁。
- ㉒ 大井の陳述（同上, 1245頁）。
- ㉓ 石川諒一, 自由党大阪事件, 62頁。
- ㉔ 明治史料研究連絡会刊, 自由党员名簿。
- ㉕ 石川諒一, 自由党大阪事件, 61頁参照。
- ㉖ 野島幾太郎, 新井章吾先生（1930年刊）に全文所収。
- ㉗ 同上, 55-56頁。
- ㉘ 同上, 65頁。
- ㉙ 東隣民権史（野島幾太郎, 前掲書17頁所引）。
- ㉚ 長谷川昇, 明治17年の自由党, 歴史評論, 62号。
- ㉛ 大阪弁護士史稿, 1265頁。
- ㉜ 野島幾太郎, 新井章吾先生, 71頁。
- ㉝ 平野義太郎, 馬城大井憲太郎伝, 166-167頁。
- ㉞ 同上。
- ㉟ 同上, 167頁。
- ㊱ 野島幾太郎, 新井章吾先生, 176頁。
- ㊲ この点については戦後の諸研究が多く指摘しているところである。木橋2の井上清氏の見解, ならびに註㉔の諸論文参照のこと。
- ㊳ 明治政史, 第22篇（明治文化全集, 第3巻, 47頁）
- ㊴ 寧楽史苑, 第7号, 拙稿「東洋自由党論」を参照されたい。
- ㊵ 野原四郎氏は「中国観の反省」という時評（歴史評論, 99号）でわれわれの新しいアジア観の出発点をさがしとめる仕事の必要性をとき、結論的にいうと、明治前半期の自由民権論者の伝統を継承発展させるべきだとおられるが、一がいに自由民権論者のアジア観といつても、運動の発展段階によつて異なり、その中には、否定さるべきものも多いように思う。やはり自由民権運動の時期のアジア観についても詳細な検討を行うことが必要であるとする。（1958, 11, 30）

## 「家庭経営」の指導にあたって

清 水 歌

### はじめに

高校の家庭科に「家庭経営」が設置されてから2年になるが、これを如何に取り扱うかといふことはむづかしいことであり、また工夫を要することのように思う。「家庭経営」の内容を検討することは別の機会に譲るとして、私たち直接指導にあたっているものには、現在決められている内容を如何に効果をあげるように指導するかが先決問題である。ややもすれば常識的の上すべりになりやすいこの科目の取り扱いを、如何に家庭生活の中に取り材して、家庭科の立場から科学的に、系統的に、しかも興味深く生徒に理解させるかにあると思う。家庭科の学習指導を行う場合、如何に生徒に興味や関心をもたせ、実生活と連絡をとるかは、当然考えられねばならぬことである。ところが自然にまかせれば、生徒の興味や関心は、被服や食物に関しては相当あっても、それ以外のものに対しては、それほど持たないものが多いようである。わけても「家庭経営」の学習は生徒の中の多くのものにとっては、少くとも「面白いもの」ではなさそうである。（「家庭科に関する興味の調査」——昭和31年大阪市、奈良県某高校および当校の生徒について実施したもの——の結果から）この場合、経済に関するものを「財貨の流通について」とし、管理に関するものを「家事作業における時間・労力の使い方について」として調査を行ったのであるが、当校の生徒についてその結果をみると、はっきり「好き」と答えているものが前者では15%、後者では12.5%で「どちらでもよい」と答えたものが、前者では37.5%、後者では65%である。この「どちらでもよい」と答えたものの中には、学習指導法の如何によっては「好き」になることのできる生徒もあり、「また」きらいと答えている生徒の中にも「好き」になるものがあるのではないかと考えられる。

一方ふりかえってみるに、学習の展開のしかたが他のものにくらべて抽象的で、どちらかといえば常識的になりやすいきらいがあることを感じさせられる。どうすれば食物や被服の学習のように生徒がいきいきとした態度で学習ができるのかと思うのである。すなわち、家庭経営の学習においては、どうすることが、生徒の経験からひき出して、生徒の実生活と緊密な連絡をとることになるのだろうかと考えさせられる。そこで試みに「家庭作業の能率」という単元を取りあげ、その指導についての諸感を述べてみようと思う。

この学習をすすめてゆくためには、如何に生徒の経験から引き出して帰納的に取り扱うかを考えること、それには、どの生徒にも共通した経験の場を与えることが必要ではなからうかと思う。家庭作業の経験は、どの生徒も一応は持っていると思うが、この単元の学習を効果的に進めてゆくためには、話しあいの対象になることがらについて、生徒各自が同様の経験をもっていることが必要ではないかと考える。そこで、できるだけ多くの生徒が興味をもち、経験も比較的豊富で、且つ結果の話しあいにも相当問題点を多く含んでいる「食事の準備」を家庭作業の一具体例として取りあげ、これを Timestudy させることによって、この目的を達成しようと試みたのである。言いかえれば、ここでは Timestudy は、この単元を展開してゆくための具体的な資料として、使用するものであって、いわば単元導入の役割を果すも

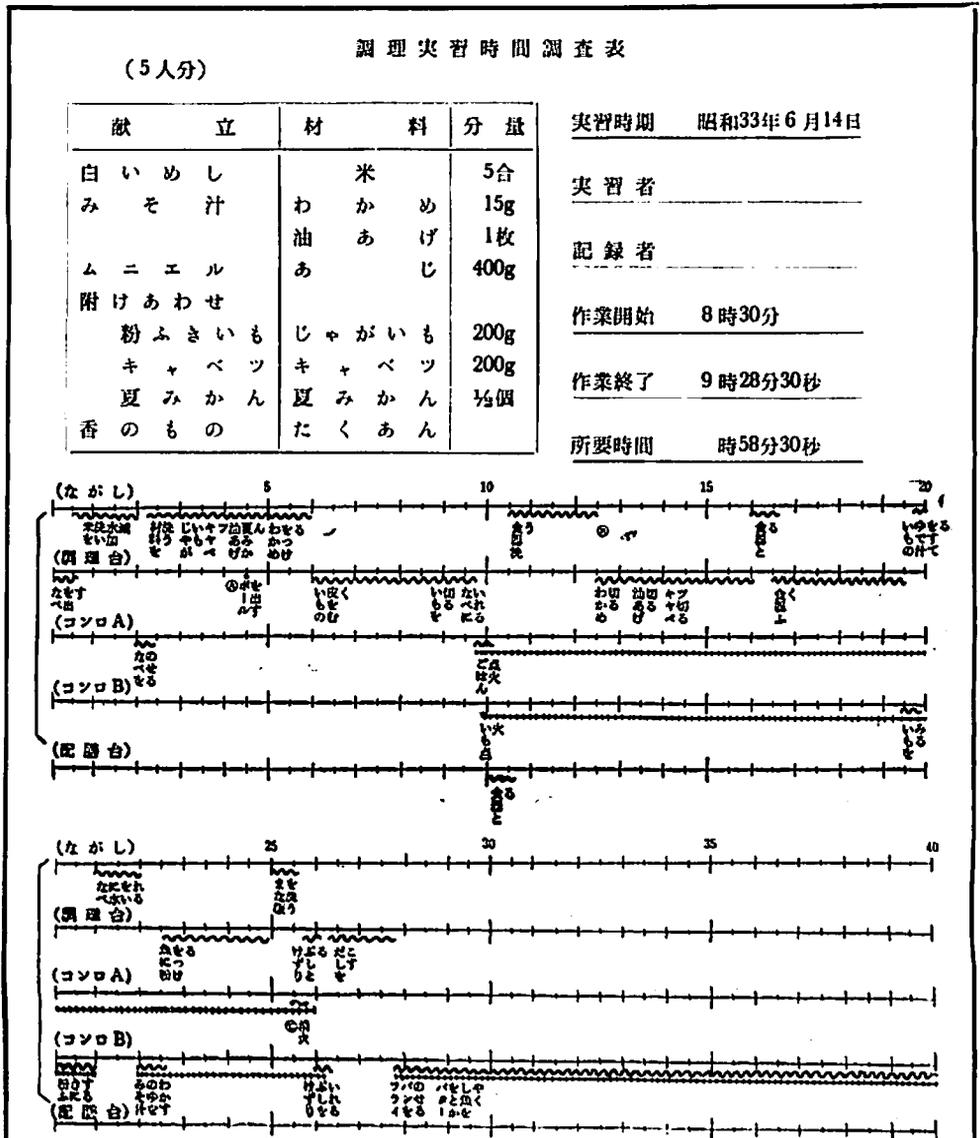
のと考えるのである。この単元を展開するにあたって大きく次の四つに区分する。

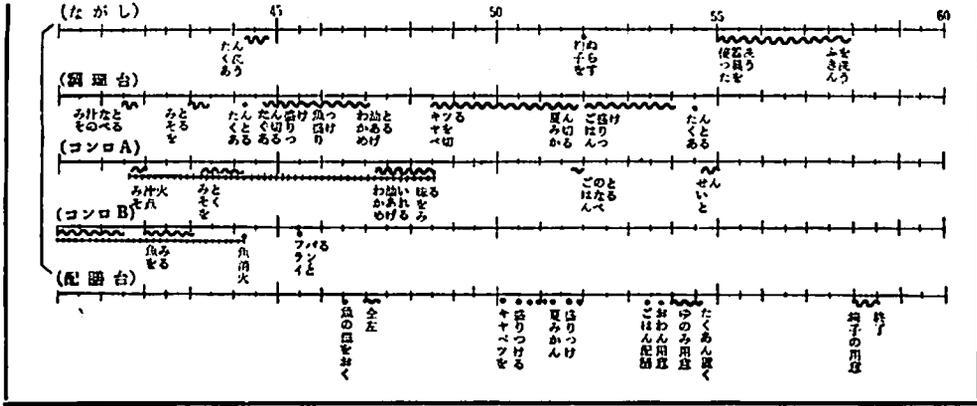
- 第一 生徒に Timestudy をさせて記録をとらせる。
- 第二 記録の整理
- 第三 結果の考察
- 第四 能率の向上, 疲労回復の一般論の理解

### I. Timestudy について

#### 1. Timestudy に用いる用紙の形式と使い方

Timestudy をさせるについて、使用した用紙の形式および記録の方法は（下の表）に示すとおりで、作業開始から作業終了までの経過をすべて記録させる。（最小目盛は30秒とし、線の上部に記した数字は分を示す。）





## 記録の仕方

- ① 動作に要した時間を記録する最小単位は15秒で、それより少ないものは記録せず、瞬間として表わす(表中㊟参照)
- ② 動作の記入は作業をはじめたときの動作を記入し、その動作が終つたときは記入しない(表中㊟参照) 例え「ながし」でじゃがいもを洗うときは「ながし」の場所に「じゃがいもを洗う」と書き、それから3分後にじゃがいもを洗い終つて、そのつぎに調理台でいもの皮をむく時は「調理台」の場所へいもの皮をむくと書く。この時「ながし」の場所にじゃがいもを洗い終るといふ記録はしない。また、じゃがいもを切るには当然まないた、ほうちょうが必要であるが、それらをとる動作は記さない。しかし「火をつける」「しゃもじをぬらす」「手を洗う」などの小動作をわざわざ「こんろ台」や「ながし」の前で行う場合には、その動作を記録する。(表中㊟参照)
- ③ 作業台の前に人が滞留している間は、その滞留時間中は、赤の実線で記入し、(この図では~~~~を使う) こんろ台に火がついている間(こんろの実動時間と呼ぶ)は冊冊で記入する。
- ④ 作業開始から終了までの仕事の内容は、次にあげるとおりである。
  - (a) 料理をつくること (b) 茶をわかすこと (c) 料理に使用した器具類を片附けること (d) 料理を食卓に配膳し終ること。

## 2. グループの編成と作業内容

グループの人数は5人が適当であるが、場合によっては4人でもよい。作業の分担は次のとおりである。

- (a) 作業者 1人
- (b) 記録者 3人

- ① 作業時間と動作を記録するもの(記録用紙A)
- ② 動線を記録するもの
- ③ 動作をみて、そのおもなものを記録するもの、同時に動作や時間を記録者に連絡する。

- (c) 時間をはかるもの 一人

## 3. 設備について

- こんろ 2台  
火無こんろ 1台

作業台（流し、調理台、こんろ台、配膳台兼食卓）の配列は並列式

（註）ごはんはこんろ1台を使用して普通に炊く

#### 4. 献立について

献立の一例を示すと次にあげるようなものになる。

献立(例)	材 料
白 い め し み そ 汁 ム ニ エ ル 附 け あ わ せ 香 の も の 番 茶	わ か め ・ 油 あ げ あ じ じ や が い も の 粉 ふ き せ ん 切 キ ャ ベ ツ 夏 み か ん (ま た は 柑 橘 類) た く あ ん

に復習しておく)

- (c) キャベツは熱湯をかけて使用する。
- (d) みそ汁のだしは、けずりぶしを用いる。
- (e) ごはんは井鉢に盛り、みそ汁は盛りつけないで、配膳する。

#### ② 献立作成上の留意点

献立作成にあたって留意する点は次のとおりである。

- (a) 料理は生徒が料理法を十分に理解しているものであること。すなわち、生徒は誰にきかなくても、自分一人で十分に自信をもってできる料理でなければならない。
  - (b) 料理の難易と作業の分量を考えて、適当に組みあわせること。
  - (c) 作業の手順を考えねばならないものを組み入れること。上記の献立についていえば、わかめやこめは、使用するにあたって浸水し、魚は塩・こしょうをして放置することが必要である。また、食べる時には魚は温く、みそ汁は熱いのがよい。すなわち早くから手まわしをする必要のあるもの、後からしたほうがよいものなどの要素の組みあわされたものであること。
  - (d) 作業の手際の巧拙が成品に影響をおよぼす要素を含むもの、ここでは、魚に小麦粉をまぶす方法、焼き方、野菜の処理法（じゃがいも、キャベツ）などがあげられる。
- 今ここに具体例として示した献立例は、家庭一般の学習を終えた生徒が、料理時間1時間（60分）を使用して行った場合のものである。まず、この程度のもものが適切かと思う。ただし、これは生徒の能力、作業にあてられる時間、および設備によって変えるべきものであるから、そのようなときにはみそ汁を省略するのが適切かと思う。

## II. 結果の処理とその考察について

結果の処理については、次にあげるような項目にわけて整理させると好都合かと思う。

- (1) 全体の所要時間
- (2) 各作業台に滞留した時間
- (3) 各料理に要した時間と料理の作業分析

- (4) 作業の手順と結果の巧拙
- (5) 作業の方法と料理のできばえ
- (6) 目立った動作について
- (7) 作業動線の傾向について

以上の中で特に(3), (4), (5), (6)について今少し説明を加える。

1. 各料理に要した時間と料理の作業分析について

前記の献立の料理を下に示すように分析し、それぞれの料理の所要時間をしらべさせる。

料 理	作 業 分 析						計	總 計
	米を洗い水加減をする	浸 水	点 火	ひらす				
ごはんを炊く							分	
	分	分	分	分				
魚をやく	塩・こしょうをする	放 置	粉をまぶす	放 置	フライパンで焼く		分	
	分	分	分	分				
粉ふきいもをつくる	いもを洗う	皮をむいて切る	煮 る	粉ふきにす			分	
	分	分	分	分				
キャベツをつくる	キャベツを洗う	熱湯をかける	せんに切る				分	
	分	分	分	分				
みそ汁をつくる	湯をわかすだしをとる	わかめを洗う	わかめ浸水	わかめ・油あげを切る	みそをとく	その他	分	
	分	分	分	分	分	分		
そ の 他	盛りつけ	配 膳					分	分
	分	分						

2. 作業の手順と料理のできばえについて

上記の表をもとにして、次にあげることがらを分類させる。

- (a) 早くからしておかねばならない仕事
- (b) おそくしたほうがよい仕事
- (c) 何時してもよい仕事
- (d) ある仕事をさきにしなければならない仕事
- (e) こんろを使用する仕事

すなわち、(a)~(e)の内容をみると次のようなことになる。

早くからしておかねばならない仕事	{ 米を洗い水加減をする 魚に塩こしょうをする わかめを洗い浸水する 湯をわかす	
おそくしたほうがよい仕事		{ 魚をやく 茶をいれる 夏みかんを切る

いつしてもよい仕事	油あげを切る たくあんを切って盛りつける みそをといておく
ある仕事をすまさないければ次にできない仕事	いもを粉ふきにする (いもが煮えてから) わかめを切る キャベツを切る キャベツに熱湯をかける (湯がわいてから) 煮出汁をとる (湯がわいてから) 魚をやく (粉をつけてから)
こんろを使用する仕事	湯をわかす(キャベツにかける・煮出汁用・茶) ごはんを炊く みそ汁をつくる 魚をやく いもを煮る

### 3. 作業の方法と料理のできばえについて

作業の方法が料理のできばえに影響することからについて、特に次のことからについて考察させる。

- ご は ん……………成品のできばえ
- み そ 汁……………温度との関係、汁の温度が味に影響をおよぼすこと
- 魚の ムニエル……………塩加減、やけ加減
- 粉 ふ き い も……………粉ふきの状態
- 番 茶……………温度、出し加減

以上(4)と(5)とは相互に関係が深い。(4)のように分析して個々の作業を時間および設備器具の点から、どう組みあわせてどんな順序に作業を行うのが望ましいかを理解させる。なお手順の悪さが、料理におよぼす影響については、次のような事象があげられる。すなわち、米の浸水時間が不足したり、浸水する時間がないために、よいごはんができなかったり、魚に塩をして放置する時間が不足したり、塩をしてすぐ魚を焼いたために、十分味がまわっていなかったりするなどがそれである。これらのことはまた「作業の方法と料理のできばえ」にも関係がある。すなわち、ごはんの炊き方についていえば、ふきこぼしたり、むらす時間が不足したために、ふっくらとしたものにならなかったり、魚につける粉が多過ぎたために、成品が美しくなかったり、特に火加減の調節をじょうずにしなかったために、こげ目のつき加減が適当でなかったり——この場合こげすぎる場合が多い——じゃがいもの煮方が適当でないために粉がきれいにふかなかったり、つぶれたりする。また夏みかんの切り方が適当でないために、汁をしぼるときに十分に汁がでない。その他、みそ汁の味・温度、茶の温度や出し加減なども成品のできばえを判断する要素となるであろう。

次に、今までにあげた(3)(4)(5)相互と関連させながら(6)の目立った動作について発展させてゆく。

### 4. 目立った動作について

生徒が行う作業の内容についてみると次のようなことがあげられる。

- (1) 魚に塩をする場合、手で魚の上をなぞまわしてぬりつける。
- (2) 魚に粉をまぶす時に、粉を多くつけすぎる。また粉をつけてすぐ焼く。
- (3) 野菜を処理する場合、じゃがいもの皮をさきにむいてから洗う。キャベツを切ってか

ら熱湯をかける。

(4) 魚を置いたまないたを洗わないで、わかめやキャベツなどの材料を置く。

(5) 夏みかんの切り方が不適当である。(袋がきれていないために汁がでにくい)

などがおもなもので、その他にも食器を準備する時期だとか、火の使い方、料理用器具の使い方(まないたがぬれすぎる)台の上が不整頓、ざるから水がたれているのが台や床の上にこぼれる。フライパンの手入れなどの問題があげられるのである。

生徒の反省の中に出たことがらを参考までにあげると次のようなものである。

- わかめ、キャベツ、じゃがいも、夏みかんなど同じような仕事をかためてしているのはよい。
- 手順のところで、ごはんを炊いている時、一度もみに行った線がないが、調理台において手を伸ばせばできるので非常に動きが少なくてよい。
- 魚に塩・こしょうをするのを忘れていた。早くからしておけばよい仕事であるから忘れないようにするとよい。
- キャベツとみかんを盛りつける時、ながしと調理台との間を往復しているが、ざるの下へしずくを受けるものを置いて、調理台へもってくると、一度ですみ能率が上がるのではないか。(キャベツのせん切りしたものをざるにいれているのをさしている)
- 魚は冷えるとおいしくないから、もう少しおそく焼いてもよいのではないか。
- 配膳のとき一つずつお皿を運んでいるので、配膳台と調理台の往復が多くなっているがこれも脇取り盆にでものせて運ぶとより能率的でないか。
- ごはんができ上がったとき、火無こんろを使うのをすっかり忘れていた。
- あじのムニエルをする時、ふたをして焼けばよかったと思う。

5. 次に作業動線についてみさせるのであるが、同じ仕事をするのに動線が比較的短かく簡単なものと、長くて複雑なもののができてくる。そして、この動線が作業の手順や方法と関係の深いことが理解させられるのである。

## おわりに

以上「食事の準備」を一具体例にとりあげて諸見を述べてきたが、前にも述べたように、これは単元の導入的役割をもつものであるからこれを端緒として、さらに広い立場から家庭経営技術を理解させることに発展させてゆきたいと思う。またこのタイムスタデーの様式が主婦の生活時間調査を行う場合にも当然適用されてよいのである。

家庭経営の学習における重要な点は、時間・労力・金銭・物資を限られた範囲内で如何にうまく使用してゆくかを理解させ、適当な機会に実践させることである。衣・食・住その他それぞれの分野において習得した個々の技術を家庭経営の立場から総括して、その運営の方法を理解させるとともに、その技術を習得させるところに家庭経営の家庭科における重要性があるのではなかろうか。そうして、生徒各自が、この重用性を認識して、衣・食・住に対する学習と同様に興味と関心をもって学習する日が一日も早く来るように、私たちがこの学習指導の研究に努めなければならないと思う。

# 理科における実験・観察技能の評価について

次 田 吉 治  
佐 藤 宗 雄  
渡 辺 仁 治  
森 井 実 子  
竹 村 咏 子

## 1. はじめに

理科教育において、実験・観察の指導が重要であることはつとに認められ、最近理科教育振興法の成立により、そのための施設や設備が急速に充実されつつあることは誠に慶ばしいことである。しかし、これらの施設・設備ははたして十分に活用され、理科教育の振興に十分に寄与してきたであろうか、現状は必ずしも樂觀を許さない状態にあると考えられる。その原因には入学試験制度のような早急の解決の困難なものもある反面、指導者側の努力によっては、比較的明かかい見通しの立てられるものもいくつか考えられる。即ち、理科教育に限らず、一般に学習において把握された知識や理解力はペーパーテスト等により、直接的に客観的に評価ができ、従って学習の効果を判定することが比較的容易であるのに対し、実験・観察の技能については、これを客観的に評価する完全な方法が未だ見出されず、従って指導の効果が判定し難いことがその原因の一つであると考えられる。

従来、実験・観察の技能を評価するために、いろいろの方法が提案されてきた<sup>1)</sup>。それらの中のあるものは、実施するにあたって多大の時間と労力を要し、しかも評価が主観的になって信頼度の低いものであったり、また他のものは、ペーパーテストによって評価を客観的に行うことが工夫されているが<sup>2)</sup>、これらはとかく、実験・観察に関する事象の知識や理解の評価にとどまるものが多く、技能自体と評価との間の相関が低いうらみが多かった。著者等はこのような現状に基づき、実験・観察の技能をペーパーテストのような間接的な方法でなく、直接的な方法で客観的に評価し、しかも短い時間内に、少しの労力で評価のできる方法を研究してきたが、一応その基本方針と具体例のいくつかをまとめることができたので、以下にそれを記すことにする。

## 2. 評価法についての基本方針

### (1) 評価の客観化

#### a. 検査の実施者（以下検査者という）によって、評価が変わらないこと。

評価の客観化を考えると、これは当然の条件である。しかし、検査者が十分の能力と経験を持ったいわゆる熟練者でなくても評価を行うことができ、熟練者の評価と、そうでない者の評価とが一致するように工夫することは決して容易なことではない。著者等のばあいには、高校生中の優秀者程度の能力を持つ者であれば、特に学習指導の経験を持たなくても検査者になれることをねらいとした。

#### b. 実験・観察の結果が記録されること。

被検者が実験・観察を行い、検査者がそれを一人ずつ見ながら直接評価していく場合には、検査者の疲労や感情の変動などにより、評価の客観性が失われやすい。従って、実験・観察の結果を何らかの形で記録させ、それを提出させて、検査終了後に一せいに評価することができるように工夫した。如何なる記録が技能そのものと直結するかを工夫することに本研究ではもっとも多くの努力をはらったつもりである。

**c. 同一条件の再現が可能で、容易に、安価に得られる資材を用いること。**

テストを、任意の時間・場所において、同じ条件で実施することができるように工夫した。

## (2) 検査の簡易化

**a. 検査所要時間を短かくすること。**

1学級(50人とする)を対象として、検査するばあい、その所要時間が1時間以内にとどまるように工夫した。これ以上の時間を要する検査は、それを実施する為に特別の機会をつくる必要があるになり、その実用性は急激に減少するものと考えたからである。

**b. できるだけ多くの被検者に対し、同時に検査する(集団化する)こと。**

検査を集団化し、上の(1)のbの原則に基づいて検査を実施するばあいには、検査中に評価を必要とすることがないので、検査者は単に検査の進行係あるいは器具の整理や破損を見守る監視者としての役目をはたせばよいことになる。このようにすることは、被検者にとっても気分的に楽になり、平静な精神状態で受検することが可能になるものと考えられる。

## (3) 技能と関連する知識・理解の項目は評価の対象から除くこと。

例えば、顕微鏡を取扱う技能において、顕微鏡はどちらの目でのぞくか、鏡筒は上からさげるか、下からあげるか等の、取扱い上の知識や理解は技能と深い関連を持っている。しかし、これらの知識や理解はふつうのバーバーテストで評価することが可能であり、また技能そのものでないと考え、このような要素は一切評価の対象から除くように工夫した。

## 3. 検査の具体例

理科の実験・観察の指導において、もっとも基礎的な技能であると考えられるものの中で、とりあえず、次の7項目について検査の実施方法を完成した。いうまでもなく、これらだけが基礎的な技能であるとか、これらのみで十分であるとか考えたわけではない。検査項目については、今後次第にその数を増すように努力していくつもりである。

- (1) 顕微鏡の使い方 (2) 上皿天秤の使い方 (3) 試験管・試薬びんの取扱い方  
(4) 電流計の使い方 (5) レンズのピントの合わせ方 (6) 温度計の見方  
(7) 観察とスケッチの技能

以下に、これらの評価法について、項目別に「検査の方法」「検査の目標」「検査前の注意」(被検者に対するもの)「検査後の整理」「評価の基準」「実施上の注意」(検査者に対するもの)などにつき、説明することにする。また各項目について、当校生徒を被検者として行った予備検査において、評価法について気付いたこと、今後改善すべき問題点などは、参考のため各項目の最後に〔反省〕として記載することにした。

### 顕微鏡の使い方

〔検査の方法〕×15の接眼レンズと×4・×10・×40の対物レンズを用いて、対物マイクロメーターの目盛をそれぞれの倍率で5分間以内に読ませ、記録させる。

〔検査の目標〕

- ① 被検物を視野の中央に持つてくることができるか。
- ② 各倍率においてピントを正しく調整することができるか。
- ③ 正確に観察することができるか。

記 録 用 紙	
( ) 学年 ( ) 組 ( )	
×4.....	( ) 本
×10.....	( ) 本
×40.....	( ) 本

〔準備〕各組に対物マイクロメーター・

顕微鏡（反射鏡・絞りは調整しておき、接眼レンズは×15を装置し、レボルバーに×4・×10・×40の対物レンズをはめておき、検査者が5台の顕微鏡を見渡すことができるように配置する。

〔検査前の指導〕

次のように受検者に説明する。

① これから顕微鏡を使って、図のように（次ページのA図を板書）、プレパラートの中に刻んである線の数をかぞえます。

② 顕微鏡の反射鏡や絞りは調節してありますから、この部分には手をふれてはいけません。接眼レンズには×15が、対物レンズには×4がつけてあります。プレパラートの中の円が視野の中央にくるようにして、ピントを合わせ、一番長い線が全部で何本刻んであるかをかぞえて、記録用紙（上記のもの）に書きこみなさい。

③ 次に接眼レンズはそのままで、対物レンズを×10にかえ、目盛の線にピントを合わせなさい。この場合はB図（次ページの図、これも板書）のように、目盛の一部しか視野の中に出ないから、図のように視野の一番長い所——視野の直径になります——に目盛がくるように、プレパラートを動かし、このとき見える長い線の数をかぞえて、記録用紙に書きこみなさい。

④ 最後に接眼レンズはそのままして、対物レンズを×40にかえ、ピントを合わせ、前と同様に視野の一番長い所に目盛がくるようにプレパラートを動かし、こんどは見える線の全部の数をかぞえて記録用紙に書きこみなさい。（C図について）

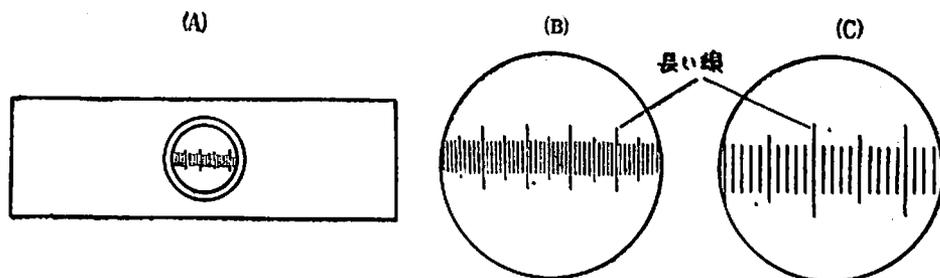
〔注意〕

- ① 対物レンズをかえる場合には、鏡筒を少しあげてからレボルバーを回転させなさい。
- ② どの場合もピントを合わせる前には、かならず横から見ながら鏡筒を下げ、次に視野をのぞきながら徐々に筒を上げ、ピントを合わせるようにしなさい。
- ③ 確実に見えてからでないと次の倍率に移ってはいけません。
- ④ 5分たつと合図をしますから、すぐ操作を終って用紙を提出しなさい。

〔検査時の指導〕

① 顕微鏡の前に生徒を座らせ、対物マイクロメーターを手にとって見させ、プレパラートの二重円を肉眼で確認させる。

② ピント調整中、対物マイクロメーターを割る恐れがあるから、よく見渡して、顕微鏡をのぞきながら鏡筒を大きく下げる生徒には注意を与える。



〔評価の基準〕各倍率とも、正しくよみ得た者（10%以内の誤差は正解とする）をそれぞれ2点、10～20%の誤差で読みとった者を1点、それ以外を0点とし、合計6、5、4、3、2、1、0点に配点する。

#### 〔評価法についての反省〕

顕微鏡の取扱いの技能としては、反射鏡の取扱い、絞りの使い方など多くの要素があり、一時にすべてを評価することは技術的に困難である。しかしピントが正しく調整できることが一番大切な技能であると考えて、検査の対象をピント調整のみに絞った。

資料としては対物プレパラートを使った。これは誰がどの倍率で見ても数が一定であること、視野中の数がすくないことなど、すぐれた点をもっている。しかし1時間で1学級を検査するためには、すくなくとも5枚以上必要で、しかも接眼ミクロメーターに比較して、実際の学習指導においては必要性がすくなく、高価であることなどが欠点であり、この点の改良に一考の余地がある。他の方法としては、例えば適当な個数のデンプン粒をヨードで染色したプレパラートを使用するのも一つの方法と思う。しかし、このような場合、客観化の第1条件である同一条件での再現が困難となる。またこの検査を5分以内と限定したのは、ピントの調整を1分間も努めてできない場合には、ほとんどの受検者が操作をあきらめること、また低倍率で資料を視野の中に入れるためには比較的長い時間が必要であるが、次の150倍の倍率にしてピントを合わせるのに要する時間は割合にすくなく、更に600倍を使い得る技能を持った生徒ならば、ごくわずかの時間でピントの調整ができるからである。

### 上皿天秤の使い方

〔検査の方法〕上皿天秤を用いて、下記の3種類の物体を、定められた順序に4分間以内に秤量させ、測定した結果を記録用紙に記入して提出させる。

〔検査の目標〕上皿天秤を使って、正確に、速かに秤量することができるかどうかを評価する。

〔準備〕各組ごとに、次のものを用意する。

- ① 秤量100g、感量100mgの上皿天秤と付属の分銅とピンセット。天秤の指針は正しく0位置を示すように調整しておく。
- ② 秤量させる物体としては、次の重量を持つように調整された3種類のゴム栓を用いる。
  - A……………15.0g（秤量に必要な分銅は10g、5gの2個）
  - B……………31.0g（秤量に必要な分銅は20g、10g、1gの3個）
  - C……………66.2g（秤量に必要な分銅は50g、10g、5g、1g、200mgの5個）

〔検査前の指導〕被検者全員に対し、上皿天秤・分銅・秤量する物体A・B・Cを見せながら、次の説明をする

「いまから、この上皿天秤を使って、この3つの物体の重さを測ってもらいます。測る時間は4分間で、この時間内に測り終った人は2回くりかえしてもよいが、途中で退席してはいけません。測定するときには次のことに注意しなさい。

(1) 測るものはこの3つのゴム栓です。これは小さいものから順にA・B・Cと記されていますが、測るときにはA・B・Cの順序に測ります。

(2) 測った値は記録用紙に記入して提出します。

(3) 分銅はこれだけの種類のもので、このような順に箱の中にはいっています。(黒板などを使って図示する)

分銅を持つときには、手でつかんではいけません。必ずこのピンセットで持ちます。分銅を机や床におとさないように特に気をつけなさい。

(4) 天秤は丁寧に取扱いなさい。乱暴に物体や分銅を皿の上のせたり、ガタガタと音が出るほど激しく天秤を振動させてはいけません。

(5) 重さをはかる物体は向って左の皿に、分銅は向って右の皿にのせます。ただし左ききの人はこの反対にしてもかまいません。

(6) 検査に使う天秤の釣合いは正しく調整してありますから、左右の皿についたネジは動かしてはいけません。

(7) 測定が終わったならば、ABCの物体は天秤の前に置き、使った分銅は正しくもとの位置に戻しておきます。

〔評価の基準〕① 1つの物体の重さを正確に測るごとに1点を与える。② 測定誤差が、0.1g以内のときは正答とし、それ以上のときは0点とする。

〔評価法についての反省〕重さをはかるべき物体としてゴム栓を選んだのは、一定の重量の物体を数多く作るのに、加工が容易で、しかも安価に入手できるという条件を考慮したためである。しかし、ゴムの重量の経年変化については幾分の不安もあり、また検査中のまさつによる重量減も予想され、あまり安定な物体とは考えられない。従ってさらに安定な物体で、しかも加工が簡単なものを選定する必要があるが、いまのところ、ゴムに優る材質を得るところまでいたっていない。

## 試験管・試薬びんの取扱い方

### 〔検査の方法〕

A液(5%みょうばん溶液)の一定量を目盛付試験管にとり、B液(1N水酸化ナトリウム溶液)を加えさせる。はじめ水酸化アルミニウムの沈殿ができるが、さらにB液を加えると沈殿が消えてふたたび液は透明になる。この時の混合液の全量を測って記録させる。また、B液のびんには、あらかじめ細く切った濾紙を巻き、口からこぼれたしずくを吸収させ、この濾紙も提出させる。

### 〔評価の目標〕

- ① 試薬びんから液を少しずつ目的量だけ正確にそそぐことができるか。
- ② 試薬びんの口から液を出すとき、しずくをこぼさないでそそぐことができるか。
- ③ 試験管をよく振って、管内の液を十分混ぜることができるか。

〔準備〕各組ごとに次のものを用意する。

B液(1N水酸化ナトリウム)の入った300cc試薬びん(レットルにはパラフィンをぬつ

ておく)・A液(5%ひょうばん水溶液)・目盛付試験管・試験管たて・濾紙(幅は1.5cm, 長さは試験びんの円周に等しくする)・ゴムバンド・きれいなふきん・1%フェノールフタレン溶液(60%アルコールに溶かしたもの)の入った霧吹き

〔検査前の指導〕濾紙と次のプリントを渡し、読んで聞かせる。

二つの試験びんにA・B2種類の液がはいっています。いまからこれについて次の実験を行います。

(準備)① 目盛つき試験管に正確に7.0ccだけA液を入れる。もし入れすぎたときはもとのびんに余分をもどしてもよい。

② いま別に渡した濾紙の端に学年・組・番号・氏名を書き、この濾紙を右図のようにB液のびんの上部にまき、ゴムバンドでとめる。

(実験)① B液のゴムせんをとり、これを机の上におく。

② 試験管とB液のびんを両手に持ち、B液を少し試験管にそそぎ、よく試験管を振ってまぜる。このとき液は白くにごる。試験管を振るとき試験管の口を指でふさいで上下に振ったり、また左右にはげしく振りすぎて、液をこぼしたりしないように注意する。

③ 上と同じことを何回かくり返す。このとき、液ははじめしだいに白くにごってくるが、さらにB液を入れると、今度ははごりがしだいにうすくなり、ついにはまた無色透明になる。このようになったときB液を加えることをやめる。

④ B液の量はできるだけ少量ですむように注意する。

⑤ 上の②③のことは落着いてゆっくりやってよいが、2分間以内に終ること。1分30秒たったとき合図をする。

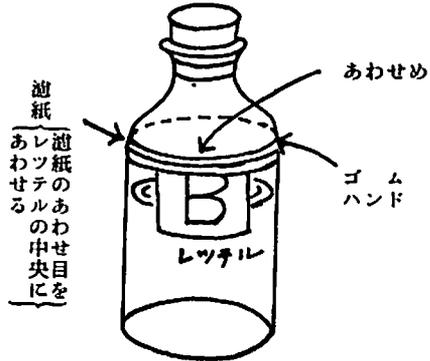
⑥ 試験管内の液の全量を読み、結果を記録用紙に書き入れる。0.1ccの桁まで書くこと(例えば、17.2cc, 21.0cc)

(後始末)① B液のびんにゴムせんをはめ、濾紙をはずす。

② B液のびんの外側とゴムバンドをよく水で洗い、ふきんで水をふきとる。

③ 試験管の液を捨て、水で5回すすぎ、試験管の口を下にむけてふり、水をきっておく。

④ 記録用紙を二つに折りたたみ、その間に濾紙をはさんで提出する。



### 〔検査後の整理〕

提出された濾紙を机の上に並べ、霧吹きでフェノールフタレンを吹きつけ、濾紙にしみ込んだ水酸化ナトリウム溶液のしみの拡りを調べる。(このようにすると、次の写真(A)のように、こぼしたしずくが赤色の斑点となつてあらわれる。)

写 真 (A)



〔評価の基準〕

(1) 混合液の全液量について

- |                    |    |
|--------------------|----|
| ① 11.0cc以下         | 3点 |
| ② 11.1ccより13.9ccまで | 2点 |
| ③ 14.0ccより19.9ccまで | 1点 |
| ④ 20.0cc以上         | 0点 |

(2) 濾紙にしみ込んだしみの大きさについて

- |                      |    |
|----------------------|----|
| ① しみのつかなかったもの        | 3点 |
| ② しみの直径が1cm以下のもの     | 2点 |
| ③ “ 1cm以上のもの         | 1点 |
| ④ レッテルを汚す位置にしみのついたもの | 0点 |

〔反省〕

- ① 混合する液として水酸化ナトリウムとみょうばんを選んだのは、両者から沈殿の生成と沈殿の溶解という二様の変化が得られるからである。なお、水酸化アルミニウムはコロイド状沈殿であるため、試験管をよく振らなければ、沈殿は水酸化ナトリウム溶液を加えすぎても溶けず、液は透明になりにくいので、試験管の振り方の効果がよく分かる。
- ② 水酸化ナトリウムのしみ込んだ濾紙にフェールフタレンを吹きつけてできた赤色のしみは、日が経つとしだいに退色するので、試料保存にはやや難点がある。しかし退色したのももう一度フェールフタレンを吹きつけるとまた赤色を示す。

電 流 計 の 使 い 方

〔検査の方法〕 次の写真 (B) のような電源・電球 (60W) ・電流計・コードを渡し、電燈をつけたときの電流を測るように配線させ、電流を読みとらせる。

〔検査の目標〕 ① 電流計の接続ができるか。

② 電流計の目盛が正しく読みとれるか。

〔準備〕 各組ごとに次のものを用意する。

- ① 交流用電流計 (10A, 1A, 100mA端子のついたもの、100mA 端子はあらかじめ、メーカーの内側で配線を外しておき、生徒が誤ってこの端子を使ったとき、メーカーが破損

することを防ぐようにする。)

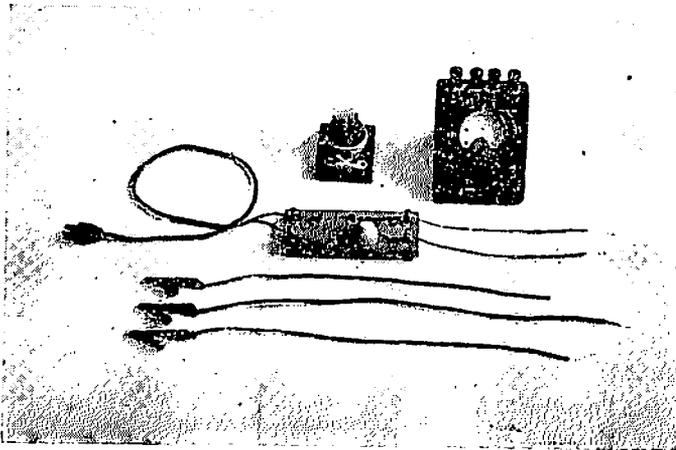
② 写真(B)のように、押しボタンスイッチ、ヒューズ(1~3A程度の糸ヒューズ)をつけた電源板(コードにはビニール線をそれぞれ30cmばかり用い、押しボタンスイッチの側に赤、ヒューズ側に青線を連結する。コードの先は2cmばかり裸にしておく)。

③ 別に同じビニールコードを3本用意する。長さは約50cmで、1端にはわに口クリップをつけ、他端は2cmばかり裸にしておく。

④ ①②③で用意したものを、一つの机に1組ずつ、写真(B)のような位置に置く。

⑤ 次ページのような記録用紙を1組ずつ机の上に置く。(重ねて置き、1組ずつ受検者に取らせてもよい。)

写 真 (B)



〔検査前の注意〕机の前に1人ずつ着席させ、記録用紙に記名させてから、次の注意を与える。

① 机の上に、押しボタンスイッチとヒューズのついた電源板、電球、電流計と3本のコードが置いてあります。

② これを使って電球をつけ、このとき流れる電流の強さを測るように、接続しなさい。

③ 電源板のコードは、100Vの電源に接続してありますが、押しボタンスイッチを押さなければ電流は流れませんから、安心してコードにさわってもよろしい。

④ 「はじめ」の合図をしてから、3分間で配線します。配線がすめば、まちがっていないかどうかを確かめ、まちがいがなければ記録用紙の〔A〕押しボタンを押す前に書く欄に記入しなさい。

⑤ 「押しボタンを押しなさい」の合図があるまでは、決して押しボタンを押してはいけません。

⑥ 押しボタンを押したとき、電燈がつき、メーターが正しく働けば、目盛を読みとり〔B〕の欄に電流計の値を書き入れなさい。

⑦ 電流計が正しく働かなければ、〔C〕の欄の該当する項に○をつけなさい。また押しボタンを押してから2分間の余裕を与えますから、〔C〕欄に印を入れてから配線をしかえて電流計が正しく働けば、電流の値を読みとり、〔D〕の欄にその値を書き入れなさい。

⑧ 実験が終れば、コードを外し、器具をもとの位置になおし、記録用紙を出して退場しなさい。

〔記録用紙〕

学 年	組	氏 名
--------	---	--------

〔A〕 押しボタンを押す前にコードに接続した電流計の端子を、右図に○をつけて示さない。

〔B〕 押しボタンを押したときメーターが正しく動けば、電流計の値をこの欄に書きなさい。

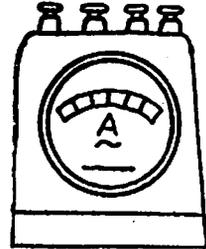
( ) アンペア

〔C〕 メーターが正しく動かなければ、下の該当欄に○をつけなさい。

- ① ヒューズが切れた。( )
- ② 電燈はついたが、メーターの針は正しく動かなかった。( )
- ③ 電燈がつかず、メーターの針は動かなかった。( )
- ④ 配線を完成することができなかった。( )

(②, ③の場合には〔C〕欄に記入した後次の〔D〕欄に記入しない。)

〔D〕 〔C〕の②, ③のときは配線をなおして、メーターが正しく動けば、電流計の値をこの欄に書きなさい。( ) アンペア



〔評価の基準〕 次のように6, 5, 4, 3, 2, 1, 0点を与える。

(メーターの±, 10A, 1A, 100mA 端子をそれぞれ①, ②, ③, ④とする)

配点	段 階	記 録 用 紙			
		〔A〕	〔B〕	〔C〕	〔D〕
6	① 1A端子につないで正しく測定したもの	①と④に○			
	② 10A端子につなぎ次に1A端子につなぎかえて正しく測定したもの	①と②に○	0.6	③に○	0.6
5	③ 同上にて測定値に0.5又は0.7と答えたもの				
4	④ 10A端子のままで読みとったもの	①と②に○	0.9		
3	⑤ 1A端子につなぎ測定して桁をまちがえたもの	①と④に○	6		この欄は6 または0.06 でも可
	⑥ 10A端子につなぎ測定して桁をまちがえたもの	①と②に○	0.06または6		
2	⑦ 100mA端子につなぎ、後1A端子にかえて正しく測定したもの	①と③に○		③に○	0.6
1	⑧ 10mA端子につなぎ電燈もつかずメーターも動かなかったもの	①と③に○	0.5程度の読みを示す	③に○	
	⑨ 1Aと10A端子に接続したもの	②と④に○			
0	⑩ ショートしてヒューズをとばしたものの			①に○	
	⑪ 配線できなかったもの				

(備考) 助手(いないときは技師のすぐれた生徒)をヒューズのつなぎかえ、器具の配置などに使うと検査はスムーズにおこなわれる。

## 〔反省〕

(1) 電圧計の使用をも合わせていろいろ実施してみたが、次の理由により電流計のみに改めた。

- ① 評価の内容が複雑になり、かつ客観性が保たれにくい。
- ② 電流計の配線が正しくできる者は、ほとんど電圧計の配線もできるので、評価の精度を高めることにならない。

(2) 100mA 端子をメーター内部で外すことは簡単である。外したタップはビニールテープでとめておくとよい。

(3) 近頃この種のメーターにはトランス式のものもあるからこのばあいにはコードを、1A端子と10A端子の間につないでもメーターの針は動く。(この際、針は約1割少ない値を示すこと、およびターミナルにつけた○から誤配線がわかる。)

(4) この方法では被検者が実験に夢中になり、記録用紙に記入することを忘れることがあるのが問題である。

(5) 電球を使用することによって、はじめから電流値を知っているおそれがあるので、抵抗線に紙筒をつけ(抵抗値その他がわからぬようにして)、これを使うこともやって見た。この際にも、電流は、0.6A程度になる事が最も望ましい。電流の値が1Aあるいは、0.1Aに近ければ生徒はレンジをかえてみるといったような心配を持つ。また0.6Aを流す抵抗線を使うとなれば非常にやっかいであり、高価であり、また、発熱の問題も考えなければならない。また5~6ワット程度の抵抗を用いた時は発熱量は少なくなり、100mAのフルスケールを考えなくてもよいが、100mA端子が端についている型のメーターでは、多少問題が残るようである。この点からも使用メーターのターミナルが、100mA、1A、10A、(±)とならぶものと、10A、1A、100mA、(±)とならぶものとは使用結果が多少異なるようである。

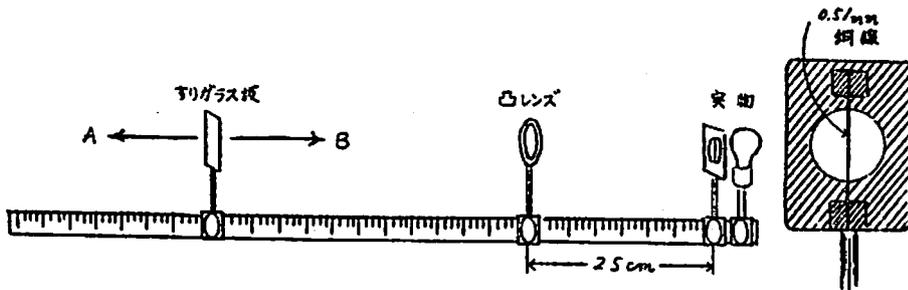
## レンズのピントの合わせ方

〔検査の方法〕①図のような光学台を用意し、実物、凸レンズ( $f=15\text{cm}$ ・ $D=5\text{cm}$ )を置く。

② 光学台の目盛が検査者の側にくるように置き、被検者を向い側に坐らせる。

③ 実物、凸レンズの位置を動かさずに3回すりガラスのスクリーンを動かして、この上に銅線の像を結ばせ、その都度、検査者(または助手)がスクリーンの位置を読みとり、3回の測定値の偏差をみる。

④ スクリーンは第1回は光学台の端から、第2回は凸レンズに近い方から、第3回は再び光学台の端にかえて始めさせる。



(備考) この検査は、2台の光学台を使えば1時間の間に1学級を検査し終る。しかし、もしできれば、適当な生徒を訓練し、目盛の読みとり方を教えて助手として使うならば、数台を

並行して行うことができ便利である。この際ははじめに全員に同時に注意を与えて置く方が便利である。

〔検査の目標〕正しいピントの位置にスクリーンを置くことができるかをみる。

〔準備〕実物には、図のように、金属板に円形の穴をあけたもの（光学台にはついている）に、上下に0.5mm 程度の銅線を張り（ビニールテープにて張り、特に曲がっていないか注意する）、20Wの電燈で照らす。

〔検査前の指導〕① ここに細い針金が張ってあります。この凸レンズによってできる針金の像を、このすりガラス板の上に作ります。

② 凸レンズと実物は動かさず、すりガラス板だけを動かして、いちばんはっきり針金の像がうつる所に置きなさい。

③ これを3回行います。時間は別に定めませんが、あまりぐずぐずしてはいけません。

〔評価の基準〕偏差が5mm以下の者を6、6~10mmを5、11~15mmを4、16~25mmを3、26~35mmを2、36~45mmを1、46mm以上を0とする。

〔反省〕

① 後処理が複雑なので、偏差のみに評価の基準を置き、正しい値との差は考えなかったが、これには問題があると思う。

② 凸レンズが色消しレンズでなく、色によるピントの位置のちがいが明瞭であるため、色消しレンズで行った場合どのような値が出るか、これも今後の研究にまたねばはっきりしない。しかし、予備検査では、色収差をうったえた生徒の成績が目立ってよかったように思われることから、色収差のある方が測定技術を見る上では面白いかもしれない。

③ 何れにしても、この検査では特に技能と測定値との相関につき今少し研究を重ねる必要があるものと考えられる。

## 温度計の見方

〔検査の方法〕次の目盛を示すA~Dの4本の温度計を与え、温度計の示度を読みとらせ記録させる。

A 54.8°      B 27.4°      C 30.2°      D -0.6°

〔検査の目標〕温度計の目盛を視差なく、最小目盛の1/10まで正しく目分量で読みとることができるかをしらべる。

〔準備〕特別に作ったA~Dの4本の温度計（作り方は後に示す）を用意する。温度計には図のように、それぞれA、B、C、Dの札をつけて置く。

〔検査前の注意〕開始前に一斉に次の注意を与える。① A、B、C、D4本の温度計を渡しますから、それぞれの示している温度をできるだけ正しく読んで、この紙に図のように書きなさい。（板書して書き方を示す。）

② 目盛は1度の1/10まで目分量で読みなさい。

③ 目盛を読むとき、人と相談したり、人のを見てなおしたりしないで、自分が見たままの温度を書きなさい。

④ 目盛を読むとき、声を出したり人の読み方をなおしたりしてはいけません。

⑤ 時間は別に何分と決めませんが、なるべくはやく読みなさい。

〔評価の基準〕①±0.1°以内を正解とする。それ以上ちがった時は点を与えない。

② A=1点, B=1点, C=2点, D=2点とし,  $\pm 0.1$  以内の誤差で全部読み得た者が6点となる。以下5, 4, 3, 2, 1, 0点とする。

③ Dのマイナスを忘れた者は1点引きとする。

**〔温度計の作り方〕**

アルコール温度計(1目盛,  $-10^{\circ}\sim 100^{\circ}$ )のこわれたもののアルコール溜を切りとり, 毛管部のアルコールを出す。

アルコールを出すには, 振ることと細い針金をさしこむことと, 温めることを利用すると比較的簡単に出る。

② 針金を入れる。普通上のようなアルコール温度計の毛管の直径は約0.5mmであるから, これより少し細いエナメル線か銅線を管内に入れる。針金の先端を目的のところに合わせることができたならば, 右の図のように針金を曲げて, ビニールテープで巻く。実物に近い感じを出すために赤色テープがよい。特に次の点に注意する。

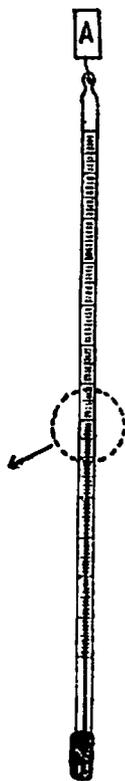
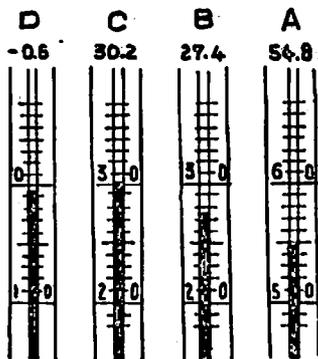
- ① 針金の先端はなるべく直線(できれば凹形)に鋭く切りとる。
- ② 針金にはマジックインクで赤色にぬるとよいが, 穴との大きさの関係で, はいらなくなるおそれがある。この際は赤インクで着色する。
- ③ 先端を目的の目盛に入れるには, 低倍率の顕微鏡にのせて, 視差をなくして見る。
- ④ 目盛の位置は10の位はどうでもよいが, 1の位および小数第1位は上の示す値を厳守する。 A □4.8 B □7.4  
C □0.2 D -0.6

**〔反省〕**

(1) この検査は一般に機械の目盛を読む際にも応用できる。これによって過大に読む者, 過小に読む者, マイナスが読めない者等, 極めてよくわかる。

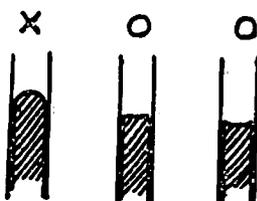
(2) 温度計に針金を入れるとき, 先端がか

	組	氏	名
A	67.6		
B	—		
C	—		
D	—		



針金を曲げてビニールテープで巻く

針金の先端



なりむつかしいが、数回試みればよいものができる。

(3) 赤い油絵具を押しこむこともやって見たが、一度押しこめば後へ返せないで、温度の調節が困難であり、その上、温度により、目盛が変わるので使用できない。針金を用いた時は毛管との間に多少すきがあくことがあるが、目盛を読ませるには不自由はない。固定された温度のものを専門家に作らせてもよい。

## 観察とスケッチの技能

〔検査の方法〕 平面鏡にうつる自分の目を10分間でスケッチさせる。

〔検査の目標〕

- ① 細かな観察力をもっているかどうか。
- ② 正しくスケッチすることができるかどうか。

〔準備〕 小さな平面鏡とスケッチ用紙

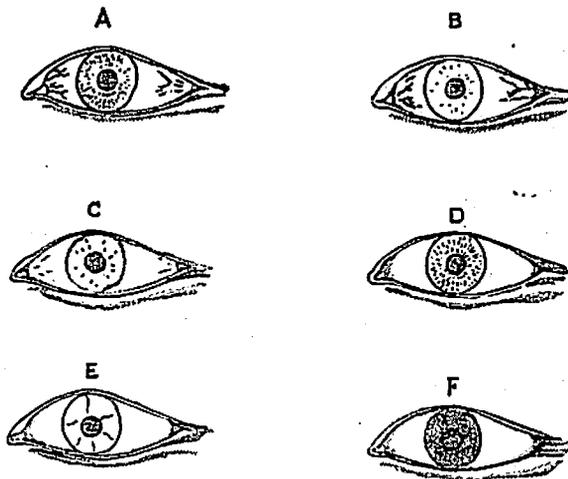
〔検査前の指導〕

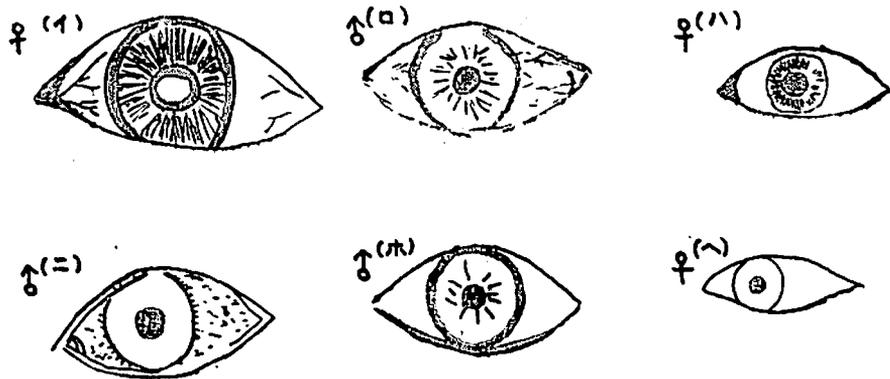
鏡にうつった自分の目をスケッチしない。スケッチではできるだけ形や配置を正しく書き、また細部もできるだけくわしく書き入れなさい。例えば視神経などの細かいものももし見えたならば、それも落すことなく、1本ずつ正確に書くようにしなさい。

〔評価の基準〕

虹彩の筋肉と、白目の毛細血管のスケッチについて、別々に評価する。虹彩の筋肉と、白目の毛細血管のいずれもが正確に書き得たものにそれぞれ2点、観察していることはスケッチから認められるが、非常にあいまいで不正確なものにそれぞれ1点、どちらも観察していないものは0点とし、合計4、3、2、1、0点として評価する。

次に基準となるサンプルをあげる。(1～6は生徒スケッチの実際例)





	A	B	C	D	E	F	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
虹 彩	2	1	1	2	1	0	2	1	2	0	1	0
毛 細 血 管	2	2	1	0	0	0	2	2	0	2	0	0
合 計 点	4	3	2	2	1	0	4	3	2	2	1	0

### 〔反省〕

スケッチでは、①全体の形や各部の配置 ② 細かな観察 が評価の際の観点となる。全体の形や各部の配置、例えば目と瞳孔のバランスなども評価の対称にすべき事項であると考えられるが（図の(イ)と(ホ)を見るとその必要性を痛感する）、資料自体に個人差があり、一定の評価が非常に困難であるため、これも除外した。しかしどちら側の目であるか認められない程度のもはこれを減点すべきであると考え（図の(ロ)(ハ)などはどちら側の目かも判断できない）。材料として目を選んだ理由は、

- ① 場所、時間にかかわらず身近かで誰れもがもっている資料であること。
- ② 簡単な楕円と円からなりたっていると思われる目も毛細血管などがあり、適度な複雑さをもっていること。
- ③ 一せいにテストすることができ、時間と労力が節約できる。準備がほとんどいらない。
- ④ 生徒の発達段階に応じて、観察力がどのように成長するかその系統性を見ることができ

などのためである。欠点としては比較的個体差が大きいこと。評価の場合、2点、1点、0点と分けたが2点と1点の判定にはやはり多少の主観がはいることをまぬがれないことなどがあげられる。後者については今後とも研究を続けて行くことにする。

## 4. お わ り に

著者等が本研究に着手したのは、昭和32年のはじめであった。最初の第一年は主として、(1) 実験・観察の技能は如何なる手段・方法によって客観化することができるか。(2) ペーパーテスト法によって技能を正しく評価することは可能であろうか。以上の二点を中心として考察を続け、また当校（附属中学校・高等学校）の生徒を対象として、予備調査を行い、評価法の妥当性やその改善法について工夫してきた。これらの結果については、昭和32年10

月に全国附属学校連盟高校部会の理科部門において発表した。

今年度(33年度)になって、評価法の根本方針がほぼ確定してきたので、その実用化、とくに簡易化について研究を進めた。前記の具体例は主として当校生徒に対し、各項目につき約150～200名を対象として、予備調査を行いつつ得た一応の結果である。これらのものはいずれも各項目の〔反省〕に記したように、いまなお不十分な点も多く、種々修正、改善すべき余地を残しているが、一応根本方針の確定を機会に、あえて発表し各界の御教示をおおぎつつ、更に完全なものへと進展させていきたいと考えている。

なお今後は (1) 評価範囲の拡大 (2) 現在までに得られた具体例を中心として多数の被検者を対象として評価を行い、評価の標準化をはかること。(3) 本評価法の利用法 について研究を進めて行く予定である。

〔註1〕①レポートによる法…提出されたレポートをもとに評価する。この方法は、中学、高校程度の実験においては必ずしも客観的な、信頼度の高い技能の評価は期待できない。また、グループで行う実験では、個々の生徒の評価は困難である。②チェック法…実験観察の途中においてチェックし、これによって技能を評価する。この方法は客観性が乏しく、また、生徒に悪い印象を与えることが多い。

〔註2〕例えば、広島大学、附属高等・中学校理科研究会(昭和25年6月科学光学社発行)「理科能力態度テスト」あるいは、昭和32年度全国学力調査・中理、高理〔13〕—(電流計・電圧計の接続の問題)その他、毎年各府県の出題する高校入試のための問題中、実験・観察技能に関するものなど。

う権威主義的なり方は、自由な探究と討議という道を閉鎖し、国民が暴力的でない、理性的で平和的な手段によって既成の生活と思想との様式を変えうるのだという信念を打ちこわしてしまふ結果になり、そのために民主的社會の基礎を弱めるのである<sup>五</sup>。

アメリカの独立宣言のなかに「どんな政治の形態でも、これらの目的（生命と自由と幸福の追求）を破壊するようになればいつでも、それを改正あるいは廃止して、人民の安全と幸福をもつともよく実現しそにみえる原理を基礎とし、またそうみえる形態に権力を組織する新しい政府をつくることは人民の権利である」といつているのは、革命を制度化しようとする努力として民主主義を考えていることを示している。したがって、民主的社會における忠誠は、特定の制度形態に対してではなくて、むしろ「在來のすべての制度と信条との妥当性がためされるべきもつと基本的な自由と手順に<sup>六</sup>」対して払われねばならない。さて、われわれの政府は國民の各層や各利益団体のたがいに相反する利害の衝突に加わらずに、それを超越して審判する中立的機関のようなものであると考えるのは、はなはだ非現実的で甘い見方であるといわねばならない。そうではなくて、民主主義は「人間の集團間のはげしい鬭争の連関中に展開した現実の歴史的运动の産物であり<sup>七</sup>」われわれは、民主主義を「社會的鬭争に代わるべき道や代用物としてではなく、人間の鬭争を処理し指導するために人びとが考えだした最上の手段とみなすであらう<sup>八</sup>。」このように暴力によらないで、探究と討議と説得と選挙という平和的な手段によって、國家の經濟的基礎そのものをも変更することが、民主主義の成熟によって可能になるということを現実に表示するものとして、チャイルズ氏は第二次大戦後の英國労働黨政府の成立をあげている。

民主主義の文明が、この人類の危機を乗りきって平和な世界の實現に成功するかどうか、誰もそれを予言することはできない。このような世界の現実を前にして、日本の民主化だけが安易に前進してゆくと考えるのはたしかに甘いといえるだろう。國際政治が依然として権力政治の段階からあまり遠くへ進んでいないとき、「民主主義は、いまなお実験の性質をもっている<sup>九</sup>」といつてまちがいない。だからといって、われわれは歴史の車輪をあとへもどすことはできない。ことに、民主主義の歴史は短かく、その根は浅いこの日本において、左右の全体主義的勢力の圧力から民主主義を守つて育てあげるのは容易な仕事ではない。「日本の民主主義を守るものは結局國民である。國民は、戦後に得た自己の自由を放棄してはならず、奪われてもならない<sup>十</sup>」そして、教育は、日本の民主主義の発展のためにたいせつな任務をはたさねばならない。

註一、上掲書、一六八ページ

二、同、一七七ページ

三、同、一九八ページ

四、同、一九八ページ

五、同、一九九ページ

六、同、二〇三ページ

七、同、二〇七ページ

八、同、二〇七ページ

九、同、二〇八ページ

一〇、朝日新聞昭和三年十一月四日矢内原忠雄「政治と教育」  
あとがき、このあとで、チャイルズ氏の思想に対して私のもつ疑問をのべてみるつもりであったが、時間の余裕がないのでいまはこれだけにし、これ以上の問題については他日を期したい。

主的な教育計画をいつさいの権威主義的な教育計画から区別する特徴は、ひとりびとりの子どもの成長を最高目的とすることにとつとめるといふ事実であると強調した。民主主義は、個々の人間の善以外にどんな善をも認めないから、民主主義の倫理においては、成長といふことが究極の基準である。「成長自体が成長の目的である」といふことは深い道徳的意味をもつのは、それがこのように子どもの可能性をなんらかの絶対的な体制の要求のために犠牲にすることに断然反対するからである。」青少年の知的発達を妨げるような政策をとつたり、拘束したりすべきではない。まえに精神の発達に關してのべたように、人間の知的発達には、主として書物など文字を通して行われる人類の経験の伝達——意味の伝達——がたいせつであるが、根源的経験、すなわち人と物との世界に直接参加することとを離れては、書物による学習は十分な効果をおさめえない。このように、経験的または実験的な方法を教育の基本的な方法とみなすことは、子どもの人格の尊重と精神の発達がきり離すことのできないつながりをもつものと考えられるかぎり当然のことである。子どもは、この実験的な方法で教えられて、実験的探究の価値を学ぶと、人間や人間と世界との關係について新しい見方を習得したものといふことができる。すなわち、子どもは「われわれの生きてゐるのは、成功が偶然であるような世界だ」といふ認識に到達する。われわれの世界は方策と障害との混合であつて……。生存は不安定であつて人間の幸福は、われわれがこの雑多な事象を理解して、これを人間の利益になるように使用する仕方学ぶことができるかどうかによるのである。この支配力の必要を認めることが、実験的な実践を育成された精神の一つの属性である。」いいかえると、この考え方によつて知的権威の所在が伝統や書物から経験の手順に移されるの

である。さらに進んで、人間は日常の生活においてさまざまな経験を通過して、よりよいものとより悪いものとを区別したり、取捨選択したりすることを学ぶのであるから、道徳と価値は特別な領域をつくるのでなくまた価値判断は事実判断からひき離されたものではない。

第二に、民主的な教育は子どもの成長を道徳的目的とするものであつて、既成の制度を維持したり、社会改造の計画を実現するために子どもが自分で学び考える——自分自身の精神を発達させる——機会を奪つてはならない。いうまでもなく、われわれの生きてゐるのは空虚な社会ではなく、必ず特定の歴史的な社会であつて、そのかぎりでは、教育は必然的に一定の人間生活の型の維持や発展を目的とするように、その社会の力關係によつて規定されていゝといふのが事実である。しかし、個人の尊敬や精神の自由がどうとり扱われているかといふことは、民主的な教育とその他の権威主義的な教育においてちがつてゐる。もちろん民主的社会もまた人間の共同關係の組織的形態であつて、その成員にきびしい道徳的要求をするものである。ただ民主的社会は開放的社会でなければならぬ。いいかえると、自由な探究と批判を抑圧せず、現状維持にとめるだけではなく、みずから進んでそれ自身を改善しようとする多元的力動的な社会でなければならぬ。したがつて、ある特定の制度の諸価値——政治的・経済的・宗教的な制度の諸価値——と民主主義そのものの諸価値とを同一視するような考え方は認められることはできない。特定の制度を維持するために「現行の集団の信条と慣行を生活条件の発展に照して評価することを学ぶ機会」を子どもにも与えることをこばむような圧力団体は、「すべての自由のうちもつとも基本的なもの——思想の自由——を恐れている」のである。こ

の教育の基礎になるものと考えられるが、それについてチャイルズ氏は本書の「自然と教育」と題する一章において相当くわしく論じている。すなわち「生まれつきの人間の資質は柔軟性に富んでいて経験と学習によつて多種多様な関心と活動に展開してゆく」ものであり、「おのおのの生活体が活動を営むのは、ある特定の環境においてであらう」「またその助けによつてでありたいいの生活体はその努力に含まれている目的や目標を意識的には認識しないけれども、基本的な意味では、生きるということはずべて選択または目標追求のはたらきであらう」「学習というものは、もとのままの形で活動をつづけている遺伝的反応体系のうえに、新しい特性や行動をただつけ加えたり押しつけたりするだけの過程ではない。学習はつけ加えるのではなく、つくりかえる過程である」<sup>10</sup>。そして生活体は進化の過程において、「将来の目的を追求し、その達成のための手段を選ぶ」(ウィリアム・ジェームズ)はたらきすなわち精神を発達させ、ことばを用いて社会的な文化を創造する段階にまで発展する。そして「教育は、意識的な、目的をもった人間生活の段階においてははじめてはじめてあらわれる価値にかかわるものである」<sup>11</sup>。このように、人間の精神と肉体、文化と自然との関係についての伝統的な二元論的思想をしりぞけて、連続的發展による一元論的な見方を展開したデューイ—C・パース、W・ジェームズ、G・ミードらとの協力による——の精神の発達に関する考え方——精神の機能的な考え方——は教育の目的と方法をきめる特色ある立場にみちびくものである。すなわち、ハッチンズ氏の「学校は経験を他の機関と影響力にまかせ、教育においては青少年の知的訓練というそれにもっともふさわしい貢献を重視すべきだ」<sup>12</sup>という考えにもとづいて精神の形式的訓練を重んずる人びとに対して、チャイルズ氏

は「精神は生活の場である有意義な活動において、またそれを通して発達するから、したがって学校の計画は、根源的经验——人や物の世界と豊かで変化に富んだ交渉をする——の機会を与えねばならぬ」<sup>13</sup>とのべて、根源的经验を重視すること、それにもとづいた、精神の性質と精神を育成する手段とに関する一つの考え方もつたいせつな意味をあきらかにしている。民主的教育は、個人を目的として扱うものであり、したがって、個人の精神の発達にどうしても必要な根源的经验の機会を提供して完全な思考活動と自由な探究を奨励することを目的としなければならない。

註一、上掲書三五ページ

二、三六ページ

三、同三六一—三七ページ

四、同三六ページ

五、同四一ページ

六、ジョン・デューイ「民主主義と教育」五九ページ

七、チャイルズ上掲書七四ページ

八、同七六ページ

九、同七七ページ

一〇、同八〇ページ

一一、同九七ページ

一二、同一五二ページ

一三、同一五二ページ

#### ハ、教育と民主的文明の諸価値

チャイルズ氏は本書の第二部を「教育と民主主義の諸価値」と題して、現代アメリカの社会における民主主義の理想と教育の問題について論じている。そのなかから現在のわれわれにとつても、とくにたいせつな意味をもつと思われる二、三の点をとりあげてみよう。第一に、経験的な方法の教育的意味について考えてみよう。「民

養ある人士をつくらうとした。実験科学者は、真理を発見し検証する客観的方法に含まれている態度と信念と忠誠を身につけた「実験室の人間」をつくりだそうと努力した。熱烈な国家主義者は、愛国者——祖國を最高の権威とし、愛情と忠誠との至上の対象とする従順な臣民——の養成に全力を尽すべき共通の学校制度を要求した。絶対平和主義者は、四海同胞主義と人道の宗教に奉仕することを本旨として「良心的戦争反対者」——本能的に「いつさいの戦争は罪」である信じ、同胞人類の組織的殺戮にけっして加わらうとしないもの——をつくりだすことを目的とする学校を設立した。私的企業者は私有制度と「自由で」「無統制」な利益の原理にまったく身を委ねきってしまった「徹底した個人主義者」に子どもをしようとする学校のために宣伝した。自由主義者は、「理性の光に浴した市民」こそ人間らしい生活様式の唯一の確固たる基礎であると主張して、「学識をそなえた批判的精神」を育成するような学校制度を求めた。<sup>三</sup>

このように、教育の目的は、ちがった社会においてさまざまにちがっているが、それらの目的に共通した特徴は、「これらの教育計画はいずれも、ある歴史的な集団が基本的な生活の関心と意味をどう考えているかをあきらかに示している<sup>四</sup>」ということである。しかしながら、現代の進歩した科学と技術との力によって、農業文明から工業的・都市文明へ移行するにつれて、社会的・経済的情勢はますます複雑になってゆく。そのために特定の人間集団の基本的な生活の関心がどうであろうと——軍国主義者であろうと、共産主義者であろうと、その他なんであろうと——市民として、また特殊な職業人としてしなければならぬ基本的な活動を青少年に教えることがどうしても必要になるので、現実の学校教育の内容は、教育目的のちがいがから当然予想されるほどひどくちがったものではないとい

うことも事実が示しているところである。

うえにのべたように、それぞれの人間集団が特定の政治的・経済的・宗教的関心にもとづいて独自の教育目的をたてることはあきらかにされたが、民主主義によつてたつ社会では教育はどんな目的をもっているだろうか。「各人の人格の価値と尊厳という民主的原理がいつさいに支配している社会においては、子どもを食ひものにするような教育制度は排除されねばならない。民主的社会は子どもをその軍隊用の単なる銃剣となるべきもの、将来その工場生産制のものとはたらく単なる「手」となるべきもの、その他どういふ種類のものであろうと、既成の制度や特別な階級の利益を永続させるためにつくられる単なる道具とみなすばあいには、必らずその社会自身の道徳的基礎を破壊することになる。……なおそのうえに、民主的社会においては、教育の権威と指導は、政治のばあいと同じく、どんな支配的集団——世襲的・軍事的・宗教的・経済的な——の手に委ねられるべきものと考えられていない。権威と最後の決定権は公共の仕事すべてを通じて、そのような限られた集団から国民全体の手に移されねばならぬということこそ民主的理論の本質である<sup>五</sup>」

デューイは「民主主義と教育」のなかで、「教育の過程はそれ自身のはかにはなんの目的をもたない<sup>六</sup>」といっているが、このことばを、人間の目的を意識した努力をしりぞげるものと解してはならない。なるほど東洋においても西洋においても、思想の歴史において、人間のはたらきの意義を否定して、事物のおのずからの動きや発展という意味における自然のなかに真理や道徳の基準を求めようとする流れがある。「自然に従え」とか「自然にかえれ」とかいう標語にあらわれたこの思想は、教育において人間の生まれつきの素質をよいものと考えてこれに信頼しようとする「自由放任主義」

を忘れてはならない。したがって「たとえ民主主義は各人を尊敬することにともづく自由の生活であるから、青少年の性格に民主主義独自の態度や行動を育成しようとして積極的手段をとることは民主主義の道徳に反するものだと考えることは、ものの道理をわきまえない、ひどくまちがった解釈である。」「民主主義は無秩序の一形式ではなく、社会的・政治的生活の明確な体制である。民主的な生活様式はまさに独自の共同生活の様式であり、その成員に対して明確な要求をするものである。したがってそれには独自の教育計画が八」あるわけである。このように意図的教育に本来含まれているさまざまな生活様式のなかからの選択、価値間の選択こそ道徳的行為の本質である。ここでいう「道徳的」ということは、学校の限られた一面だけにかかわるものではない。道徳的関心は、教育計画全体に浸透している。青少年の教育において、どちらがよいか悪いかをきめる重大な選択をせねばならぬばあいには、いつも道徳的関心をはたらいっている。学校や教師個人やまたは指導主事があることから賛成し他のことがらに反対するときにはいつも道徳的因子がみられる。学校の目的をたてたり、カリキュラムをつくったりするさいに必ずせねばならぬ取捨選択には、いつも道徳的要素がいちじるしく含まれている九」要するに意図的教育は、「人類のとくに注目にあたいする道徳的ないとなみの一つであるにちがいない十」ということができる。

註一、ジョン・チャイルズ著「教育と道徳」服部英次郎、三波慶蔵共訳

(東京理想社版) 一七ページ

二、同 一七ページ

三、同 一八ページ

四、同 一九ページ

五、同 三十二四ページ

- 六、同 二六ページ
- 七、同 二七ページ
- 八、同 二七ページ
- 九、同 三二ページ
- 一〇、同 三四ページ

#### 口、教育の目的と方法

教育はなんのために行われるのか。教育の目的をきめるものはなにか。ひとが教育についてあらたまつて考えるときにはいつもこの疑問がくりかえされる。教育というものは社会的真空のなかではなく、つねに特定の歴史的社會において、特定の人間集団のなかで行われるものであることを、われわれは忘れてはならない。そしてそのかぎりにおいて、教育の「目的と内容は、必ずその社會の伝統と慣行と生活の実践と変化してゆく状態とに対する成人の評価と選択のはたらきを通して展開されるのである。」そしてまた「人間の教育活動の歴史的・比較的研究によると、ちがった社會や、同一社會内のちがった集団が教育のために選択した実際目的は、いろいろちがっていたことがわかる。」「たとえば、軍部は青少年をその軍隊に役立つ「銃剣」にするために教育の力を借りた。社会的・政治的な専制的指導者は、自分の専制的政權の忠実で従順な「臣民」を養成するために教育を利用した。革命的共産主義者は、青少年を階級闘争のイデオロギーによって訓練し、現在の資本主義制度を打倒しようとする世界的闘争の「戦闘的兵士」にかれらをしあげるために学校をつくった。超自然主義者は、生活と教育との啓示による計画で「敬虔な信者たち」を育成するために学校の宗教的儀式と計画をつくりあげた。文学を尊重する人文主義者は「古典」のカリキュラムをくんで、「教養ある紳士」すなわち「万人に妥当する真理をわきまえる良心と万人に共通な義務を負おうとする意志」をもつた教

論である。したがって世論の形成と支配とのために必然的にさまざまな利益団体や圧力団体がつくられることになり、教育もまたこのような数多くの圧力団体からの干渉や制圧をうけないわけにはゆかない。こういう状況において青少年の教育に従事するわれわれ教師は、複雑怪奇をさわめた権謀術数をもって教育を支配しようとする左右の政治権力の攻勢の真中になつて、自分の仕事をよくはたすために十分な準備ができているだろうか。教師はつよい組織をつくることには一応成功したが、教師の教育活動の生命は、生徒とのあいだの生きた人間どうしの触れあいであり、教師の個人としての人間のあり方をどうするかという問題はなお未解決のままに残されている。組織とのつながりにおける忠誠、愛国心と世界組織への協力、市民的活動と教師の責任、などという教師の倫理をめぐつて、教師は個人として自分の見識を深め、広い視野にたつた的確な判断力と実践への勇気を養うように研修せねばならない。私はこのような関心から、民主主義と教育の問題について深い反省とすぐれた認識を示しているジョン・チャイルズ教授の著書「教育と道徳」をとりあげ二三点の点についてのべてみたい。

## 二、「教育と道徳」をめぐつて

### イ、意図的教育の道徳的性質

人間の学習の多くは組織的な意図的教育の結果ではなくて、青少年が社会の生活様式のうち生きることの副産物として偶然的に得られるものである。しかし文明の進歩とともに成人がその社会の生活と思想との様式のうちで、とくに価値を認めるものを青少年に伝えようとする意図的・組織的な活動は学校の設立によつて最も効果的に行われうると認められるようになった。こうして学校の創設と

維持はほとんどすべての国家のたいじな任務となり、いまでは学校教育は教育の主流をなすものであるといつてよい。古代ギリシャのアカデメイアから中世における僧院をへて現代の学校にいたるまで、すべてこれらの施設の任務は「集団の生活にもつともたいせつで必要だと考えられるような、ものの評価や見方や行動を青少年に育成するために好適の環境と活動計画を用意することである。」<sup>三</sup> 今日では、子どもは学校に通わねばならぬものであるという一般的な考えは第一に人間の「行動と性格との型がまつたくはじめからきまつて、いるのではなく少くともある重要な意味において、経験によつて、すなわち、活動したり環境の作用をうけたりする結果、人間が学習し形成されてゆくものによつて創造されるのだ<sup>三</sup>」ということと、第二に、「ある人間集団が自分の経験を自覚しはじめ、その集団の信条や慣行の総体のなから、これを青少年の生活に再現してたいせつに保存し、育ててゆきたいと思うものを選択し<sup>四</sup>」維持してゆく<sup>五</sup>」<sup>六</sup> という二つの基本的な、たがいに関連しあつた信念にもとづいている。

このように意図的教育は現実的ならびに可能的なさまざまな生活様式のなかからどれかを選択して、青少年の発達をその選ばれた一つの型にはめようとする。いわゆる新教育の「児童中心」の教育運動を主張する人びとのなかには、子どもの心を型にはめずに自由に伸ばすべきだという人があるけれども、「子どもの生活と精神は必ずらず型にはめられるものだということこそ、根本的な事実であり<sup>五</sup>」<sup>六</sup>「いわゆる自由放任の教育方針にも成人のごまかしがあることは他の方針とかわりがない。というのは、その方針を採用することによつて、年長者は青少年を指導する責任を放棄して、青少年を偶然の接触や刺戟のなすがままに委ねようと決意する<sup>六</sup>」ものであること

## ジョン・L・チャイルズの教育思想

### 「教育と道徳」を中心に

#### 三 鼓 慶 蔵

##### 一、はしがき

勤務評定や道徳教育の問題をめぐって、われわれ国民は教育と政治のつながりの深さをいやというほど実感させられたのである。

いまでは、人間社会のどんな問題も政治的処理をぬきにしては、究極的には解決できないようにみえる。しかし、考えてみれば、民主主義とはそういうものであつたはずではないか。かつてはわれわれ自身の問題が、特権階級や少数の支配者によつて片づけられ、民衆はただかれらのきめるがままにだまつて従うよりはかはなかつた。

しかしながら、主権者となつた国民は当然自分の問題を自分で処理する政治的責任をも原理的には負わねばならない。近代国家の成立以後、どの国家も公教育制度を確立し、政治形態のちがひにかかわらず、国家目的の達成のために教育に大きな期待をかけるようになったので、政治と教育とのつながりはますます密になり、民主主義はこのつながりをわれわれにはつきりと自覚させたのである。

現在、われわれはかぎりない可能性とともに、人類の絶滅をも同時に約束するような原子力時代に生きてゐる。交通・通信の進歩は世界の相互依存の状態をますます深めてゆき、政治・経済・文化という人間活動の諸領域において、国際的な交渉と協力は緊密さを加えている。一面において平和のための諸国家間の協力態勢が固連を

はじめさまざまな組織や機関を通じて具体化しているのに、他面においては、二大ブロックのはげしい対立はアジア・アフリカにおける民族独立運動をもその渦中にまきこみ、世界戦争の危機は深刻になつてゐる。国内では、敗戦による民主的変革は天皇の絶対的権力にもとづく統治の下に臣従の道しか知らなかつた日本国民に主権者の地位を保証する新憲法とそれに附随した諸法令や諸制度の改革をもたらしした。しかしながら、敗戦と軍事占領下に与えられた日本の民主主義は、人類が高価な犠牲を払つてはじめて獲得した人間の尊厳や、圧制と権力の不当な支配からの自由という民主主義の理想を国民の血肉と化すまでにいたらなかつた。そのうえ日本の長い歴史的伝統とすぐれた文化遺産とによつて培われた思想や信念や感情や習慣のなかには、新しい民主主義が実現しようとする理想や価値と必らずしも容易に調和するとは思われないものが少くない。それに加えて人間であるかぎり免れることのむづかしい誤解や偏見やその他の困難が、戦後の混乱した客観的状态とあいまって、日本人の民主主義の理解をどれほど妨げ、また日本の民主化をどんなにくらせたか、はかり知れないものがある。

このような国の内外における革新と動揺と混乱のなかで、われわれは青少年の教育という任務を負うてゐる。古い価値体系は崩れさり、新しいものはやつと目の目をみばかりですでに成長をはばまれている。教育をめぐる政治勢力の闘争は日に日にはげしくなつてゐる。戦後の教師はつよい閉結による組織を通じて一大勢力となり、わが国の教育全般に対して強力な指導を与えてゐる。民主的改革は教育の場において、戦前の一元的な政府の中央集権的統制のかわりに、各種の組織や機関による多元的統制をもたらしした。民主的社会の究極の権威は現実において国民の多数者の意志の表現としての世

(狂言、「鳥帽子」)

「こゝな者がそれがしをなぶると見えた」(狂言、「萩大名」)

鼻母音と次の有声子音との間に独立の鼻音が入ってきたもの。鎌倉時代の軍記物などに「たんだ弱りに弱る」「行きてんげり」などの言ひ方が見える。(土井博士「日本語の歴史」)

なお、本書に見える訛音についてみると、「こなたい、まいる」・「あなたいまいる」(神楽踊)にみられる「へ」を「い」と訛るのは、「踊唱歌」の「さんおきおとり」にも「つしまい、まいりて」・「おさかまいりて」・「たんばい、まいりて」と見えているのと同じく、また「ごじんやく」に見られる「すゝめかかいろう、ハなもかいろう」・「おひとまもしていざかいろう」は、狂言歌謡二五「すぐぐ」とさておかい、らふようの「(日本古典文学大系本)とあるに同じく、「かへらう」の訛音現象である。そのほかに、「ひよどしよるひ」(緋絨鎧)「さひつる」(轉る)・「すけないと」(ぞ)・「そろいて」(揃へて)など同じ。

また、ヒとシの混用は近世から見え、上方でシをヒと発音し、江戸語では享保頃に既にヒをシと訛る癖があったと言われる(「音曲玉淵集」が、本書において一例、「めんしよおどりわしとおどりや」(名所踊)と見えるのは、その原因は不詳ながら山城国和東地方にたまたま江戸語の訛音現象の混在しているものとして興味ぶかい。

## 五

以上、「山城国踊歌九番」について、その内容・律調について、関係歌謡との関連を考察しつつ、概観したのであるが、その所収歌謡は中世末期より近世初期にかけて京都近郊の農村民衆によつてその流行を見た、風流踊にともなう踊歌の系譜をひくものと見ること

ができよう。これらの古民謡を通し中世末近世初期農民の哀愴にじかに触れ合う感懐に打れるのである。これらの歌謡こそは民衆の歴史と歩みをともしにする民衆文芸の力強い形象であり、常に民衆生活に限りなき潤いを与えた親しい生きた言葉であつた。これらの民衆の歌声が單なる過去の言葉であつてはならない。我々はこれら過去の民謡を再生しなければならぬ。

本書所収歌謡の発想ならびに表現形式などにおいて取扱うべき幾多の問題があろうと思われるが、それらについては別に述べることにして、小論の要旨をとりまゝとめて結びとしたい。

(1) 所収歌謡の大部分は室町歌謡の系列にあり、幸若舞曲・関吟集・宗安小歌集・狂言歌謡との関係も密接で、「踊唱歌」「聖盃踊歌」とはほぼ時と所を同じくするものである。

(2) 山城国を本拠としつつ、しかも堺との交渉も深く、その伝播経路は、一般に日本の伝承民謡にみられると同じく、西から東へ、南から北へと伝播する傾向が認められる。

(3) 「山城国踊歌九番」は、律調は七五七五形式ないしはその破格及び裝飾語の付加したものが総数の半ば以上を占め、未だ近世調は現れておらず、国語史的にみて中世語法の痕跡を遺しており、「踊唱歌」など古調の踊歌と共に、中世末期から近世初期へかけて盛行した風流踊歌の詞型をよく伝えている。

附記 小稿を草するに当たり、いくた先学の学恩を蒙った。特に渡野建三氏・川瀬一馬博士・豊田武博士・前田淑氏及び本学自派教授・森重助教授からはご高配を辱うした。謹んで感謝の意を表する。

(本稿は昭和三十三年九月二十二日、東京教育大学国語国文学会研究発表会において口述した要旨に補正を加えたものである。)

書でも主動詞の場合が多いが、中世に用いられた、単なる謙讓なし丁寧の意味を添える補助動詞的な用法も見られる。

(3) 「候ふ」の室町末期におけるくずれた形の一つ。ロドリゲスは「So. (ころ) は、普通の書状に使つて、莊重なものには余り用いない。

又、書きことばの「舞」及び「物語」に使ひ、話しことばでも亦一部の老人が尊敬する人と話したり、その人への伝言を言渡したりする時の莊重な言葉にこれを用いる。」といつてゐる。(『日本大文典』二一四ページ)

(4) 「た」が一般化したのは室町期にはいつてかららしい。本書も「た」が全般的に「たり」に比して多い。

(5) 下二段の動詞に意志を表わす「う」が接続した用例であるが、「う」は室町期に入ると、先行する動詞の最後の母音と融合して長母音となり、下二段は四段と共に、*au* *yo* の変化を辿つて拗長音化されてゐたことを示している。㊸・㊹・㊺にみえる「しよ」は「せう」の拗長音化がさらに短音化したものであるが、これらはすでに近世的といふものである。

(6) 「やら」は「(に)やらむ」「やろう」の変化したものであるが、本書の「やら」は未だ近世以後の並列の意の助詞化はしていない。

(7) 打消の「ず」から助詞「て」につづく場合、室町末期において京都語では「いで」の形が行われていた。

(8) 「で」の前にあつた鼻母音が表記されずにあつたものが、独立して「い」となつたものではないか。(浜田敦氏「中世」国語の歴史所収・「中世の文法」日本文法講座⑨文法史所収)

(9) 順接確定条件を表わすのに活用語の已然形に「は」をつけて表わす代りに「ほど(に)」「さかい(に)」「から」などの助詞や形式体言を用いる事が多くなつて来た。(浜田敦氏「中世の文法」原因・理由を表わし「故に」の意の接続助詞で、抄物・狂言等に多く見える。平安時代後期以後では「よ」で文を終止して結びとするものが生じ

たこと。大鏡・今昔物語集に見えはじめ、徒然草にも「われこそ山だちよ」(八七段)など見られる(白石大二氏「古典解釈のための助詞」中の係助詞の項。「国文学解釈と鑑賞」昭和三十三年四月号)こそーや(春の草のみおひ茂りたるこの下にこそあるらめや)「謡曲・隅田川」)

(10) 願望の「がな」が動詞に直接した例で、「引けがな」などと同じく、中世特有の語法である。(浜田敦氏「中世の文法」)

(11) 「時々こなたへ来いがな」(ロドリゲス大文典五五ページ)「な」は「なう」「なあ」あるいは「の」「のう」ともなる。この形は室町徳川時代に特に多い。(森重敏氏・「終助詞」『国文学解釈と鑑賞』昭和三十三年四月号)

(12) 「を」の用法に近いといわれる「の」。上代・中古を経て、室町時代にも類例が多い。

(13) 中世中期以後、主格が人に関する場合には、「の」は敬意を表わし「が」は卑しめるといふ区別が略々存していた様である。従つて「が」は自己或いは身分の卑しい第三者に、「の」は対者或は第三者に用いて敬意を表わし、少くとも輕蔑する意は含んでいなかった。

(14) (浜田敦氏「中世」)

(15) 「に」「へ」も本来前者は帰着点を、後者は方向をという区別があつたが、中世には「へ」が次第に「に」よりも優勢になり、帰着点をも表わすようになって行つた。(浜田敦氏「中世の文法」)

(16) 中世初期をすぎたより、次第に「たに」「すら」が失われ「さへ」だけが本来の「添加」の意味ではなしに、むしろ「すら」「たに」の持つていた機能を表わすために残るようになって来た。(「中世の文法」)

(17) やあ、ああの意を表わす。「やら、唄かと思ひて」(沙石集)

(18) やら、奇特や、表に案内がある「(狂言、「貫舞」)

(19) 室町時代特有の連体詞。「そこなやつ、それがしをも打擲しをるか」

B、う(ま)

○みかぐらおんまいらしやう。(せ) (神楽踊)

○いつくにおどりてみせまいらしやう。(せ) (名所踊)

○ゆめにこなんとじやりしやう。(せ) (大巨踊)

C、やら(ま)

○十七かことはじめてすをたて、すをのまきやけにやなにをしよ(せう)やら(ま) (ごじんやく)

○おやざとにあめかふるやら、くらくらくなりた(ま) (ごじんやく)

D、いで(ま)

○たツさきがあとおもへば水すますあとおにございてたつやともだ(ま)ち(ま) (ごじんやく)

〔四〕助詞

A、ほどに(ま)

○めでたいほどにかぐらがまいる (神楽踊)

○だいじんのどのごじんのとうくろかねがごてんにこめてあるほど(ま)に(ま)それとりだしてゐせてミしよ (大巨踊)

B、こそ(ま)

○おれをハたれとをもひそろよおれこそゆりハかだいじんよ。(ま) (大巨踊)

〔五〕副

○いまこそかししやうへまいれや (宝踊)

C、がな(ま)

○中立のこしにさしたるしめのぶちあれをくれかなくにのミやけに(ま) (ごじんやく)

(ごじんやく)

D、の(ま)

○七ツびよしハツひよし九ツこひよしとのとねてしよの(ま) (ごじんやく)

E、の(ま)

○さぬきのとのこに目かくれていまハさつまのよそにミる(ま) (島の踊)

F、が(ま)

○十七ひめてがかねくむて (宝踊)

○十七かおやにしらせてはそわらの(ま) (ごじんやく)

○天女のごとくミめよしひめてがあつまりて(ま) (ごじんやく)

○十七かことはじめてすをたて、(ま) (ごじんやく)

G、へ(ま)

○北の山へいてミれハ (庭の踊)

H、さへ(ま)

○ミすのうへなることりさいもつまをおもふばはたたきをする(ま) (ごじんやく)

〔五〕感動詞

○やらミごと (宝踊) (ま)

〔六〕連体詞 (ま)

○こゝな物のをしてのわるさよ (大巨踊)

○そこなものひきてのわるさよ (大巨踊)

〔七〕副詞

○京からくたるからゑのひおぶたんだひとへにたちならび(ま) (ごじんやく)

注

(1) 音便形においては、とくに見るべきものがない。

(2) 「参らす」は中古から謙譲語(進上するの意)として用いられ、本

四月特輯号)

- (5) 浅野建二氏・東北大学蔵本「踊唱歌」(山形大学紀要(人文科学)第四卷第一号昭和三十三年三月)
- (6) 永島福太郎氏・「中世の民衆と文化」の三「民衆文化の源流」伊勢参宮の項
- (7) 高野辰之博士・「日本歌謡史」
- 井浦芳信氏・「近世初期の歌謡―その歌謡史的意義について―」(國語と國文学昭和二十九年四月)
- (8) 井浦芳信氏・(7)論文
- 同氏・「日本文学史近世」(至文堂昭和三十一年)「伊勢踊」の項
- (9) 中尾新緑氏編・「大和吉野郡大塔村篠原踊 附・同郡天川村川瀬踊歌」(昭和十三年一月刊)
- (10) 豊田武博士・「堺」(日本歴史新書)
- (11) 笹野堅氏編・「幸若舞曲集」
- (12) 和辻哲郎博士・「日本芸術史研究」第一卷
- (13) 金関丈夫博士・「木馬と石牛」―民族学の周辺―。
- (14) 室木弥太郎氏・「浄瑠璃物語と民間説話」(國語と國文学昭和三十三年十月)
- (15) 室木弥太郎氏・「幸若と舞々」(國語と國文学昭和三十二年八月)

#### 四

次に「山城國踊歌九番」を國語史的に概観するに、所收歌謡の大部分は、少くとも室町末期以前に成立したと推定されよう。いま明かに中世語法の痕跡を遺していると認められる点を取りあげてみた。

#### 〔一〕動詞の音便

○ゆずさらさらとおし、もんで(神楽踊)

- さつまのしまをもけさ立てはやとつ、いたよしこくまで(鳥の踊)
- 十七ひめごがかねくむて(宝踊)
- からのいどにてかねまいて(宝踊)
- のさぐやまさぐしらすぐかわらきぐさひてわ(庭の踊)
- 十三ぞくに五人ばりとつてからめておつつかひ(大臣踊)

#### 〔二〕敬語法

- みかぐらおんまいらしやう(神楽踊)
- いささらさらとこなたいまいる(神楽踊)
- いつくにおどりてみせまいらしやう(名所踊)
- いまこそかししやうへまいれや(宝踊)
- おれをハたれとをもひそろよ(大臣踊)

#### 〔三〕助動詞

A、た・たり

- はやとつきたよ大坂まで(鳥の踊)
- おやざとにあめかふるやらくらくなりた(ごじんやく)
- はやとついたよしこくまで(鳥の踊)
- まくらさだめたよさもなや(忍ぶ踊)
- こいけにおしどりはなしたるハ(庭の踊)
- にわのおとりにうちおれてかゑるミちおもわすれたりけり(庭の踊)
- かぶとハなにとこのまれた(陣立踊)
- すいごをとられてさくおうらめた(ごじやく)
- しのぶでしめたおびかな(ごじんやく)
- ミめよしひめごがあつまりてあいびよしてびよしあハしたりけり(ごじんやく)
- よそのさくらにしなあらはわれらかさくらにさよくあらした(ごじんやく)

△白鷺があとを思へば立ちかねて、水も濁さぬ立や白さぎ／＼。  
(愛媛県宇和島「八ッ鹿踊」)

△白鷺は我が子思へば立ちかねる。水を濁さず立てや白鷺、／＼。  
(山形県飽海郡「獅子踊歌」)

△白鷺が峰の小松に巣をかけて諸国巡りて子をばとらる。  
(添岡県盆踊唄)

①七月のなかの十日のそのころは、(野) (立) (油火) (中) (其頃) (野) (立) (油火)  
△七月の中の五日のそのよさは、野でも山でも立つはあぶらひ。  
(京都府相楽郡「じんやく踊」)

②(加島) (雀) (羽先) (筋) (船) (船)  
△かましのおばまの村村すゝめ、はさきをそろいて、いざかいろう  
(京都府相楽郡「じんやく踊」)

△かしはのをばこのむら／＼雀は、羽さきをおろして、いざかへろ。  
(京都府相楽郡「じんやく踊」)

△むかひ小山にむら／＼雀、羽さきを揃へてきりかはさへな。  
(埼玉県川越「桐木獅子踊」)

③(雀) (が) (短) (汝カ我カ)  
△すゝめかかいろうばなもかいろう。

△雀がかへらば我等もかへろ、いざかへろ。  
(京都府相楽郡「じんやく踊」)

④(果) (マ、) (何) (何)  
△十七かことしはじめてすをたて、すをのまきや、けにやなにを  
(せう) (せう) (せう) (せう)

「すをたて、すをのまきや」は未詳であり、類歌も見出し難い。  
(余所) (能) (鳥) (鳥) (我等) (が) (能) (曲)  
⑤よそのさ／＼らにしなあらばわれらかさ／＼らにさよくあらした。

⑥と共に、類歌の存しない特異な歌章である。

⑦(狂) (へ) (昔) (狂)  
△中立くるゑは、みなくるへ。

△中立くるへば哲くるふ (京都府相楽郡「じんやく踊」)

⑧(親) (里) (雨) (降) (暗) (豊) (申) (短)  
△おやざとにあめがふるやらくらくなりたおひとまもしていざか  
いろう。

△雨降るやうか、我親里のむら／＼立る。いとま申していざかへ  
ろ、／＼。(京都府相楽郡「じんやく踊」)

△我らがさどで、雨が降るげで、雲が立つ。おとま(お暇)申し  
て、いじやとまらだち。(神奈川県相模津久井郡鳥尾村獅子舞唄)

△わがくにで、雨がふるげで雲が立つ、おいとまをせいらか  
へられる。(神奈川県都筑郡山内村大学石川齋明神獅子舞唄)

△みーなみから、あーめのふるやうーに、くーらくなつた。お暇  
申していざかへらーか。(千葉県安房郡ふりよ一祭)

△日はくるゝ、道のねざ／＼に露はおく、御暇申して戻る獅子どの。  
(埼玉県入間郡川越「桐木獅子踊」)

⑨は山城国より関東地方の神奈川県・埼玉に伝播しており、京都以  
西の関西地方には類歌を見出し難いことは注目すべき現象である。

注

(1) 日本歌謡集成巻六(近世篇)所収。近時浅野建二氏によつてその原  
木の面影を最も忠実に、且つ厳密に校訂・翻刻された、東北大学蔵  
本「踊唱歌」(国語第六卷第三・四合併号所収、昭和三十三年三月)  
がある。

(2) 日本歌謡集成巻六(近世篇)所収。

(3) 筆者校訂・翻刻「山城国踊歌九番」(国語第六卷第三・四合併号所  
収、昭和三十三年三月)。ご参照頂ければ幸甚である。

(4) 浅野建二氏「近世初期歌の一考察」(国語と国文学昭和三十三年

⑤⑥(水)(上)(小鳥)(心)(思)(羽撃)(き)  
 ⑤みすのうへなることりさいも、つまをおもふば、はたたきをする  
 ⑥より以下四章は他に類似のものを見出し難い。⑤の「はたたき」も古謡であり、その他、この四章は、雨乞踊、獅子舞踊歌とはいく趣を異にし、閑吟集、宗安小歌集時代の小歌にも比すべき古謡をその内容・律調の上よりくみとりうる。

⑤⑦(油火)(顔)(憂)(夢)(見)(起)  
 ⑤⑦あむらひがかおへかゝるとゆめにみて、おきてみれば十五  
 (の脱カ) 夜・月

△人を待つ夜の油火は、消えず長かれとろとろと。

(日本歌謡集成巻六阿国歌舞伎歌所収「異本阿国歌舞伎草紙」)  
 △十五夜の有明月は待たねども、殿御の御出を待ち兼ねる。

(徳島県那賀郡「茶摘歌」)  
 △おらが局にや月がさす、油引さずば消さすもの

(奈良県吉野郡篠原踊「宝踊」)  
 のごときは、同じ技謡的境地を歌っているものと推定せられる。

⑤⑧(拍手)(拍手)(小拍手)(慶)(寝)(せう)  
 ⑤⑧七つびよし八つひよし、九つこひよし、とのとわてしよの  
 「とのと」には、七、八、九につづく「十」を掛けている。  
 「じんやく踊」に見える、

△太鼓は美濃の皮やが張りて、打ち手はこゝら若衆達。

△太鼓の胴をきりゝとしてみて、あのうつ人にならさその。  
 または埼玉県川越の編子獅子踊に見える、

△太鼓の胴をきりつとしてみて、さゝらをさらりと、すりそめさへ  
 な。(舞初)

のごときよりも、はるかに技謡的な感触が強く

△おれは小鼓殿は調めよ、皮を隔てて音におりやある、音におりや

ある、寝におりやある。(宗安小歌集・松の葉組歌本手「浮世組」)  
 △愛し若衆との小鼓は締めつ緩めつ、調べつ、ねいらぬ先にな  
 なるかならぬか、なるかならぬか。(狂言小歌「三人片輪」)  
 △四の鼓は世中に、恋といふ事も恨といふ事も、なきならぬ  
 ならば、ひとり物はおもはじ、九の、夜半にも成たりや、  
 (閑吟集一四四)

のごとく、切実な恋愛感情というよりむしろ、素朴な愛情、官能  
 的開放の実感性豊かなものと見ることができ、近世の遊里歌謡に見  
 られる情痴の世界とは著しく隔たりをおぼえ、閑吟集について杉浦  
 明平氏の言われる「感情や欲求をじかに表白するだけの健康さ」  
 (岩波「国書」)をここにも見出しうるものと言ふべきであろう。  
 (昭和三三・四)

⑤⑨(面)(白)(加鳥)(御馬場)(米)(天蓋カ)(ママ)  
 ⑤⑨おもしろやかしまのおばとへきてみれば、てがいのりうにうに  
 (如)(見目)(姫御)(集)(足拍手)(手拍  
 手)(合)

天女のごとく、みめよしひめごがあつまりて、あいびよしてび  
 よしあはしたりけり

未詳の箇所が多い、鹿島か加鳥か。摂津国西成郡の加鳥(加鳥鏡  
 を製造したところ)と思われるが、或いはかゝる歌謡を含む鹿島  
 踊があるかも知れない。日本歌謡集成等に見える鹿島踊歌には見え  
 ない。後考にまつ。「りうにう」は「輪鼓」か。

⑥⑩(立)(簀)(懸)(思)(禮)(懸)(懸)(懸)(立)  
 ⑥⑩たつきがあとおもへば水すす、あとおにございてたつやと  
 (友達) もたち

△たつ鶯があとをにござば、人がしる。あとをにございで、立つ  
 やともだち。(京都府相楽郡「じんやく踊」)

△立鶯が跡を走れば水澄ます、庭を忘れざ立てや友達。

にも見られものである。

⑤十七かおやにしらせてはそわらの、しゆふ〜で、しめたおびかな  
「十七が」は各地に歌われ、田植歌、草取歌、麦打歌等その数はおびただしい。

△十七が、忍びの殿御に帯もろて、帯もろて、晴れてはしられの忍び帯、帯はもろたが、忍びの帯で

△十七が、親にかくれて雨を染めて、笹に降る雪はをかくさん。  
(東石見田原集、「小昼間時の唄」)

△十七が、親にかくして鉄漿つけて、ノ、笹に、やあ、降る雪、やあの、さて、はを隠す。(落葉集、「春霞節」)

この⑤は、短歌形式であり、次に掲げる隆達小歌に比して、いかに農村民衆に見られる純朴そのものであるか、また「おやにしらせて」しめた「ほそわら」の帯のいかにかなしいものであつたか、この歌を聞くもの読む者をして強く感じさせずにはおかないであろう

△帯をやりたればしならしの帯とて非難をおしやる。帯がしならしならばそなたの肌はねならず。(隆達小歌集二〇五)

△ささらとこきりことめんなれど、さくらをかやして、こきりにせんや〜  
(小切子) (面々) (笹) (返) (小切子)

⑥は田楽の楽器の一種で、三〇センチばかりの竹の先を削つてたばねたもの(ささら)を、まぎみをつけた細い棒(ささらこ)ですり合せて音を出し、調子を取つたもの、小切子は、放下筒の持つて歩くもので、竹に赤アズキなどを入れて作つたもので、手玉にとり、指先で回し、拍子をとりました打ち鳴らすなど種々のわざをする

もの。

△おれとわごれうとめん〜なれど、ささらをとめて、こきりにせう(京都府相楽郡雨乞節歌「じんやく踊」)

⑤おく山のうさぎ〜、なにをみてはねる〜、十五夜の月おみてはねる  
(兎) (見) (跳) (夜) (を) (見)

△兎兎奥山の兎、何を見てはねる、〜。(京都府相楽郡「じんやく踊」)

△うーさぎ兎、何見て跳ねる、十五夜のお月を見て跳ねる。  
(茨城県鹿島郡重童)

△ううさぎうさぎ、なに見てはねる、十五夜お月さま見てはねる、十五夜お月さま松のかけ、おれとお前は小屋のかけ。  
(岩手県遊戯唄、陸中遠野地方)

△兎々、何見て跳ねる、十五夜お月様見てはアねる。(東京府重童)

⑤中立入よ〜、中立入ねばすげないど  
(祥) (げ) (ど)

△中立入れよ〜、中立入らねばしゆげないぞ。  
(京都府相楽郡「じんやく踊」)

「すげない」・「しゆげない」は「祥無い」(よくない)であらう。

⑤中立のこしにさしたるしめのぶち、あれをくれかな、くにのみやけに。  
(腰) (垂) (懸) (懸) (呉) (が) (国) (土)

△中立の腰に指したるしゆげの鞭、あれなくれがな、との土産に。(京都府相楽郡「じんやく踊」)

△中立が腰にさしたるすだれ柳、枝折り揃へ休み中立〜。  
(愛媛県宇和島「ハツ鹿踊」)

は明らかに下総国香取神宮の獅子舞歌の方が、本書所収のもの伝播の跡を示すものと認められよう。

「からゑの屏風」は、獅子舞の歌に

△からゑの屏風は、唐絵の屏風、さらりとひとまへひきまはし、つくば山なかはかこ山、花咲き出でて、花をながめて遊ぶ獅子どの、むかひ小山にむらゝ雀、羽さきを揃へてきりかはさへな。(埼玉県川越「桐木獅子踊」)

△急に五番の唐絵の屏風をノ一立てまはそや。初春は梅と桜をよりませて、よろづを申せば限りなし。たてや獅子の子、生れておちて頭ふる。たてや獅子の子ノ一。天竺の岩がくづれかかるとも厭へもせぬ。遊び獅子の子ノ一、遊び獅子の子。

(新潟県北蒲原郡「伝吉舞歌」——正保年間より引継ぎ北蒲原郡水原町において秋季祭礼の際歌われるという。)

のごとくに見られ、また徳島県那賀郡の「若殿踊」に「若殿様の奥のま、かはりて見れば、からゑの屏風ゆかや立てそろへ、まばりを見ればすだれ〜。」

と見えている。風流踊の作り物の材料でもあったものであろう。

(鶯) (が) (雀) (出拳)  
⑤うぐいすか、竹のこす糸に、すをかけて、すいごをとられて、(雀) (根) さくおうらめた。

△春の初の鶯は竹の小上に巣をかけて竹は攪むも子は育つ。

(和歌山県有田郡下湯川附近「鶯踊」)  
△(さげ) うぐひすが枯木の枝に巣をかけて〜、(五月女) 花咲け〜とさへづる。(島根県飯石郡「山田の歌」)

△ひはとこがらど鶯と、船のへさきにすあかけて、黄金よろこびさかえて、巣をばくてさへづる〜。(徳島県那賀郡「船の踊」)

△鶯が〜梅の小枝に巣をかけて、花をまくらに月をながむる。

(広島県安佐郡「あげ歌」)  
△鶯が梅の小枝に羽を休め、そこで鶯音を出す。

(広島県比婆郡「大奇本大踊歌」)  
△鶯が梅の小枝にひるねして、花のちるをゆめにみてゐる。

(広島県蘆品郡「平句歌」)  
△鶯の梅枝に昼寝して、梅の実をまくらに、梅花をながめる。

(広島県蘆品郡「神楽歌」)  
△鶯が〜、偶々都へ上るとき、梅の小枝に昼寝して昨夜夢見た何歩だ。(新潟県長岡市「手鞠唄」)

△鶯や〜、偶々都に上るとき、梅の木小枝に昼寝して、今日夢をば何と見た。(長野県下水内郡「手鞠唄」)

△ほうはけきやうや、鶯や、たま〜都へ上るとき、梅の木小枝に昼寝して赤阪ばさの夢を見た。(愛知県碧海郡「手鞠唄」)

△うぐひすが、はなのこす糸にひるねして、おどろくたびに花がちる〜。(福岡県八女郡星野村「反説歌」六調子)

「巣をかけて」と「昼寝して」と二つの系統に分かれており、鶯が「竹に巣をかけて」とある本書所収の⑤は、和歌山県に類歌を見るにすぎず、広島・福岡においては、梅に鶯との関係が深い。

「すいて(出拳)をとられて」とあり、「雀を恨めた」とあるごときは全くその類を見ず、素朴にして古格を偲ばしめる歌詞と言ふべきであろう。かかる発想は、

浜ばたに昼寝して、波に笠を取られた。笠も笠、四十八府の綱笠、怨めしや浪どの、寄せて笠を取らせろ。(「謡道一曲」所収、陸奥国南部所波神賀和賀などの郡に在る「米路歌」)

おもひ三条の橋にも寝たが、笠をとられた川風に。(「謡道一曲」所収、越後の国、「立白、並、坐白唄」)



△具足は何と好まれました、かみ六だんは紅絲でおうこして、下六だんな紫絲でおとさして、いしをばこむてのはなせた。

(奈良県賀当郡「具足願」)

△とら松殿のぐそくは何とこのました、上ミ六だんはから紅、下モ七だんは紫一ト重に、あやのはつしを十三ぼろりとおどしたり (土佐国安芸郡「とら松」)

△虎松殿の具足はなにと好まれました、かみ六だんはから紅の、下七段は紫一と重、綾のやつしを十三ぼろりとほといたり。

(土佐国香美郡「虎松願」)

△おぬしの具足を見てあれば、惣毛のよるひと打見えて、やうしろの板は白がねそろよ、前なる板はこがねでおちやる、上ミ六段は紫糸よ、下モ七段はくれなるぞろよ、あやのはつしを、十三ぼろりとおどした。

(土佐国土佐郡「ぐそく」)

△具足は何と好まれました。上の九段の白絲よすそ紅と威したり。ふそくはないと威いた。(奈良県吉野郡大塔村篠原願「近江願」)

△具足は何と好まれました。上段は唐金よ、下六段は板がねよ合してふた色十三はらくと好ませた。 (徳島県名東郡「千松」)

△具足は何とこのませた。上七だんはからくれなる、下六だんは紫よ。あやのはす糸で、十三ところおとした。

(徳島県那賀郡「具足願」)

△具足は何と好まれました。上八だんの紅に、下六だんの紫に、おやのはつした十三だんと好まれた。(三重県飯南郡「人立」)

△具足は何と好まれた上七段の唐紅よと下六段は紫色よと綾のはつしは十三さがりと好まれた

(和歌山県有田郡下湯川附近「虎松願」)

本書は、他の類歌とやや異なり、「具足は何と好まれた」以外には同型の歌詞を見出し難く、珍しいものとせねばならない。

⑩ 刀は何と好まれた、式尺七寸なみのひら、うゑなしつ

(好) (平) (上) (刀) (何) (好) (陣立願) (願)

るぎと、このまれた、じんだちおとりは、一おとり

△刀は何と好ませた、二尺七寸なみのひら、うらのきさにしとさした。(奈良県賀当郡「具足願」)

△刀は何と好まれた、二尺七寸浪の平、上差ないとさされた。

(奈良県篠原郡「近江願」)

△とら松殿のかたなは何とこのました、二尺七寸浪の平、三尺下緒にそりかへそらして、こしのしなよとさしたり、

(土佐国安芸郡「とら松」)

△虎松殿の刀はなにとこのました。二尺七寸の浪のうへ、三尺下緒にとりかへとらした、うらのし付とさした。

(土佐国香美郡「虎松願」)

△刀を何と好まれた。二尺七寸なみのひら、金のしづかと好まれた。(三重県飯南郡「人立」)

△まづ上方に太刀打ちに、太刀をば何とこのませた。三尺さげをに虎皮まいて、親のしすげをさへせた。

(徳島県那賀郡「具足願」)

△刀はなにと好ませた。三尺七寸鎌倉よ。大のしのに、三尺さげをと好ませた。(徳島県名東郡「千松」)

以上の類歌と比較するに、奈良県篠原郡と本書とが簡古の歌詞であることを示している。

⑪ わまをはなんとこのまれた、れんせんあしげに、かけのこま、

(馬) (何) (好) (連鏡葦毛) (鹿毛) (駒)

△伊勢の陽田の虎松は、まだ十五には足らねども、（和歌山県紀伊熊野那智「虎松踊」） 既に「今年初めて御陣立」。△とら松殿はまだ十五にはならねも、親のかたきをうたんとて、小だちを一人たしなむ、とら松をどりはしとやをどりおもしろや（鹿持雅澄編「巷謡編」所収土佐国安芸郡「とら松」）

△虎松殿はどこそだち、鞍馬の山の寺そだち、まだ十五にはならねども、親の敵を打むとて、小太刀を一じとたしなめて、虎松殿ハシトヤオドリオモシロヤ（巷謡編、土佐国香美郡「虎松踊」）

△イヤ己が弟の千松は、まだ十五にはならねども、小口をいちぢとおたしなむ（徳島県名東郡「千松」）

△おれがおと、の虎松殿は、まだ十五にはならねども、小太刀をいちぢとおたしなむ（巷謡編所収・土佐郡「ぐそく」）

△この御子息虎松は、都そだちか、（徳島県那賀郡「具足踊」） 国侍か。

△あすは人立御人立、今はかき見の御人立、皆ひらたちのおふれある。（三重県飯南郡「人立」）

△己れが子孫の虎松がまだ十五にはならねども小口をいちぢとおぢむ。（徳島県有田郡城山「虎松踊」）

△いや己れが弟の虎松は明けて十三、まだ十五にはたらねども、小口を一事とおぢむ。（和歌山県有田郡下湯川附近「虎松踊」）

△これは、雨乞踊歌ないしは盆踊歌としてであつて、その陣立の内容は、兜（冑）、具足、刀、馬、鞍、さらに槍、弓に及んでいる。  
④かぶとはなにと、このまれた、四方しなだれ、ふきかへし、こ（好）  
（五枚）  
（好）  
（陣立）  
（踊）  
（好）  
（陣立）  
（踊）  
△冑は何と好まれた。四方しらたうふきかやし、みな金かぶとと

好まれた。（三重県飯南郡「人立」）

△甲は何と好まれた。かば千鳥の金頸、四方四面と振冠り。（奈良県橿原郡「近江踊」）

△兜は何と好ませた。八方白銀お兜に、唐のしやくまと好ませた（徳島県名東郡「千松」）

△兜はなんとこのませた。三枚しころに、四方しまだれふきかへす、大小鍬形おとした（徳島県那賀郡「具足踊」）

△冑は何と好ましと、元は白金白がしら、こいづみ冑と好ました。（奈良県賀当郡「具足踊」）

△兜は何と好まれた（和歌山県紀伊熊野那智「虎松踊」） 金の車鋤（和歌山県紀伊熊野那智「虎松踊」）

△とら松殿のかぶとは何とこのましたしぶとしらにたつがしら、大将くはがたおどしととやおどし。（土佐国安芸郡「とら松」）

△甲はなにとおどされた、五枚さがり四方しろにふきかへし、大しようはかたおどした（土佐国土佐郡「ぐそく」）

△兜は何と好まれた、兜も同じ毛色で四方島田に吹き返し、大将鍬形遊ばした。（和歌山県有田郡下湯川附近「虎松踊」）

これらの類歌と比較するに、本書の歌詞が最も簡潔にして正確であることは、これら類歌の祖源をなすものではないかと推定するものである。  
⑤ぐそくはなんと、このまれた、かたくそくとよのそでに、こ（好）  
（五色）  
（好）  
（陣立）  
（踊）  
（好）  
（陣立）  
（踊）  
△具足は何と好まれた、上七段は唐紅下六段は紫よ綾のはづれを、（和歌山県紀伊熊野那智「虎松踊」）

臣とは我事也、いかに／＼と有ければ、(東北大藏金平本・東大藏本)  
△われをば誰とか思ふらん／＼。われこそ昔のゆり酒大じんよ。  
さらば船をもよほせて、ろをとりかちを押し直す。大じん踊は  
一踊り／＼。(狸講集所収、徳島県那賀郡「大臣踊」)

ここにあらわれる百合若大臣は、その説話の中でも聴手をして最も耳を傾けさせるクライマックスな場面におけるものである。別府兄弟の下尅上な御家横領譚もこを頂として、「大どもしよきやう松浦たう。一度にはらりとかしこまり。君にしたがひ奉る。別府もはしり折。かうさむなりと手を合る。いかてかゆるし給ふへき。まつらたうに仰付。たかてこてにいましめ。汝がしたのさえつりにて。われに物をおもはせつる。みんぐわの程を見せむとて。口の内へ御手をいれ。したをつかむて引ぬいてかしこへかほとなけすて。くびをば七日七夜に。引くびにし給へり。上下万民をしなへてにくまぬ者はなかりけり。」と別府は亡ぼされる。

おそらく、百合若大臣の幸若の舞が広く武士・民衆に愛好された時代、とくに京都・堺・阿波のあたりにおいては、踊歌にまでなつて民衆に親しまれたのであろう。

「百合若説経」と「浄瑠璃物語」とが非常に関係ぶかいということとを室木弥太郎氏が示唆しておられる(註)が、阿波の人形浄瑠璃発祥の地阿波国徳島に、この百合若の「大臣踊」が伝承されていることは、何らかの関連があるように思われて興味ぶかい。

ともあれ、幸若歌謡としては従来未見の踊歌であり、今後の幸若研究ないしは百合若説話の歌謡化の一資料として、その価値は認められるべきであらう。

言継卿記天文二十年正月五日の条に「(上巻)今日北畠之千秋万歳参、曲舞和田酒盛、次こし越、次ゆり若少等也(下巻)」と見え

ているが、幸若舞については最近室木弥太郎氏がその全盛期を信長以前の時代に求めておられる。農村を基盤として成育した幸若舞が、都市の大衆の持つすぐれた財力と鑑賞力とを求めて中央に進出し、その円熟した演技力を激しく競いあい、さらに戦国武将がこれに関心をいだくようになった時期から急速に沈滞して行つたのは大衆の支持をいつとはなしに失いつつあったからであると考えられる(註)が、この「大臣踊」も、おそらく農村民衆の強力な支持を得た時代の幸若舞歌謡の一つと認めうるものであり、その成立は織豊時代を下り得ないものと推定せられる。

### 陣立踊

「じんだら」は陣を敷く様式であり、陣ぞなえ、配陣の意にして、出陣に際しての装備を完全にすることを意味すると見てよく、三重県飯南郡踊歌の「人立」も、「陣立」の宛字とみてよいであろう。奈良県、三重県、和歌山県さらに徳島県の「具足踊」・四国土佐国の「虎松踊」など、近畿にかなり広く分布しているが、本書所収の「陣立踊」は他の類歌に比較して簡古、その律調もいたく近世調を離れ戦国時代の遺風をここに見出し得、中世末、近世初期、未だ戦塵おさまらざる頃の踊歌と認められるであらう。

(節) (和子)(横) (明) (今年)(初) (御陣立)  
やかたのわかさま、あけ七つ。ことしはじめて、こじんだら、  
(人代カ)(節) (節屋) (陣立 踊) (節)  
にんしろそろへて、おたちやを、じんだらおとりは、一おとり

△われの和子のがあけ七つ、明日はごせんたち、かぞえておしよ  
う、こぐちをほんとしたしなみよ。

(奈良県添上郡大御生村賀当踊「具足踊」)



とりく

○大臣弓場に出させ給ひ、爰にて軍(マツ)運(運)明曆本をためさばやとおほしめし。あそこなる殿の弓立のわるさよ。爰なる殿のをしてのふるふと。さむくゝに悪口し給ふ。

(大頭本・明曆版舞の本)

○大臣殿は弓場に立ち出で給ひ、爰にて運をためさばやと思召し、こゝなる殿の押手の顔ふは下手げなりとさんざんに悪口し給ふ。

(上田万年校訂舞の本)

○日くらし正本欠了。

○大しん殿は、こゝにてうんのひらかばやと思召、そこなるとのゝ弓たちのわかさよ、こゝなるとのゝをしてのふるゝ事と、さんゝにあつかうなされける。(東北大蔵金平本・東大蔵本)

これら諸本の比較によれば、本書は説経節正本よりも、大頭本・舞の本すなわち幸幸舞曲の詞章に近似していることが明瞭であり、百合若大臣説話の謡歌に流入したのは、説経節以前であろうと推定せられる。

なお「ゆめにこなんとしやりしやう」は意味不明の箇所であり、筆者はさきに「ゆめ」は「夢」と想定したが(「国語」昭和三十三年三月「山城国謡歌九番」校訂・解説)、前田淑氏のご教示によると、福岡地方の方言に「こなん、こなん」ということばがあり、「このなに」↓「こなん」↓「こなん」となつたらしく、三人称を指すものごとく、これが時として二人称(あなた)に用いられているのではなからうか、したがって「ゆめ」は「弓」ではなからうか、「じやりしやう」は戯れ(じやれ)であろうから、「弓の上で、あなたとどちらが上手かかけをしよう」(あるいは「遊戯又は競戯しよう」)(前田氏説)と考えるのが妥当と思われるが、方向代名詞の「こなた」

が中世の一人称に転用されている例より考えれば、この場合も「こなん」を一人称とみても解しえられはしまいか。

③ だいじんどのゝ、(御陣)(頭)、(緋)越(鎧) (御殿) だひじんどのゝ、(ごじんのとう、ひよどしよろひか、ごてんに

(籠) (ほど) こめて、あるおとに、それとりだして、させてみしよ、だいじん

(籠) (籠) おとりは、一おとりく

この詞章は、幸若・舞の本・説経・古浄瑠璃のいずれの本にも、それらしきものは見出しえず、おそらく、次の④の本文(これは幸若等に見出されるが、)に「くろがね弓」が出てくることから幸若等にはない「緋越鎧」の章を付加したものではなからうか、④と同じ型の詞である。

④ だいじんどの (大) 殿 (殿) (の脱カ) (御陣) (頭) (鉄) (御殿) (籠) くてあるはどに、それとりだして、みせてみしよ、だいじんお

めてあるはどに、それとりだして、みせてみしよ、だいじんお (籠) (籠) とりは、一おとりく

○何も弓よはくして事をかいたと仰ければ、別府屋をみてきやつはくせもの哉。所詮大臣のあそばしたる。かねのゆみやを射させて見よ。尤然べしとて。宇佐八幡の宝殿にあがめをく。かねのゆみを申おろし大臣殿に奉る。(大頭本・明曆版舞の本)

○何れも弓が弱くして事を缺きぬと仰せけり。別武これを見て、彼奴は曲者かな。所詮古大臣の遊ばしたるかねの弓箭を射させて見よ。最も然べきとて、忝も宇佐八幡の御宝殿に籠め奉るかねの弓矢を申し下ろして大臣殿に奉る。(上田万年校訂舞の本)

○日くらし正本欠了。

○いづれも弓はよはく候と有ければ、べつふ聞、いつぞやゆり若

・南(冬)の構成になつてゐる場合もある。本書のごときが原型といふべきではないかと推定せられる。管見によれば、「庭の踊」は本州西部にかなり広く分布されてはいるが、東部には殆ど見出されない。

## (七) 大臣踊

「大臣踊」は幸若舞曲「百合若大臣」の踊歌化せられたもので、類歌として俚謡集所収の徳島県勝浦郡・那賀郡の盆踊歌「大臣踊」あるのみである。落葉集所収「古はやり歌巻第七」の「十一さまが便り」に同じく百合若をよんだはやり歌があるが、直接本書の歌詞に關係がないので今はこれに触れない。

幸若舞には幸若舞曲のほかに「幸若歌謡」と云われている小節があり、笹野堅氏がその諸正本についても、「幸若歌謡諸本所収表」を掲げておられる<sup>(注五)</sup>が、本書の「大臣踊」の歌詞にあたる箇所はそれらの中には見出されない。

由来、幸若舞曲における「百合若大臣」は、その幸若曲目三十六番中では長曲十二番の中に入り、古伝説話を題材としたものとして日本記、入鹿、大織冠、信田、張良と共に、愛好された曲であつたし、説経節正本にも存し、井上播磨掾の「百合若麿」・近松の浄瑠璃「百合若大臣野守鏡」も幸若舞に取材されており、中世後期より近世にわたり時人の人気を博した詞章であつたのである。「百合若大臣」の説話に關しては、すでに和辻哲郎博士の「百合若大臣」についての論攷<sup>(注六)</sup>や金岡丈夫博士の「百合若大臣物語」・「中国の百合若大臣」<sup>(注七)</sup>のごとき精細な論考がある。

以下、本書と幸若舞曲・説経節本文との比較を試みるが、それら本文は笹野堅氏編「幸若舞曲集」と横山重・藤原弘編「説経節正本集第二」に拠り、また明暦四年版舞の本の本文は前田淑氏のご示教

によるものである。

①(弓) (始) (的) (昔丸) (矢) (を) (せう) ゆみかはしまる、まとかたち、さらばこけまる、やおとらしよ、

(大臣 踊) たいじんおとりは、一おどり、

○いたはしや大臣殿には、御かほにも御足手にも。さながら昔のむし給へは。昔丸と名付申やとりの役をぞさしにける。

(幸若舞曲「大臣」大頭左兵衛本)

○痛はしや大臣殿には、御顔にも御足手にも、さながら昔のむし給へば昔丸と名づけ、矢取の役にぞさしにける。

(上田万年校訂舞の本・明暦四年版舞の本)

○(説経節正本目くらし小太夫正本この部分欠了。)

○九かこくの夫みやう、べつふをいわふとて、弓のたうをこうげうし、いたはしや大臣殿を、こけ丸となづけ、矢とりのやくにさしにける。(東北大蔵、説経節正本「ゆり若大じん」六段目)

○(東大蔵本「ゆり若大じん」殆ど右と同文)

右の比較によつて、本書は「百合若大臣」の六段目「大臣婦同井べつふ兄弟うたる事」に依拠していることは明らかで、幸若舞曲の踊歌にとられてゐることは、徳島県の「大臣踊」と共に僅か二例にすぎず、百合若説話の流布が各地にみられるのに比して甚だ珍としなければならぬが、本書の出自たる山城国に關しても、「山州名跡志」第六葛野郡の条に百合若説話中の愛鷹緑丸に關係ある若緑松という伝説が記されており、いかに百合若説話が愛好されたかの証拠が踊歌の中にのこされてゐること亦もつとも言わざるを得ない。

②(押手) (悪) (引手) (悪) こゝな物の、をしてのわるさよ、そこなもの、ひきてのわるさ

(可) (大 踊) (引手) (悪) よ、ゆめにこなんと、じやりしやう、たいじんおとりは、一お

さらりと留るや、偕も見事な名馬かなく。

⑩の「からのいどにて」の一章は、「たからおどりは是迄よ」に終るまでの箇所従来未見の歌詞もあり興味ぶかいが書写不分明で意味また判明しない。後考にまつ。

### 丙 庭の踊

⑪ひがしおもての、せんすいみれば、うめにさぐらに、さきみだれ、こすゑにうくいすさひつるは、はるのけしきと、みゑてやる、にわのおどりは、おどろよ。

にはじまる「庭の踊」五章は、俚謡集・日本歌謡集成卷十二所収の京都府相楽郡雨乞踊歌「庭の踊」と比較するに「にわのおどりはおどろよ〜」及び「にわのおどりはこれ迄よ〜」の詞が見えず、⑫にわのおどりにうちおれて、かゑるみちおもわすれたりけり、  
(庭) (踊) (是) にわのおどりにハこれ迄よ〜  
が「帰る道を忘れなよ」となっており、本書の表現の方が古調と見られよう。

「庭の踊」の類歌は前記の相楽郡のものほかに

△東表を眺むれば、梅や桜が咲き乱れ、春を知らせる鶯が、はなふみちらすとさへづる。(三重県安濃郡「大宮」(三章以下省略))  
があるが、全体を通じて、本書の歌詞より簡略になつており、「青さあやめがさきみだれ」などあるのは、おそらく本書の「葵に桔梗に花菖蒲」の転化ではなからうか。本書ないしは俚謡集所収の京都府相楽郡の「庭の踊」の歌詞の方が、京都の泉水の美観や風物をよ

く詠み、古調といわねばならない。類歌として、

△ハンヤ、長者さま〜おほけれど、ハンヤ、みなみつ長者と申するは、いとな長者でおはします。ハンヤ、大ちに黄金をゆりはめてハンヤ、白銀はやしを七はやし、こがねの御蔵が七みくらハンヤ、四方に四せつをあらはせり、ハンヤ、東をはるかにながむれば春の景色とうち見えて、日月はんじやうかゞやかに、誠の春とは見えにけり〜、ハンヤ、南をはるかにながむれば、夏のけしきとうち見えて、池水までもぬるうして、みいとのかまどをみがきたて、誠の夏は見えにけり〜、ハンヤ、西をはるかに眺むれば、秋の景色とうち見えて、十二のぼさつをまゐらす。誠の秋とは見えにけり〜。ハンヤ、北を遙に眺むれば、冬の景色とうちみえて、白かねついちをおつきやる。ついちのうへにまつ植ゑて、松に白ゆきふりかゝる。ハンヤ、誠に冬のけしきとは見えにけり〜。(福岡県八女郡はんや歌「花四せつ」)  
△ハンヤ、春は花さく、この里に。ハンヤ、立ちも退かれぬ花のもと。ハンヤ、夏はすゞしき木のもとに、ハンヤ、立ちものかれぬ木のもとに。ハンヤ、秋はさやけきお月様〜、ハンヤ、こゝろさえねばやみでそよ。ハンヤ、冬は雪見の富士の山、ハンヤ、袖にふる雪しみ〜と。(福岡県八女郡はんや歌「花四せつ」)  
その他、福岡県西臼杵郡「おち〜どの」・「四季」・「梅の小木」などがあるが、おなじ庭踊にしても、大分県速見郡「庭借歌」・徳島県那賀郡「お庭踊」・鳥根県知夫郡「皆一」・鳥取県伯耆地方「んど宮の歌」などは歌詞の系統を異にしている。

「庭の踊」の歌詞のなかでは、東(春)・南(夏)・西(秋)・北(冬)の順序で庭の表を歌っているのが諸国共通の構成であるが、熊本県葦北郡「石搦歌」のごとく、東(春)・西(夏)・北(秋)





さすン油火ならばしめさんせ〜(下略)

とあり、同じく「小しのび踊」にも

△(上略) 忍ぶ局に月がさす〜、油火ならば消さうもの〜、

しんのぶ程こそ面白や〜、いよ、今宵はこゝにあらはれた〜。

と同じく、本書の「忍ぶ踊」は、「聖霊踊」の「しのび踊」と構想を同じくしており、しかも「しめさんせ」ないしは「消さうもの」とあるよりは「けそすもの」とあるのが古型であり、忍ぶ小部屋におる女をして「けそすもの」とするのが情緒をたによわす佳語といいうるのであろう。

(忍) (小部屋) (笠) (掛)  
しんのぶこへや(に脱か)、かさかけて、かさたとすに、よはでよ

ひめに、しのぶおどりは是迄よ〜

「かさたとすに、よはでよひめに」は意味不明な書写箇所である。

「かさかけて」の「かさ(笠)」は、

△笠を召せ、笠も笠、浜山の宿に流行る、菅の白い尖り笠を召せなう、召さねばお色の黒げに。(閑吟集一五〇)

とあるものようでもあり、それが忍ぶ小部屋に掛けられるのは、

△身は破れ笠よなふ、着もせて掛けて置かる。(閑吟集一四九)

△身は破笠、着もせて、すげなの君や、掛けて置く。

△笠がこれの門の脇の垣の鍵にかかりと掛った、あら不思議や。(隆達小歌集五二)

と相通するものであり、「忍ぶ小部屋」の鍵にかたりと掛ったとでもいうのであろうか。

この「忍び踊」は、浅野建三氏もすでに指摘せられておることく、

閑吟集歌謡以来、最も時人の好尚に適した歌詞として、各種踊歌に伝承されている佳吟であり、伝播率も高く類歌はおびただしいが、本書と時代と所をほぼ同じくする「踊唱歌」と「聖霊踊歌」との三書に見られる「忍び踊」歌詞の関連を考察するに、「聖霊踊歌」には「大しのび踊」・「中しのび踊」・「小しのび踊」と忍び踊が大中小三番あり、その中の「大しのび踊」、

おれを忍ばば御門戸わきでお待ちやれ、もしか人がいざ問はば御門の番衆と答へさん〜、おれを忍ばば小松の下でお待ちやれ、もしか人がいざ問はば、門松はやすと答へさん〜、おれを忍ばば柳の下でお待ちやれ、もしか人がいざ問はば、楊枝木はやすと答へさん〜、おれを忍ばば唐竹藪でお待ちやれ、もしか人がいざ問はば、こきりこはやすと答へさん〜、おれを忍ばば細谷川でお待ちやれ、もしか人がいざ問はば、手水を使ふと答へさん〜。

は、「踊唱歌」の「忍び踊」、

おれをしのは、御門の脇にお待ちあれ。人がとがめうば、門の番と答へあれ。おれをしのは、広間の脇にお待ちあれ。人がとがみやうば、広間の番と答へあれ。おれをしのは、うらなる山にお待ちあれ。人がとがみやうば、山の番と答へあれ。おれをしのは、うらなる藪にお待ちあれ。人が咎めば、藪の番と答へあれ。おれをしのは、柳の元にお待ちあれ。人がとがみやうば、楊枝けつると答へあれ。

と全く同調であるが、

△柳の蔭に御待ちあれ、人間はばなう、楊枝木切ると仰れ。

と比較すれば「聖霊踊歌大忍び踊」よりも「踊唱歌忍び踊」の方

△豊後の港をけさだして、ヤア、いまは備後の柄へつくく  
(下略)  
などとともに近世調に遠い古調を遺存している船歌的なものとみ  
ることができよう。

四 忍ぶ踊しのぶどり

②しのぶ(名)く(立)となはたてど、まくらさだめたよさもなや、しのぶ(忍)  
おどりは一おどりく(枕)

の冒頭の一章は、「隆達小歌集」の  
△其方忍ぶと名は立ちて、枕並ぶる間もなやの。

と内容同じく、七五七五形式(今様半形式)の律調また同趣のも  
のと見ることができ、さらに隆達小歌に比して素朴な古調を示すも  
のというべきであらう。

③七里山道、五里なはて、あとにねよなら、こまいもの。  
(歌) (寝) (米)

「こまい」は「来るまい」の意であらう。近世調のものには、福  
岡県雑謡(群 全地方民謡集所収)に

△三里柴山、二里の河越えて、来るは誰故、お前ゆる。  
があり、「三里山道、三里歌」の表現は、

△お伊勢様へはこれから何里、三里山道、五里歌。三重県一志郡童謡  
があるが、本書の忍ぶ踊の歌詞はそれらに比してはるかに古格で  
ある。以下、「しのぶこべや」の連謡体四章が続くが、

④しのぶ(小部屋)く(根木)の、くろく(心)きは、かつらいならず、きくすもの、  
しのぶ(小部屋)く(根木)

しのぶおどりは一おどりく

⑤しのぶ(小部屋)く(根木)の、たかつのこ、なアもういとよ、さしやく(忍)き

と、しのぶ(小部屋)おどりは一おどりく

は他に類歌を見出しがたいものであり、「くろく、さ(根木)」は戸  
ぼそに戸まらさをさし込んで戸を開閉させる装置で、桂の根木であれ  
ばざいざいと音がするから忍ぶ小部屋には都合がわるいとするのか、  
或いは「かつらはならず、きかずもの」として桂の根木は音がしな  
いからよいとするのか、書写の不明なるままにその意は判然とし  
ない。「たかつのこ、なアも」も書写不明であり「高妻戸」か  
「高角子」か、「なアも」は「名も」かあきらかでないが、「さし  
やく(忍)きと」は忍ぶ小部屋へはいる時のけはいをあらわしたものと  
しておもしろい。

△忍ぶ殿のおりやるやろ裏の車戸が、きりきりつとなる裏の車戸  
がな。忍ぶ御殿は狗犬(犬)やら戸を明けかねてうめいた。(広島県田  
植草紙「晩歌」)

△京人がはせるげて京人がはせるげて、背戸のくるま戸がぎりし  
と鳴りそろ、背戸のくるま戸が(三河国花祭)

⑥しのぶ(小部屋)く(根木)の、まとの月、あふらひならば、けそすもの、し  
のびおどりは一おどりく

「けそするもの」は「消させるもの」の意か。その成立は古く中  
世にさかのぼる大和国吉野郡大塔村の「篠原踊」(名)の「宝踊」  
に

△おらが局にや、月がさす、油引きすば消さすもの

とあり、山城国相楽郡の「聖霊踊」の「鹿背山踊」のうちの「中  
しのび踊」に

△忍び細道はへてンふツときりたや此道をく、忍ぶつばねに  
かさかけてン笠と尋ねばよびごこ(木ノマ)く(忍)ぶ局に月が

本書の「名所踊」は、前掲二者が京都から遠く離れて尾張地方な  
いしはそれ以遠の地を歌っていることの多いのに比して、山城を中  
心とした近隣の名所をよみ、その謡い手と聴衆と間には相互になじ  
みのある地名を通して一層親しみのふかいものを感じ取ったことと  
思われる。

三 島の踊しまのうた

⑩われはさつまのしまのもの、さぬきのとのこに目かくれて、い  
まはさつもの、よそにみる、しまのおとりは「おとり」

とあり「われは薩摩の島の者」とあるのは、「聖霊踊」中の「薩  
摩踊」の

和歌山県有田郡楠木地方の「越前踊」の

△おれが殿御は今年始めて薩摩下りのあき人よ、薩摩下りのなつ  
かしやく、(下略)

△己れが殿御の腰を見れば長い刀に小尺八、己れが殿御の腰を見  
れば越前小琵琶に琴の糸、裏飛の白鷺どこへ行く、薩摩下りか懐  
かしや、薩摩上りで腰御座るなら文をも遣りたい薩摩まで、(下  
略)

及び広島県安佐郡の「大踊歌」の中に見える

△清水寺でおきうながむれば、はかけた船や見えて候、はかけた  
船が見えては候が、にしきのやほで風をまつ。風まつ船はどな  
たへ参る。さづき参るさつま船。さつまをおりて上人なりて、  
いのや加賀しらいとへ。さつまの国にさいづる鳥は、さつまの  
国へ帰らいで。

のごとく、薩摩の国よりの便船による海上交通をうたつており、京

都と薩摩との交渉の深さが、かかる船歌的なものを生み出したもの  
と考えられよう。

「讃岐の殿御に目がくれて」の表現は、埼玉縣秩父郡の「さくら  
歌」(獅子舞)に見られる、

△十七の立つたすがたに目がくれて、いまのさきらの気色わすれ  
た。

にその類を求めうるが、最も類似するものとして、「閑吟集」の

△我は讃岐の鶴羽の者、阿波の若衆に膚触れて、足よや腹よや、  
鶴羽の事も思はぬ。(閑吟集二九〇)

の系統を引くものと推定され、その伝承系譜は古いものと言わねば  
ならない。

⑪さつまのしまをもけさ立て、はやとついたよしこくまで、しまの  
おとりは「おとり」

から引続き、薩摩を生国として、四国・淡路・堺・大坂・八幡を  
経て京都に至り、祇園清水の見物を歌いあげているのはやはり当時  
の舟運に関係を持つものと思われる。各章に見える

「……のしまをもけさ立て、はやとついたよ……まで」の共通発  
想は、愛宕の山伏が吉野の峯入りする「三重県山伏踊歌」(「巨福  
集拾遺」所収)の

△大和の名所を今朝立ちて、梨原峠を早や打ち過ぎて、六田の渡  
をお渡りやりて、急げば早よ着く吉野まで、

などと同調のものであり、さらには「踊唱歌」の十番「豊後踊」に  
見える、

△ふんごの国をけさたちて、いまはあかしのうらみつくく

「巷謡篇」巻下土佐郡神田小踊歌「ふんご」に見える、

代の踊歌の様相をより如実に見せているといえよう（広島県豊田郡の集靈所収）は前掲の伊勢踊よりもかな（御伊勢踊）（但り時代のくだる盆踊歌と推定せられる）。

伊勢踊については既に井浦芳信氏（前掲）を始め諸家の指摘されたように、同じ伊勢踊と称するものでも、風流踊としての場合、一般の場合、また盆踊としての場合、座敷踊の場合等もあつたが、（古風扇舞曲林）（貞享三年）の末尾「伊勢踊始」には慶長貞、美男桂甚内と

山吹という小歌の名手との間の恋愛をそねんだ歌「松坂こゑてゐいこのさいた桂おとこのながかたなおほいつかない」が起源で、「往昔は神哥をうたふておどりしが、後に雨乞などの祭に専ら今の伊勢おどりの拍子にてありしと也。」と説いている。この説について井浦芳信氏は「以上の説は信じがたい点も多いが、しかし慶長と寛永と延宝の三例を歴史的展開のうちに見ようとすると、本書の説は意外に実を含むものではないかと思われる。」と賛意を表しておられ、筆者また「山城国踊歌九番」に見られる「神楽踊」こそはいまだ近世調に変じらない伊勢踊本来の神事踊としての古雅な歌詞を示すものではないかと推定するものである。

中世末期より近世初期にかけて流行した伊勢踊は、かくのごとき神事歌謡であり、農村の民衆の素材真摯な歌声であつた。

伊勢参宮こそは永島福太郎氏の説かれるごとく、都市以上に封建的束縛の強く娯楽も少なく、しかもその制限もきびかつた農村の民衆が、そのときだけではあるが信仰行事にかりて自由を獲得しえたものであり、民衆にとつて旅行の快楽もそこで初めて得られ、民衆の見聞もその道中で一層ひろめられたことであらう。

かかる参宮は、本書所収の「神楽踊」をはじめとする各地の「御伊勢踊」の踊歌によっていかに農村民衆がその参宮意識を自ら強く

盛りあげていつたかは想像に余るものがあろう。

なあ山城国相楽郡和束は京都府の南側に位置し、京都と共に木津・奈良に近接し、中世における伊勢参りは伊賀越えよりも大和路經由長谷寺・萩原関を経て伊勢街道によつたものと思われる。

## 二 名所論

名所を「めんしよ」というのは「ますもと舟がつきやすまいが、

あの宮島はめんしよかや」（広島県安佐郡飯室村きりこ踊）にも見

られるが、これは⑥「くには六十むくにのくになれど、いつくにお

どりてみせまいらしやう、めんしよおどりわひとおどり」（（見）（参））の歌に始

まり、山城・大和・摂津・和泉・河内の五畿内の国々の名所を歌つ

ている。しかし山城の国については⑦「まつばんに山しろのくに

のめんしよをみてよかろ」とあるのみで具体的に名所をあげていな

いのは、山城国については自明のこととしたのであろう。二番の大

和の国は奈良の七堂伽藍、三番の摂津の国は難波の浦、四番の和泉

の国は信田の森、五番の河内の国は生駒山に及ぶ。おなじ名所論と

いつても「聖靈踊歌」所収の「上狛踊歌」の「名所踊」は

△花の都を立出でて、大津の浦わのこらず見える、伊勢路にわか

れて亀山越えて、桑名の渡しが名所かな。

に始まって、尾張の熱田の宮・三河の八橋・遠州浜松の茶・駿河

の富士山・伊豆の箱根山・相模の小田原外郎をあげており、「踊歌」所収の「さんおきおとり」は

△いさやさんおき、みやこへまいりてさんならを、みやこめいしよや、さんどころく

踊りは一踊り。

や、中世末期から近世初期へかけて盛行した風流踊歌の詞型を忠実に伝える京都近郊の農村歌謡たる「踊唱歌」(東北大学)の「御伊勢踊」に見える、

△きやうハ御伊勢のミやめぐり、いさや人々。こりを取ノ、

△しやうじわるくハ宮川で。水かきよめの。こりをとるノ

△あまのいわとの油火ハ。神の御りして。きゑもせぬノ

△いせゑ参りてげく内宮。とれヲほんしやと。おがもやらノ

に、より関係ぶかいことを示しているといえよう。

中世民衆の伊勢信仰あるいは参宮意識については、永島福太郎氏は(註)「現世利益のそれであり、市場祭文に見えるように伊勢大神が商業神ともなっているが、現実的な農業神としての崇敬が主であった」と説いておられるが、「踊唱歌」の「御伊勢踊」との比較においては、「踊唱歌」にはその末尾六・七章に

△ゆうべゆめミたよういゆめを。しらげたわらを。つむとミた

ノ、

△ことしや世の中いねのますづきししてミたら。いねハ三そく。

米ハ五斗五升五合つく。ますととかけとミとよせて。ことしや

世の中。ゆりなおすノ

とあって、本書の「神楽踊」よりも現実的な農業神崇敬の傾向が

つよく、「神楽踊」の方がより純粹に神事踊的要素が強い詞章を伝

えているように思う。

伊勢神踊りについては、碧山日録に記すところの、応仁二年東軍

に倒する疾足三百人が、単衣細葛の半裸形で頭上に金冑、籬笠、赤

毛などをつけて踏歌奔躍して宇治大廟に詣でたことを、その源流か

ともし、又文明十一年七月十五日、左京亮信光の安祥城攻めの際、

伊勢踊の踊り子にまぎれて城内に入つたことがあり(「三河記」)

今川氏真も伊勢踊、兵庫踊を好んだといわれる(「總見記」)。さら

に「義演准后日記」などの記録によれば、伊勢踊は慶長十九年九月

より十月にかけて畿内はもちろん関東の諸国まで殆ど全国的に大流

行し、神事踊ないしは仏寺的色彩が濃いものであつたことも認めら

れる。(註)

寛永十二年七月尾州家より將軍家光に献じた上覧踊の中に見られ

る伊勢踊―これは上覧踊の中でも他の踊歌が堀杏庵の作になる

ものに比して、その詩形、琉球歌謡に近くだ一つ古風のものとな

れている―は、

これほど踊、松坂越えて、伊勢踊。

あの君様は、伊勢の浜育ち、目もとに、しほが、こぼれかかる。

天に照る月は、十五夜が盛り、あの君様は、何時もさかり。

に見られるように、古風な感じは遺しつつも、神事踊的色彩はう

すれてゆき、さらに「柴の一本」に記するところの

さすやようでさゝぬは、人待つ宵の夷木戸。又もさすものは、

追手の風に、水馴棹。

松坂越えて、やつこのノ、はつあよいやさ、爰に一つの、く

どきがござる。

のごとく延宝頃の伊勢踊には全く本来の形態は存せず、踊口説さ

え加えられていく。本書の「神楽踊」は「松坂越えて」を代表的な

唯一の固定句となつている伊勢踊と全く類を異にし、古風を保つ伊

勢踊の一と認められる。「踊唱歌」の「御伊勢踊」と共に、古雅に

して真に神事踊歌としての風格を具えている農村民衆の伊勢踊とい

うべきであるが、「踊唱歌」に比して、「ゆずさらさらとおしもんで

げくやないくをおがむやら」の歌詞に見られるごとく、神仏習合時

るうものごとくである。

九番六十七章の所収歌謡は

- (一) かぐらおどり(神楽踊) 五章 ①—⑤
- (二) めんしよおどり(名所踊) 五章 ⑥—⑪
- (三) しまのおどり(島の踊) 八章 ⑫—⑲
- (四) しのぶおどり(忍ぶ踊) 六章 ⑳—㉕
- (五) たからおどり(宝踊) 六章 ㉖—㉑
- (六) にわのおどり(庭の踊) 五章 ㉒—㉗
- (七) だいじんおどり(大臣踊) 六章 ㉘—㉙
- (八) じんぢおどり(陣立踊) 六章 ㉚—㉛
- (九) こじんやく 十九章 ㉜—㉟

より成り立つている。

(九)の「こじんやく」は律調もさまざまであり、ほは連謡体であるがその中には長短詩形の断続があり、(一)の「神楽踊」より(六)の「陣立踊」までの八番は、それぞれ連謡体の長詩形であつて叙事的な色彩が強く、九番全般を通じて組歌形式をとっている。

全体を通じての律調は末だ3・4—4・3—3・4—5の、完全な近世小唄調は現われておらず、五七調・七五調・七七調が混在しており、形態上においては一貫した統一性は見られない。全六十七章のうち、七五七五の今様半形式ないしはその破格形式のものが三十五章で圧倒的に多く、七五七五形式のもの八章、短歌形式(五七七七七)のものが七章、七七形式の反覆が五章、五七七形式のもの四章、七五七七形式・七五二句形式七七七七形式が二章ずつ、五五七七形式・七七七七形式のものが一章ずつであり、句数現形態は四句形式のものが二十四章、六句形式のものが十八章で圧倒的に多く、五句形式は九章、七句形式・八句形式は四章ずつ、十一句形式が三章、

九句形式・十句形式・十四句形式がそれぞれ一章ずつとなっている。総じて、本書においては未だ近世調は萌芽を示しているにすぎず、七五七五の今様半形式が優勢で、古調を示すものといふことができるであろう。

### 三

次に本書所収歌謡について関係歌謡を例示しつつ、内容・構成の特質について卑見をのべて行くことにしよう。

(一) <sup>かぐらおどり</sup>神楽踊

①ことしのとしハ、<sup>(世並)</sup>よなミがよて、いざさらさらと、おいせまいる

を、<sup>(宮川)</sup>ミヤがわで、<sup>(船艇)</sup>こりとて、<sup>(数珠)</sup>ゆずさらさらと、<sup>(押揉)</sup>おしもんで、

<sup>(外宮)</sup>びくやなくを、<sup>(拜)</sup>おかむやら、<sup>(神楽踊)</sup>かぐらおどりハ、<sup>(踊)</sup>おどろよ、

に始まる五章の「神楽踊」は、和歌山県有田郡の雨乞踊歌としての神楽踊(日本歌謡集成 卷十三所収)

△先づ一様に御並よ、神楽の踊を一踊り、音に聞えし音に聞えし

桑名の名所で宿取つていざや茲らで神楽参らしよ、神楽参らし

ようひーろろやひやうろ、ひやうろ、音に聞えし音に聞えし、

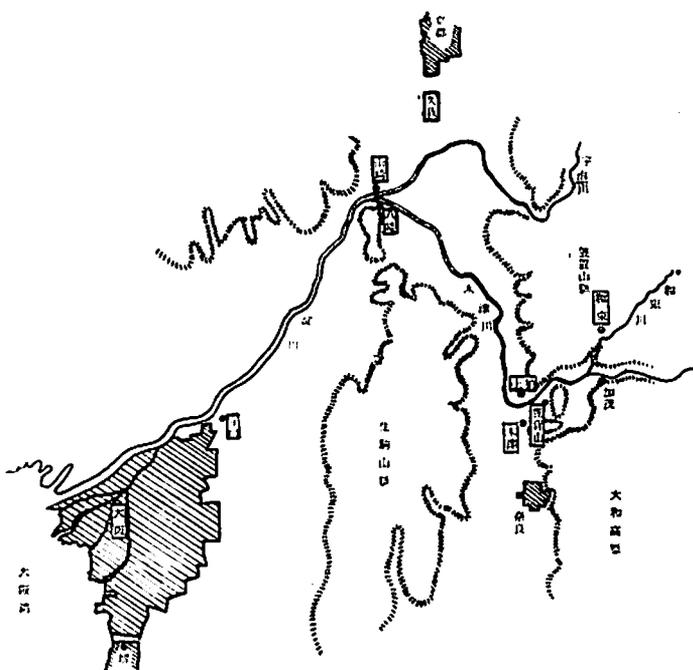
松坂名所で宿取つていざや此処らで神楽参らしよ (下略、音に聞えし宮川名所山田の名所を繰返す)

よりも、京都府加佐郡の雨乞踊歌(一名花踊歌)「伊勢踊」(但録集)に見られる、

△イヤあすは吉日、伊勢参り。嬉しやお伊勢へ参るぞよ。お伊勢踊りは一踊り。

△イヤこ、はお伊勢の宮川よ。いざよ人々、こりをとる。お伊勢

山城国相楽郡和東付近



京都府相楽郡和東町は、京都より南東にあり、和東川に沿い、付近は製茶を業とし、古くより木津川・淀川によつて大阪・京都にも交通の便あり、木津・加茂・奈良は至近の地域である。

に称したものである。本書は写本一冊。半紙判袋綴冊子本。縦二十五糎。横十七糎。淡紙表紙。墨付十五丁。

この踊も現在すでに和東地方においては行われず、古老に尋ねてもその踊歌の存在をすら知る者はなく、早くより消滅したものとされる。従つてその踊歌がいかなる曲節・扮装によつたかは全く知る山もなく、今は日本歌謡集成巻六所収の「聖霊踊歌」についての石田元季氏の解説によつて間接的に偲ぶのほかはない。

これら「踊唱歌」・「聖霊踊歌」・「山城国踊歌九番」の、曾て発生した地域は、上図によつてもわかるように、相互に極めて近接しており、それらの歌謡は相互間に連関があり、共通の発生地盤を有するものと思われるが、それらの前後関係については浅野建二氏の説かれるごとく容易に決し難いと言わねばならないが、これら三者の内容を吟味することによつて、その歌謡史上占める位置をいくらかでも解明するためにその検討を進めねばならない。

本書は山城国相楽郡和東の地に曾て行われたと思われる踊歌の書留であり、その書写年時は明らかでないが、享保頃かと推定せられる(川瀬一馬博士ご示教)が、その期の歌謡よりもその内容律調ともに遙かに古調であり、歌詞には多く訛言・方言・古語を含み、音便形・敬語法・助動詞・助詞などにおいて明らかに中世語法の痕跡が認められる。所収歌謡において歌われている地域は、山城国を中心として大和・摂津・和泉・河内・伊勢よりさらに淡路・四国を経て遠く薩摩にまで及んでおり、「大臣踊」は幸若舞曲「百合若大臣」に拠つたものであり、「宝踊」は室町時代の堺の豪商湯川氏との関連極めて密接にして、湯川氏は安土桃山時代にはあまり現われなくなる点より見てそれ以前のものと考えられる(豊田武博士ご示教)など、その所収歌謡の事実上の成立はふるく十五世紀末にまでも溯

# 「山城国踊歌九番」について

—中世末期歌謡の一考察—

橘 健 二

中世末期から近世初頭にかけて畿内を中心として盛んな踊歌時代を現出したのであるが、京都近郊における農村民衆の力強い歌声としての踊歌は、周知のごとく東北大学蔵本「踊唱歌」(山城国乙訓)<sup>(註一)</sup>や「聖霊踊歌」(山城国相楽郡)<sup>(註二)</sup>にその古調を遺存している。本稿においてはそれらとほぼ時と処を同じくするもののごとく思われる「山城国踊歌九番」<sup>(註三)</sup>について、その構成・内容の特質及びその歌謡史的意義について考察してみようと思う。

浅野建二氏も最近、兵庫県の山間部に遺存する由来の極めて古い風流踊歌「ザンザカ踊」の歌詞の内容・構成等の特色から見て本書の踊歌また「ザンザカ踊」・「踊唱歌」・「聖霊踊歌」と同系の風流踊歌にして共通の発生地盤を有するものと推定しておられる<sup>(註四)</sup>が、室町末期において山城国に咲き且つ散っていったこの民衆の歌謡こそ我々の胸に今なお強くよみがえってくるなつかしい風物詩である。

## 二

「踊唱歌」については高野博士が日本歌謡集成巻六における同書

解説において「軀めた時・人・処ともわかたてないが、歌によつて判ずれば、京都近くの地に行われた踊の歌で、時代は前掲の聖霊踊唱歌の類と同じく、江戸の初世というよりは中世に近づいた頃のものとと思われる。」とし、供養踊・雨乞踊・餌さし踊の歌詞から此の踊の演ぜられた地を推定し、さらに播磨踊の歌に清十郎の名の出ていることによつて、いかにしても彼とお夏との間に浮名の立った寛文二年以前に輯聚せられたものとはなしいとしておられる。近頃浅野建二氏は原本についてその表紙料文書の書入れを考察されたが、山城国久我庄を中心として行われた踊歌の集録であることが明らかとなり、「所収の大部分の踊歌(御伊勢踊・しうとめ踊・餌さし踊・豊後踊・朝日長者・鎌倉踊・忍びをどり)は構成・内容の特質及び律調等からみて明らかに中世末期の小歌の系統を引く、いわゆる組歌形式も、である点に於て、たとえ本書の筆写は寛文二年前後とするも、その大多數の歌謡の事実上の成立は遙かにこれを溯り、少とも「聖霊踊」よりも完全な形態において近世初期(慶長—寛永)の風流踊歌の様式を伝えるものと断ぜざるを得ない」と説いておられる。

「聖霊踊歌」は、日本歌謡集成巻六の高野博士の解説によれば、石田元季氏が踊歌二十七番と題して歌舞伎研究の上に寄せたものを収めたものであり、前半十番は山城国相楽郡上狛村において、後半の十番は同郡鹿背山において、孟蘭盆の聖霊踊に用いたものであり、新しい精霊のある家へ行つて踊るのがならわしであったが、もとは作祝や雨乞などにも催したものだといふ。いまこの聖霊踊は行われず、わずかに古老においてその踊を知るのみという現況である。

「山城国踊歌九番」の名称については、もと無題の該写本を筆者が京都府相楽郡和束町稲垣武次郎氏宅において寓目した際に、仮り

研究紀要 第2集

昭和34年5月25日 印刷

昭和34年6月1日 発行

奈良市紀寺町

奈良女子大学文学部

附属中学校・高等学校

印刷 三笠印刷出版社